

現人神 國家神道 といつ幻想

近代日本を
歪めた
俗説を糺す。



はじめに

「現人神」

「國家神道」

今の日本人は、この言葉からどんなイメージを連想するのだろうか。おそらく、狂信的な「天皇崇拜思想」と、それを支えた「国教制度」といったところだろう。

少し詳しい人なら、「天皇を神として絶対的に崇め服従しなければならない」という思想が、明治以来ずっと教えつけられた結果、日本の指導者は世界征服の妄想を抱き、国民は戦争へと駆り立てられていった。この狂信的な天皇崇拜思想を鼓舞したのが国家神道であり、事実上の国教として政府によって優遇されたばかりか、神社参拝は国民に強制され、神社の信仰と対立するような宗教は弾圧され、「国民の信教の自由は踏みにじられた」と答えるかもしれない。

どうもこのイメージは疑問の余地のない真実だと考えられているようで、事実、政教分離をめぐる一連の裁判における裁判官の認識も、このイメージで貫している。

「大日本帝国憲法（以下「旧憲法」という。）に信教の自由を保障する規定（二八条）を設けていたも

の、その保障は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という同条自体の制限を伴っていたばかりでなく、国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、ときとして、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対しきびしい迫害が加えられた等のこともあつて、旧憲法のもとにおける信教の自由の保障は不完全なものであることを免れなかつた」（昭和五十二年、津市地鎮祭事件・最高裁判決）

「明治憲法が『天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ』と定め、天皇が現人神とされて以来、國が國民一般に対し國家神道思想の教育を行い、それが國家を支え統治する思想として支配的となり、（中略）その時代には、まさに國家機関が宗教活動を行つていたものであつた」（平成四年、愛媛県知事玉串料等奉納事件・高松高裁判決）

裁判の判決文でもこのように言われているのだから一般人が疑いを持たないのも無理はない。しかし、ちょっと考えてみれば当たり前のことなのだが、裁判官は法律の専門家ではあっても、歴史の専門家ではない。昨日今日起つた事件についてさえ、事実認定を誤つて冤罪を見抜けなことがある。まして遠い歴史上の出来事についてはなおさらだろう。

もつと決定的なのは、裁判においては、被告（訴えられた側）が異議を唱えなければ、原告（訴えた側）の主張がそのまま認められてしまうということだ。そして、これまでの政教関係訴訟では、被告側の政府は歴史認識についてはまったく異議を申し立ててこなかつた。

はつきり言うが、冒頭に示したような認識は思い込みに基づく「幻想」にすぎない。それは最近の実証的歴史研究の成果に照らして明らかなのだが、これが意外と世間では知られていない。歴史の専門家でさえ、少し分野が違つただけで知らない者が大多数である。世間で知られていないことがそれほど大きな意味を持たないのなら、それでもかまわないのかもしれないが、この「幻想」は、首相の靖国神社参拝問題や政教関係訴訟、さらには教科書問題や外交関係にまで影を落としている。

たとえば、反靖国を標榜する戦没者の遺族や宗教者らが、小泉首相の靖国神社参拝を違憲であるとして訴えた訴状には次のように書かれている。

「戦前日本の軍国主義は、天皇の統帥権を嵩かさにきた軍部の専横のみで独り成立し得たのではない。「八紘はつうよう一宇」に代表されるような独善と霸權の思想、「現人神」天皇制と国家神道のもとで培はつちかわれた忠君愛國、滅私奉公等、近代の「自我」を排する当時の国民の道徳観・世界観が、その生成に大きな力を与えている。／だが、このような国民の道徳観・世界観は、決して国民の側から自発的に生まれたものではない。学校を布教所とし、「教育勅語」を教典とする徹底した皇民化教育＝国家神道の宗教教育によって國家が強制したものである」（靖国参拝違憲確認等請求事件訴状、平成十三年十一月一日）

近年の学問的成果をまったく無視したこんな極論が裁判の場では横行している。それを多くの国民は知らないし、原告と信条を同じくする研究者はその誤りを知っていてもあえて訂正しよう

とはしない。どうも、裁判に勝ちさえすれば、過去についての認識などはどうでもいいというところらしい。こういう状況であつてみれば、「現人神」「國家神道」といつた言葉をめぐるイメージが「幻想」にすぎないことをはつきりさせ、どうしてそう言えるのかをわかりやすく説明しておることは、かなり重要なことなのではあるまいか。これが本書の執筆の第一の動機である。

ところが、この狙いが上手くいくとすると、即座に「だつたら、その幻想にかわる実像とは何なのか。お前の考えを言ってみろ」という声が返ってくるに違いない。だが、ここが辛いところで、この分野の全体的研究水準は誰もが納得できる別の答えを提示できる段階には到達していない。「この主張は事実に反する」「この認識は間違っている」といった部分的・個別的な否定や修正の積み重ねはあるものの、それでは「明治維新から敗戦までの日本の政教関係をどのような制度として捉え、どのような時代区分で論じるのか」という長期的な展望を要求する問い合わせ、「同時代の世界の中では、どのように位置づけられる制度だったのか」という欧米諸外国との正確・詳細な比較を必要とする問い合わせに答え得るような、確固たる体系的理論はいまだに現れてきていなければ現状である。

「だから、お答えできません」と言つてしまいたいところだが、それではいくらなんでも読者にしてみれば消化不良だろう。それに、私自身の見通しがまつたく立っていないわけでもない。そこで、さまざまな異論が寄せられることは覚悟の上で、思い切って、自分が考へていてる仮説を紹

介してみようというのが、本書執筆のもう一つの動機である。

なおあらかじめお断りしておくが、本書全体の構想については私独自の考えが主となつてゐるが、個別的な歴史事実の発見や解釈については先行研究に負うところが多い。できる限り紹介に努めたつもりではあるが、一般読者向けという本書の性格上、省略せざるを得ないところも多々あつた。したがつて、さらに詳しく典拠を知りたい方のために、巻末に私の専門論文名を掲げておいた。専門研究者の方々には、その専門論文における先行研究への言及をもつてご容赦願いたいと思う。

引用文については、漢字は適宜、通行の表記に改め、仮名はそのままとし、必要に応じてルビを付した。敬称については文章の統一上省略した。あわせて御了解願いたい。



「現人神」「國家神道」という幻想——目次

はじめに

第一部 「現人神」という幻想

第一章 通俗的な「現人神」論の崩壊

現人神「明治起源説」

17

現人神「昭和起源説」の出現

20

修身・日本史小学校教科書の変化

22

第二章 明治初期から「教育勅語」の発布のころまで

明治初期の苦い体験

31

天皇「神孫」論の意味

33

「祭神論争」の教訓

34

憲法・教育勅語の思想

35

君臣関係の力点

37

第三章

「教育勅語」の發布から第一次世界大戦のころまで

41

「教育勅語」の準公定解釈と学校行事 41

さまざまな民間の注釈書 45

日本神話ぬきの天皇論 51

日清戦争以降における「家族國家」論の流行 48

「現人神」の創作者——加藤玄智 54

上杉慎吉の天皇絶対論 57

「八紘一宇」の提倡者——田中智学 59

第四章 第一次世界大戦から満州事変のころまで

63

第一次大戦以降の思想問題と政府の対応 63

「神話」軽視の風潮の反映 65

「共産主義」への恐怖がもたらした思想統制 68

「思想国難」の複雑さ 71

「対抗イデオロギー」としての国体論 74

「総力戦思想」がもたらした軍部の教育介入 77

第五章

満州事変以降

満州事変以降における諸潮流の合体 81

81

「天皇機関説事件」から「国体の本義」の編纂へ 83
「国体の本義」の内実 85

88

近衛文麿と「東亜新秩序建設」声明 88
「萩窓会談」から三国同盟へ 90

90

三国同盟から「臣民の道」へ 92

92

平凡な結論と新たな推理 95

95

第六章 「創られた伝統」としての「現人神」

佐藤信淵の評価にみる「伝統の創出」 99

99

大国隆正の評価にみる「伝統の創出」 103

103

占領期における「創られた伝統」の正統化・固定化 111

111

戦後における「創られた伝統」の増幅 111

111

「現人神」「八紘一宇」は「まやかしあか？」 115

115

「歴史意識の古層の隆起」としての天皇論 117

117

108

99

81

第二部 「国家神道」という幻想

第一章

「國家神道」は如何にして創られたか——「幻想」の系譜をたどる

「國家神道」「幻想」の産みの親——加藤玄智

123

「幻想」の媒介者——D・C・ホルトム

130

はじめに「神道指令」あり!

135

國家神道「幻想」の拡大者——藤谷俊雄

138

虚像の完成者——村上重良

141

憲法学界への宣教者——宮沢俊義

148

第二章 神社参拝は「法的に」強制されたか?

「現人神」信仰という虚像

151

国民個人に対する「法的強制」などなかつた

155

憲法発布当時の「臣民たるの義務」の解釈

159

内村鑑三不敬事件とは何だったのか

164

昭和における「臣民たるの義務」の解釈とその変化

司法官・行政官たちの解釈の変化

172

168

151

123

第三章

強制された「事実」とは？

“国家的な神社”などほとんどなかつた

「國家の宗祀」の回復へ 182

それは日露戦争後に始まつた！

「神社問題」の発生と政府の態度

宗教制度調査会での論議沸騰 195

④の修正案 198

192 186

177

「神社問題」を一変させた上智大学事件

拒否できない空気の醸成 205

203

第四章

「神社非宗教」論とは何だつたのか

「宗教」は不变なのか？ 211

“政治的意味”の変転 215

「国家神道」による宗教弾圧？ 219

海外神社も「国家神道」？ 224

211

177

第五章 「幻想」を必要としているのは誰か

体験を客観視できない戦中派

231

「国家神道」あるところに浄土真宗あり！

236

「国家神道」とは「浄土真宗」と見つけたり！

239

マスク・イデオロギーとしての「国家神道」

245

第六章 麟氣楼が消えた後には？

再び「魔術」に欺かれないために——「演繹」の誘惑に打ち勝とう

251

明治維新は「一揆」だった！

259 254

「国体」という名の習合思想

平凡な政教関係——公認教制度

261

あとがき

著者専門論文一覧

231

裝幀——
芦澤泰偉

第一部 「現人神」という幻想



第一章 通俗的な「現人神」論の崩壊

現人神「明治起源説」

「現人神」についての幻想をまき散らす通俗知識人は今でも跡を絶たない。たとえば、高名なジャーナリストの立花隆は「私の東大論」（『文藝春秋』平成十一年六月号）の中で、明治時代後半から昭和時代前期までの日本は北朝鮮以上に「異様な国家やまとだった」として、「金正日はほとんど神格化されているとはいって、まだ『將軍さま』『首領さま』であつて、神様ではない。誰も彼を神様とは呼ばないし、礼拝もしない。しかしあつての日本では、天皇は現人神とされ、神として礼拝されていたのである。国民は、子どものときから、天皇は神の末裔まつえいであると教え込まれ、ことあるごとに儀式的礼拝が強制されたから、ほとんどの国民はそう信じ込んでいた。だから、あの戦争でも、多くの兵士が天皇陛下万歳を叫びながら天皇のために惜しげもなく命を捧げたのである。イスラム教徒が、ジハード（聖戦）が宣せられると、この戦争でアラーのために戦つて死ね

ば天国に行けると信じて、平氣で命を捨てるようなものである」（三五二頁）と断定している。

著名な宗教学者の山折哲雄も「『鎮守の森』は泣いている」（『中央公論』平成十二年七月号）の中で、「明治にはじまつた神道の一種の近代化、すなわち天皇＝現人神を頂点とする『一神教化』という路線」（五五頁）が存在したと言い、このような路線と神社界は決別すべきだと主張している。

さらに、哲学者の梅原猛までもが、「教育勅語の精神は結局、天皇を唯一の神として、その神のために死ぬことを根本道徳とし、一切の道徳をこの根本道徳に従属させる精神であつた。これはまさに日本人の精神を長い間培養してきた仏教、儒教、神道及びそれらに養われた伝統、文化の否定以外の何ものでもない」（朝日新聞 平成十四年十一月十七日）と書いている。

立花、山折、梅原とは異なつて過去に対する好意的な立場からの発言ではあるが、小室直樹も『痛快！憲法学』（集英社インターナショナル、平成十三年）において、明治政府が資本主義の前提となる平等の精神を日本人の間に育てるために考え出しがたのが「国家元首たる天皇を、日本人にとって唯一絶対の神にすること。天皇をキリスト教の神と同じようにするというアイデアです」（二四頁）と述べている。

これらの人々の発言がどのような専門研究の成果に基づいているのかを断定することは難しいが、かつて「國家神道」研究の第一人者であった村上重良や、進歩的文化人の代表格であつた久

野収らの見解が、大きな影響を及ぼしているだらうことは想像に難くない。

村上は『天皇の祭祀』(岩波新書、昭和五十二年)の中で次のように書いている。

「明治維新にはじまる天皇絶対化は、帝国憲法の制定によって、ついに神聖不可侵な神としての天皇に到達した。(中略) 天皇を絶対化して神とするという、近代天皇制国家の指導層の発想は、つよくキリスト教の影響を受けており、現人神となつた天皇は、人間から隔絶した絶対の真理と至高の道徳の体現者に仕立てあげられた」(一五二一一五三頁)

「現人神天皇の存在は、国民の生活意識を、すみずみにいたるまで規定し、近代国家では世界に類例のない強烈な政治的宗教的機能を發揮することになった。天皇の名による戦争は、外に向つて天皇の御稜威^{みけい}を輝やかし、「八紘一宇」を実現するための『聖戦』とされた。大日本帝国においては、現人神天皇がそなえている普遍的価値を全世界に及ぼす行動として、対外侵略が正当化され、戦時、平時を問わず、全国民は、天皇と国家にたいする際限のない『滅私奉公』の忠誠を、要求されることになつたのである」(一五五一一五六頁)

久野も鶴見俊輔との共著『現代日本の思想——その五つの渦』(岩波新書、昭和三十一年)の中でこう書いている。

「天皇は教皇のごとく、神の権威のこの世における代行者にとどまるのではなく、まさしく神の子であり、現人神^{あらひとがみ}とせられた。天皇は、皇帝=教皇であるだけでなく、實に民族信仰における神の子イエスの役割をも演じなければならなかつた。権力、真、善、美のみならず、實に聖の領域

においてさえカリスマ的権威とせられたのである。／宗教における神の前の平等と、民主主義における法の前の平等とが、天皇の前の平等によつて代行された。こうして作りだされた一君万民のシステムは、封建的身分制度からの解放をねがう国民をうけ入れ、国民の統一と独立と平等を天皇を媒介として、上から保証し、平等となつた国民の自由な立身、出世、栄達の道を確保したのである」（一二八頁）

このように見てくると、今日華々しい議論を展開している知識人の言葉も、そのルーツをたどつてみれば、一世代前の進歩的文化人が唱えた旧態依然たる現人神「明治起源説」の繰り返しにすぎないことがわかる。ところが、これに対して、近年、専門研究者の中から現人神「昭和起源説」とでも言うべき議論を展開する人々が現れてきた。

現人神「昭和起源説」の出現

神戸大学教授の鈴木正幸は、「皇室制度——明治から戦後まで」（岩波新書、平成五年）において、昭和十年のいわゆる「天皇機関説事件」を「天皇神格化への道」（一八〇頁）と題して記述し、軍部は「天皇の権威を絶対化し、その絶対的権威によつて天皇が親率する軍を絶対化し、それによつて国政を制覇しようとした」（一八六頁）と論じている。

さらに、筑波大学教授の副田義也は、「教育勅語の社会史——ナショナリズムの創出と挫折」

(有信堂、平成九年)において、鈴木の議論をさらに発展させて、次のように述べている。

「國体の本義」〔昭和十二年、文部省刊〕では天皇は現人神であるという。『教育勅語』〔明治二十三年〕では天皇は神ではない。少なくとも『大日本帝国憲法』に示される立憲君主制において、天皇は、当初は、政府と議会に権限を制約されることがある君主であつて、神ではなかつた。井上毅は、『教育勅語』が特定の宗教、宗派の信者たちの信仰と矛盾しないようすることを、起草のさいの原則としていた。この原則のもとで天皇は神であるはずがない。『教育勅語』発布ののち、天皇の神格化が多面的に進められたのはすでに述べたとおりである。しかし、國家権力が公認する見解で、天皇が神となるのは、天皇機関説の否認からである」(二七六頁。なお、引用文中の〔 〕は私の註記で、以後も同じ)

要するに、天皇の現人神化・絶対化は昭和に入つてからのことだつたというのである。

私は政教関係の分野でさまざまな近代史料を読んできたが、明治期の文献では「現人神」という用語は偶にしか見かけたことがない。だから、そのような用語が頻繁に使用される、つまり、絶対神的な天皇觀が有力になるのはもつと後のことなのだろうと漠然と思っていた。ただ、その考え方を証明して、「現人神」の出現過程を明確に跡づけることができる研究方法は思いつかなかつた。

ところが、ひょんなことから現行中学校歴史教科書の記述の比較検討をやらされることにな

り、その作業をやつていてハツと気がついた。政府が国民に持つてほしいと考えていた天皇観というものがあつたのなら、それはまず教科書に書き込まれるはずだ。だから、その移り変わりを知りたいのなら、当時の「修身」や「日本史」の教科書を調べればいいのだと。そこで、当時の国民の大多数が学んだ小学校の「修身」と「日本史」の教科書の記述の変化を、「現人神」とそれとセットで語られることが多い「八紘一宇」という単語の登場に注意しながら調べてみた。すると、修身も日本史も、天皇に関する記述はほぼ歩調を同じくしておおよそ三段階に変化しており、「あさつみかみ現御神」や「八紘一宇」という単語が登場するのは、なんと最後の第三段階、それも昭和十六年以降のことであることが判明した。

修身・日本史小学校教科書の変化

小学校の修身・日本史の教科書を調べるとは言つても、全国で同一の教科書が使われるようになつたのは教科書が国定化された明治三十七年以降のことなので、とりあえずこの時期以降について教科書の移りわりを見てみると、修身については四回、歴史については六回の改訂が行なわれている。つまり、修身については五種類、日本史については七種類の国定教科書が歴史的に存在したわけだ。それらを、天皇についての説明の仕方に注目して年代順に見ていくと、ほぼ修身・日本史とも歩調を同じくして、記述が三段階に変化している。

まず、第一段階の明治三十七年以降における説明は、天皇は天照大神の子孫であるという天皇「神孫」論と、天皇の徳と臣民の忠義とによってこの国の歴史は続いてきたのだという君臣「徳義」論とかならなつていて、その実例を示せば以下のようである（なお、傍線は引用者、～～の中は発行年）。

天皇「神孫」論

《修身教科書》

* 天照大神は、おんまごニニギノミコトに、三種の神器をおさづけになつて、「この日本国ををさめよ。」と、おほせられました。ニニギノミコトのごしそんの神武天皇は、云々。

（尋常小学修身書・第四学年児童用（明治三十六年）一頁）

* 神武天皇から、ひきつづいて、おくらるにおつきになつたご代代の天皇は、みな、そのごしそんであります。かよーに、万世一系の天皇をいただくことは、せかいの国國に、たぐひのないことがあります。（同二頁）

《日本史教科書》

* 天照大神はわが天皇陛下の御祖先にてまします。（小学日本歴史一（明治三十六年）一頁）

君臣「徳義」論

《修身教科書》

*ご代代の天皇は、しんみんを子のよーにめぐみたまひ、臣民も、また、皇室のさかえるよーにねがひました。(尋常小学修身書・第四学年児童用(明治三十六年)四五一四六頁)

*又御代代の天皇は臣民を子の如く愛し給ひ、我等の祖先は皆皇室を尊びて忠君愛國の道をつくせり。(尋常小学修身書・卷五児童用(明治四十四年)一一二頁)

《日本史教科書》

*かくの如くにして我が国は漸次に国威を海外に宣揚し、遂に世界の列強と肩を比する地位に達せり。是もとより我が天皇陛下の御聖徳と、国民が身を忘れて義勇公に奉じたるとによると雖も、亦我が万世一系の天皇代仁慈にましまして、常に御心を國利民福の増進に用ひ給ひ、國民亦世世心を一にして忠君愛國の精神を發揮したる結果に外ならず。(尋常小学日本歴史卷一(明治四十三年)九七一九八頁)

次に、第二段階になると、天皇「神孫」論と君臣「徳義」論の他に、皇室はいわば本家で臣民は分家のようなものである、天皇は親で臣民は子のようなものであるといった「家族國家」論がつけ加わつてくる。それは大正十年以降のことである。

「家族國家」論

《修身教科書》

* 神武天皇の御即位の年から今日まで二千五百八十余年になります。此の間、我が国は皇室を中心として、全国が一つの大きな家族のやうになつて栄えて来ました。御代々の天皇は我等臣民を子のやうにおいつくしみになり、我等臣民は祖先以来、天皇を親のようにしたひ奉つて忠君愛国の道に尽しました。世界に國は多うございますが、我が大日本帝国のやうに、万世一系の天皇をいただき皇室と國民が一体になつてゐる國は外にございません。

(尋常小学修身書・卷五兒童用 〔大正十年〕一一二頁)

《日本史教科書》

* 紫宸殿の儀に於いて、天皇の賜ひし勅語の中に、万世一系の天皇は御代々三種の神器を奉じて万民を撫育したまひ、臣民も世々忠実に朝廷につかへたてまつり、義はすなわち君臣にして、情はなほ父子の如く、以て世界にたぐひなきわが國体を成せりと仰せたまへり。まことにかしこき極ならずや。(尋常小学国史下巻 〔大正十年〕一四六—一四七頁)

さらに、最後の第三段階になると、天皇「神孫」論、君臣「徳義」論、「家族國家」論の他に、さらに天皇「現人神」論と「八紘一宇」論とが付け加えられた。それは、昭和十四年以降のこと

である。

天皇「現人神」論

《修身教科書》

* 我等国民が神と仰ぎ奉る天皇は、天照大神の御裔おやえであらせられ、常に天照大神の御心を御心として國をお治めになられます。 (尋常小学修身書・卷六兒童用 (昭和十四年) 五頁)

* 天皇を神と仰ぎ奉ると共に、皇室を宗家そうけといたゞき奉るのが、我が國の成り立ちの世界に比類のないところであります。 (同六頁)

* 私たち日本の国民は、天皇を現御神あさつみかみと仰ぎたてまつるとともに、また皇室を宗家としていただいてゐるのであります。 (初等科修身三 (昭和十八年) 九二頁)

《日本史教科書》

* かくのごとき御盛徳の下に、わが国民は、天皇を現御神とも國の御親ともあふいで、身命をさゝげて世々忠誠をはげんで來た。 (小学国史下卷 (昭和十六年) 一七八—一七九頁)

* 御恵みのもと、世々の国民は、天皇を現御神とあがめ、國の御親とおしたひ申し上げて、忠誠をはげんで來ました。 (初等科国史下 (昭和十八年) 一八四頁)

「八紘一宇」論

《修身教科書》

* いま日本は、遠い昔、神様が国をおはじめになつた時の大きなみ心にしたがつて、世界の人々を正しくみちびかうとしてゐます。(初等科修身一(昭和十七年)九頁)

* わが大日本は、道の国であり、義の国であります。四海同胞のよしみを結んで一致協力し、ともにさかえ、ともに楽しむ世界平和をつくらうとする国であります。この精神は、み国のはじめから今日まで貫ぬいて、変るところがありません。/神武天皇は、大和の樞原に都をおさだめになつた時、「八紘を掩ひて宇と為む。」と仰せになつて、皇祖天照大神の大御心をおひろめになりました。御代御代の天皇は、この大御心のもと、皇化をあまねく四海にしくやうに、大みわざをおたてになつたのであります。(初等科修身三(昭和十八年)九六一九七頁)

《日本史教科書》

* やがて天皇は、畠傍山のふもと、樞原に都をおさだめになり、この都を中心にして大神の御心をひろめようと思し召し、かしこくも「八紘を掩ひて宇と為む」と仰せになりました。(初等国史上(昭和十八年)一二頁)

以上のような小学校教科書の記述の変遷からは少なくとも二つのことが言えるよう思う。一

つは、「現人神」「八紘一宇」は明治以来ずっと教えられてきたのではなく、何らかの社会変化の結果として昭和十年代に教科書に登場してきたらしいということである。もう一つは、天皇「神孫」論がずっと教えられていたにもかかわらず、昭和十四年以降になつて「現人神」論が新たに付け加えられていることから推測すると、天皇を「神の子孫」とする考え方と「現人神」とする考え方との間には何らかの差があるらしいことである。

話は少し飛ぶが、敗戦直後に侍従次長だった木下道雄は、占領軍から示された所謂「人間宣言」の案に「天皇を以て神の裔なり」とする思想を否定する旨が書き込まれているのを見とがめ、「断じて許し難い」と考えて、その部分の文言を「天皇を現御神とする事」に修正する案を、昭和天皇の同意を得て作成した（木下道雄「側近日誌」文藝春秋、八九一九〇頁）。この木下の修正が認められて、「人間宣言」の文言は「天皇を以て現御神とし」となつたわけだが、当時、「神の子孫」と「現人神」の間に意味の差がなかつたとすれば、この修正の意図は理解できない。

そうなると、次に問題となるのは、教科書の変化を促した社会の変化とは何だつたのか、「神孫」論と「現人神」論との差とは何だつたのか、ということだが、この疑問に単純明快に答えることは容易ではない。そこで、やや視野を広げて、天皇統治の根柢といつた問題を政府が教育政策の中でどう扱おうとしていたのか、それは社会思想の動きとどう関係していたのかを時代をつて考へる中で、この答えに迫つてみようと思う。これについては、次のような四つの時代区分を設けて記述していきたい。

①明治初期から教育勅語の発布（明治二十三年）のころまで。

②教育勅語の発布から第一次世界大戦のころまで。

③第一次世界大戦から満州事変のころまで。

④満州事変以降。

ところで、本格的な議論に入る前に教科書のことについて二点ほど補足しておきたい。一つは「八紘一宇」についてである。神武天皇が櫛原の宮で即位して初代の天皇となつたとする記述は、日本史教科書には明治三十六年以来ずっと存在している。しかし、即位の際のみことのり詔を掲げて「八紘を掩ひて宇と為む」という言葉をはじめて紹介し、しかも、それが国内に対してばかりではなく、世界に対する態度をも表明したものとの解説が現れたのは、昭和十八年のことなのである。

もう一つは、平成十二年に当時の森喜朗首相の発言として問題になつた「神の国」という言葉についてである。実は、この言葉も小学校日本史教科書に登場したのは昭和十五年のことであり、修身教科書への登場は昭和十六年のことなのである。

少し詳しく説明してみよう。日本史教科書について言うと、明治三十六年の教科書では、元寇のときに吹いた風は「大風」と記述され、北畠親房は南朝に尽くした忠臣として記述されていました。ところが、昭和九年の教科書になると、「大風」が「神風」と改められ、さらに昭

和十五年の教科書では、親房は『神皇正統記』を書いて「わが国が神国であること」を説いた人物であるとされるようになった。ここではじめて、「神国」という言葉が教科書に登場したのである（ちなみに、教科書の冒頭に「天壤無窮の神勅」が掲げられるようになつたのもこのときからである）。そして、昭和十八年の教科書では、冒頭の第一章が「神國」と銘打たれ、元寇についての記述の見出しが「神風」となり、「かうした大難を、よく乗り越えることのできたのは、ひとへに、神國の然らしめたところであります」となどと記されるようになった。

修身教科書でも、「神の国」の登場は、昭和十七年の『ヨイコドモ下』の中で「日本ヨイ国、キヨイ国、世界ニツノ神ノ国 日本ヨイ国、強イ国、世界ニカガヤクエライ国」と記述されたのが最初であり、昭和十七年の「初等科修身二」では北畠親房についての説明文の表題が「日本は神の国」とされ、昭和十八年の「初等科修身三」では「国史が文字でしるされる前、国史がことばでかたり伝へられる前から、神の国日本は続いてゐます」などと書かれることになつたのである。

第二章 明治初期から「教育勅語」の発布のころまで

明治初期の苦い体験

明治維新直後の日本においては、列強に対抗して独立を維持するために、国家との一体感、国民としての一体感、そして国家への忠誠心を国民全体が抱くようになることが急務であると考えられた。そこで「国民意識」形成運動とでも呼ぶべき教化運動が政府主導で展開されたのだが、それは神道を主とし、仏教・儒教を従とする形をとった。明治五（一八七二）年から八（一八七五）年にかけてのことである。教化に従事した神職・僧侶らは「教導職」と呼ばれ、教化の綱領として「敬神愛國ノ旨ヲ体スヘキ事」「天理人道ヲ明ニスヘキ事」「皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」という三カ条（「三条教則」）が与えられて、これに従つて説教を行なつた。

ところが、神仏教導職合同の“教化研究機関”兼“説教施設”として設けられた大教院といふ場所で騒動が持ち上がつた。政府は、芝増上寺に設置された大教院に祭壇を設け、そこに造化

三神（さんじん）【古事記】の冒頭に登場する天之御中主神、高御產巢日神、神產巢日神の三神」と天照大神を祀り、その礼拝を僧侶にも強制した。このため、神を拝まずを教義とする浄土真宗が反発して、大教院から離れて独自に布教することを要求して運動を起こしたのである。これを「大教院分離運動」という。この騒動は一年半あまり続いたが、結局、真宗の主張が認められ、真宗の独自布教が許されたばかりか、大教院も解体され、神仏合同布教そのものが中止されてしまった（真宗以外の佛教各宗は必ずしも合同布教に異議を唱えてはいなかつた）。

この事件は、宗教・教育にかかる政府指導者にとつて大きな教訓となつた。なにしろ、この騒動のあつた時期は、いわゆる「征韓論」によつて政府の屋台骨が揺らいだ時期だつた。ところが、国民教化政策は国民をまとめて政府を支えるどころか、宗教界の分裂対立をもたらして政府を悩ませたのである。宗教の教義にかかる事柄に下手に手を出すと厄介なことになると、彼らは思い知らされたわけだ。

この騒動の解決直前に、当時淨土真宗本願寺派（西本願寺）の指導的立場にあつた島地黙雷が起草し、門主の大谷光尊の名で太政大臣・三条実美に提出した興味深い文書が残つている。そこには、「皇室を尊奉する以上はその祖先である天照大神をも敬崇するのは当然であるが、造化三神などといふものは神道家が考へ出した宗教説で、一人で二つの宗教を信じることはできないから、真宗としては到底認められない」と書かれている。興味深いと言つたのは、この文章の前半部分で島地が「皇室を尊奉する以上はその祖先である天照大神をも敬崇する」と言つてゐることである。

つまり、天照大神の“子孫”だから天皇を尊奉するのではなく、天皇を尊奉する以上は“祖先”である天照大神を敬崇することもやむをえないと言つてゐるわけだ。このような主張を認めて、政府が真宗の大教院からの離脱を許可したことは、後々大きな意味を持つてくることになった。

天皇「神孫」論の意味

ところで、明治十年代に話を移す前に、明治初期にどのような天皇觀が国民に説かれていたのかを見ておこう。それは、数多く残されている「三条教則」についての当時の解説書から知ることができる（『明治聖徳記念学会紀要』誌上の三宅守常の翻刻参照）。それらによると、天皇を天照大神の子孫、すなわち「神孫」「神胤」「神裔」とする説明が数多く登場している。そしてその中に、「神孫」であるから「現人神」と「称し奉る」としている例がいくつか見られる。

他方で、『国民も神の子孫である』と解説している例が多いことは注目に値する。たとえば、真言宗古義派の解説書には「天下ノ庶民各々神裔ナルヲ深ク思ヒ、上古祖先ノ神ヲケガサズシテ今日ニ及ボシ」とあり、真宗五派の解説書にも「吾輩モ亦皇國ノ民、神孫ノ裔也」とある。この辺の事情をもつとも庶民にわかりやすく説いたのが、仮名垣魯文の『三則教の捷徑』（明治六年七月）であろう。そこには、こう書かれている。

「他国は言はず我国の 今帝様は日天子／太神宮のお末にて 位ゐ上なき大君と／天のゆるしを

受けたまふ 万代易へぬ帝なり／されば卑しき我々も 神のお國に生まるれば／先祖は天照太神の 御家來筋の末社神／奉書檀紙の尊きにはるかに劣れど塵ぢがみも／浅草がみも kamiの中 神の御末で有りながら／その御祖先を敬はず まつらぬ者は天の邪鬼あまじやく／惡魔外道に似たるぞや』

このような例から考へると、天皇「神孫」論においては、天皇と國民との區別は、天照大神の子孫であるか、その他の神の子孫であるかにあるのであって、『天皇も國民も共に神の子孫』であるという点では変わりがない。したがつて、この議論においては、神の子孫であるという「神格」は、天皇に絶対性を与えるものとはなり得なかつた。

神話を素直に読めば、天照大神を中心とした天上の神々の秩序がまず整い、ついで、いまだに秩序を整えられないでいた地上の國に天孫ニニギノミコトが降臨して地上の神々やその子孫たちに秩序を与えるという物語になつてゐるわけだから、祖先神の區別による尊卑の別はあつても、國民が等しく神の子孫であることに変わりはないという思想が生まれてきても別に驚くには当たらない。あらかじめ言つておくと、國民「神孫」論は明治二十年代以降も、民間で出版されたさまざまな「教育勅語」の解説書に引き続き、しかも度々登場している。

「祭神論争」の教訓

明治十四年、自由民権運動が一つのピークに達していたころ、政府は神道界の内紛に悩まされ

ることになった。大教院解体の後、神道教導職が集まつて布教を行なつていった機関を神道事務局と言つたが、その神殿に大国主^{おおくにぬしのかみ}神^{まつり}を祀るかどうかをめぐつて論争が発生したのである。詳細は省略するが、この論争は、大国主神の祭祀を求める出雲派とこれに反対する伊勢派という具合に、神道界を二分する大きな争いに発展してしまつた。そのため神道界内部では解決することができず、紛争の裁定が政府へと持ち込まれ、結局、明治十四年二月、勅裁（天皇の判断）を仰ぐという形式でようやくおさまつた。

この結果、神道家に自由な布教を許しておいたのでは、神道界の内紛が繰り返される可能性があり、そうなると国家が祀る神々の権威が失墜しかねないとの危惧の声があちこちから起つた。このために政府は、明治十五年一月、上級神主が布教や葬儀を行なうことを禁止するという措置をとり、この影響で神道界は、祭祀に従事する神社神道と布教や葬儀に従事する教派神道とに分化していくことになつた。この事件もまた、神道の神学的な側面に直接かかわると、かえつて神々の権威を傷つけ、ひいては天皇の権威をも傷つけかねないとの教訓を政府関係者に残すことになつた。

憲法・教育勅語の思想

このような明治前半の体験的教訓を明確な言葉にしたのが、当初から宗教行政に深い感心を寄

せていた井上毅（よのし）だった。彼は「教育勅語」の起草に際して首相の山県有朋に書き送った明治二十三年六月の意見書において、「勅語ニハ敬天尊神等ノ語ヲ避ケザルベカラズ何トナレバ此等ノ語ハ忽チ宗旨上ノ争端ヲ引起スノ種子トナルベシ」「世ニアラユル各派ノ宗旨ノ一ヲ喜バシメテ他ヲ怒ラシムルノ語氣アルベカラズ」と述べている。

この文言から推測すると、「帝国憲法」起草の中心者であり、また「教育勅語」起草の中心者でもあつた井上毅が考えていたのは、「大多数の国民を満足させることができる天皇の位置づけとは何か」ということであつたようだ。その思索の果てにたどり着いた結論を、井上は「大日本帝国憲法発布の勅語」（明治二十二年二月十一日）の中に盛り込んだ。

「惟フニ、我カ祖我カ宗ハ、我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ、我カ帝国ヲ肇造シ、以テ無窮ニ垂レタリ。此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威徳ト、並ニ臣民ノ忠実勇武ニシテ、國ヲ愛シ公ニ殉ヒ、以テ此ノ光輝アル国史ノ成跡ヲ貽シタルナリ」

井上はここで、天皇の祖先は徳、臣民の祖先は忠義と、互いにその徳義を尽くして協力してきた結果、すばらしい国史が残されてきたのだとの歴史認識——今日においては「物語」と言つたほうが適切かもしないが——を、国家の根本をなす本質的な枠組みとして示してみせた。そして、それに続けて、天皇と国民とが、互いに先祖の業績を尊崇する気持ちに立つて、これからもこの協力関係を維持発展させることによつて国家の繁栄を目指していく、という国家の基本的骨格を提起している。つまり、「天皇と国民の協働の歴史」という物語を互いの祖先に対する崇敬

心を媒介として継承しようというのである。

この枠組みを当時の国民の尊皇心の最大公約数として設定した井上の心中においては、おそらく、この基礎の上に政治制度を組み立てたのが「帝国憲法」であり、その憲法を機能させるべき立場にある国民に不可欠な徳目を提示したのが「教育勅語」である、という構造になっていたのだろう。だからこそ、「教育勅語」の冒頭においても、まず「朕惟フニ、我カ皇祖皇宗、國ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ。我カ臣民、克ク忠ニ克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ、世々厥ノ美ヲ済セルハ、此レ我カ国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源、亦実ニ此ニ存ス」と、憲法發布の勅語と同じ枠組みを「国体ノ精華」として確認し、それを教育の源として位置づけたのだろう。

君臣関係の力点

ここで、注目すべきは、井上が国家の基本的な枠組みの根拠とその成果とを、神武建国以降の「国史ノ成跡」に見出していることだ。そこに私は、明治初年以来の政策体験から得られた教訓についての井上なりの解答があつたのではないかと考えている。つまり、井上は、天皇統治の根拠を形而下的なもの（歴史的なもの）の上に設定することによって、天皇をめぐって、宗教や哲学といった形而上学的な論争が発生したり、それに天皇や政府が巻き込まれたりすることを

避けようとしたのだと考えられる。

こう言うと、『そんなことはない。『我カ祖我カ宗』「我カ皇祖皇宗』という言い回しを見れば、そこで日本神話が前提とされていることは明らかで、これを諸宗教に対する配慮の表れなどとは到底言えない』という反論が返ってきてそうだ。たしかに、かつて村上重良は『この言葉には神話に依拠する「特定の宗教観念」が表明されており、そうであるが故に、帝国憲法と教育勅語とによって「國家神道」の教義が思想的に確立したと言えるのだ』と主張していた。

しかし、この見方は、明治前期における常識や宗教政策の体験を無視して、あたかも顕微鏡でも覗くかのように、「皇祖皇宗」の語を深読みしているにすぎない。それは、「教育勅語」を、幕末の志士たちのバイブル的書物であり、「国体」という言葉を普及させた書物でもある会沢正志斎の『新論』と読み比べてみればよくわかる。『新論』は、冒頭に「国体」と題する章をおいて、国体の本質を祭祀・尚武・愛民という三要素に分けて説明しているが、そこでは君臣の区別を決定した出来事として天孫降臨を特に重要視している。これに対して、「教育勅語」は天孫降臨神話に言及していない。

そんな状況証拠だけでは納得できないという読者のために次の事実を紹介しよう。「教育勅語」の発布後まもなく、文部省はその解説書をつくる方針をかため、それをドイツから帰国したばかりの東大教授で哲学者の井上哲次郎に依頼した。その依頼によつて井上哲次郎が起草した草案で

は、勅語冒頭の「皇祖」は「天照大御神」、「皇宗」は「神武天皇」であると説明していた。ところが、この部分に井上毅自身が文句をつけて、「肇國ノ基礎ヲ叙ルニハ、皇祖トハ神武天皇ヲ称ヘ、皇宗トハ歴代ノ帝王ヲ称ヘ奉ルモノトシテ解セザルベカラズ」と、修正を要求したのである（稻田正次「教育勅語成立過程の研究」講談社、三四五頁）。ここには、井上が憲法発布の勅語と教育勅語とを、いずれも『建国の時点』から説き起した理由が雄弁に語られている。それによつて彼は、君臣関係の力点を、神話よりも、神武建国以降の「歴史」に置こうとしたのだと言えよう。

井上はこうも言つてゐる。

「皇祖皇宗ノ偉業盛徳數千年ノ久シキヲ経、我ガ國民ノ君ニ忠ニ親ニ孝ナル德義ノ極メテ大ナルハ、我國ノ教育ニ於ケル固有ノ基本タリ、蓋教育ハ國民ノ歴史慣習ニ從ヒテ之レヲ施サザルベカラズ、之レヲ國民的ノ教育トス」（傍線引用者、同三四九頁）

ただし、井上が君臣関係の力点を「歴史」に置こうとしたからといって、彼の発想が「神話」とまったく無関係だったわけではない。井上が“天皇の統治は、前近代的な私的な支配（うしはく）ではなく、近代的な公的な統治（「しらす」）である”と主張した話は有名だが、井上が原案を起草した伊藤博文の「憲法義解」では、「しらす」の意義を次のように説いてゐる。

「所謂『しらす』とは即ち統治の義に外ならず。蓋し祖宗の天職を重んじ、君主の徳は八洲臣民を統治するに在て一人一家に享奉するの私事に非ざることを示されたり。此れ乃ち憲法の拠て以

て其の基礎と為す所なり」（傍線引用者、岩波文庫、一二三頁）

この発想のヒントを井上は「國譲り神話」における神々の言葉の中から得ており、そのことを講演でもしやべり、個人的な文章にも書き記している。しかし、帝国憲法や教育勅語といった高度に公的な文書においては、この神話を根拠として持ち出すことはしなかつた。帝国憲法の準法定解説書である『憲法義解』においては、天皇の統治が「しらす」を旨とするものであつた証拠として、「天壤無窮の神勅」「日本武尊の言」「文武天皇即位の詔」「歴代天皇の詔書」の四つが引用されている。復古的な思潮にも配慮して、神話をまったく排除するわけではないが、明らかに重点は「歴史」に置くという慎重な書きぶりが見てとれよう。

なお、「教育勅語」について言えば、井上はその内容ばかりでなく、公表・施行の形式にも慎重な配慮をするように主張している。彼は、思想の自由という問題を重視して、君主といえども臣民の良心の自由には干渉できないから、「教育勅語」は勅令ではなく、天皇の社会的な著作として公表すべきだと提案したのである。この主張が採用されて、「教育勅語」は輔弼大臣の副書を伴う（＝行政が実施に責任を負う）天皇の国務上の文書ではなく、輔弼大臣の副書のない（＝法的強制力のない）天皇の社会的な著述という形式で公表された。ところが、皮肉な結果といつていゝのかどうか表現に迷うところだが、そのためにかえつて「教育勅語」は、輔弼大臣たちが介在しない天皇の直接のお言葉として、絶大な権威を有するようになつていつたのである。

第三章 「教育勅語」の発布から第一次世界大戦のころまで

「教育勅語」の準公定解釈と学校行事

「帝国憲法」と「教育勅語」、その両方の起草の中心にいた井上毅は、明治初期の教訓から国民の尊皇心の最大公約数を探求し、それを“天皇と国民との協働関係という歴史”の中に見出した。そこには、天皇の位置づけをめぐつて哲学的・宗教的な対立が起きたり、それに巻き込まれたりすることを避けたいとの思いがあつた。それでは、このような意図を含んだ憲法・教育勅語体制は、天皇論に関して、どのような社会状況を生み出していったのだろうか。政府要路に“天皇の絶対神化”という意図がなかつたとすれば、そのような思想は、いつ、誰によつて、どのような理由から唱えられるようになつたのだろうか。

井上毅自身の憲法・教育勅語に対する考えは冒頭に述べたようなものだつたが、その認識を文

部行政全体に徹底させることまではできなかつたようだ。文部省が井上哲次郎に委嘱した教育勅語の解説書の草案の中で、「皇祖皇宗」の解釈についての考えが、井上哲次郎と井上毅との間で食い違つていてことについては前章で述べた。哲次郎が「皇祖＝天照大御神、皇宗＝神武天皇」と解説していたのに対して、毅は日本の建国から述べる場合には「皇祖＝神武天皇、皇宗＝歴代天皇」と理解すべきだと主張した。

この点に関して、解説書の成案では、一応、毅の考えが採用されて神武天皇が“建国の祖”として記述された。しかし、他方で、彼の修正案にはなかつた天照大神を「天祖」とする記述が、神武天皇についての記述の前に追加されて、両者の考え方を足して二で割つたような形となつている。すなわち、明治二十四年刊行の井上哲次郎著『勅語衍義^{えんぎ}』では次のように書かれている。

「太古ノ時ニ当リ瓊杵命^{にわらわみこと}天祖天照大御神ノ詔ヲ奉ジ、降臨セラレテヨリ、列聖相承ケ、神武天皇ニ至リ、遂ニ奸ヲ討ジ逆ヲ誅シ、以テ四海ヲ統一シ、始メテ政ヲ行ヒ民ヲ治メ、我ガ大日本帝国ヲ立テ給フ、因リテ我邦ハ神武天皇ノ即位ヲ以テ國ノ紀元ト定ム、神武天皇ノ即位ヨリ今日ニ至ルマデ、皇統連綿、実ニ二千五百五十余年ノ久しきキヲ経テ、皇威益々振フ、云々」（傍線引用者）

この『勅語衍義』は井上哲次郎個人の著書として刊行されたが、元来が文部大臣の委嘱によるものであり、しかも教育勅語の起草者である井上毅と、発布当時の文部大臣である芳川顯正とが意見をつけたものだつたから、教育勅語についての準公定解釈書としての扱いを受け、版を重ね

ていった。だから、ここで哲次郎と毅の考え、つまり天皇「神孫」論と君臣「徳義」論とが併記されたことの意味は小さくない。

ただし、教育勅語発布の当初は、井上毅的な考え方があつたことは間違いないようで、明治二十四年に文部省が定めた「小学校教則大綱」では、日本史は「建国ノ体制」から始めて、「皇統ノ無窮、歴代天皇ノ盛業、忠良賢哲ノ事蹟、國民ノ武勇」などを教えると定められた。事実、当時は小学校教科書の「検定時代」にあたるが、この「教則大綱」に従つて編集された「帝国小歴」（学文社、明治二十六年刊）や「日本歴史」（金港堂、明治二十七年刊）といった教科書は、神話を省いて神武天皇から記述を始め、その神武天皇が天皇陛下の御祖先だと説明している。

この記述が変化するのは明治三十二年頃からのことで、神武天皇についての記述の前に、「天照大神」「三種の神器」「天孫降臨」などの項目が追加され、その中で天照大神が天皇陛下の遠い御祖先で、神武天皇は人皇第一代であるとの説明がされるようになった（『帝国史談』学海指針社、明治三十二年。「小学国史」普及社、明治三十四年など）。

これについては、日清戦争以降に忠君愛国教育の徹底を求めるようになつた帝国議会の議論を受け入れてのことだったといわれている。そして、この記述形式が明治三十七年以降の国定教科書に継承されていったのだという（『海後宗臣』「歴史教育の歴史」東京大学出版会、九二一九五頁）。すると、どうやら、時代変化の影響で、明治三十年代に「勅語衍義」の路線が小学校の日本史教科書に反映されるようになり、それが天皇「神孫」論と君臣「徳義」論とを二本柱とする修身・日

本史の国定教科書の原型になつたようだ。

ところで、生徒たちの尊皇心の涵養について、授業における教示以上に、学校行事を通じての喚起が重視された。国家の祝祭日における学校行事は初代の文部大臣・森有礼によつて明治二十一年に導入されたのだが、それ以降に煩雜化していった。それを整理して、確立させたのもまた明治二十六年に文相に就任した井上毅だつた。井上文相の改革によつて、「元旦」「紀元節」「天長節」において、「両陛下の御真影への最敬礼」「両陛下の万歳奉祝」「教育勅語の奉讀」「校長の訓話」「式歌齊唱」を行なうといふ学校行事の基本形式が整つた。

この改正の趣旨を説明した井上文相の内訓は、学校行事開催の意義を「我国民忠勇の徳性を、冥々の間に発動萌芽せしむること」（傍線引用者）と説いている。ここにも、教育勅語において形而上学的な議論を避けようとしたのと同種の考えが形を変えて現れている。つまり、理論化して統一しようとすれば対立分裂の恐れがある多様な尊皇心を、理屈抜きで包摂し、知らず識らずの内に喚起することが学校行事に期待されたのである。

学校行事について補足すると、日本大学教授の佐藤秀夫は、「御真影」という言葉は本来仏教用語でそれへの敬礼は仏教感覺に準拠しており、「式歌齊唱」は初代文部大臣の森有礼がキリスト教礼拝式の贊美歌齊唱から学んだものではないかと推測している（『統・現代資料8 教育 御真影と教育勅語』みすず書房、「解説」）。そうだとすれば、学校行事の式次第にも、国民の多様な宗教

感覚を包摂することによって尊皇心を喚起しようとする配慮が滲んでいたと言えそうだ。

さまざまの民間の注釈書

このような自己抑制的な政府の姿勢の結果なのだろう。「教育勅語」発布の後、民間ではさまざまな立場からの解説が現れた。井上毅の意図をかなり正確に読みとった解釈もあったが、他方で、神話を主要な根拠とした解説書も多く出版され、さらに、仏教やキリスト教の立場にたつた解説書も現れた。

たとえば、太田教尊は、明治二十七年一月に『勅語と仏教』という解説書を出版し、その冒頭において、次のように言い放つた。「仏教は支那日本に伝来して始めて国家を重むじ忠孝彝倫を教へたるにあらず、其根本の教理に於て既に之を論定したり」（日本大学精神文化研究所・日本大学教育制度研究所編『教育勅語関係資料』第九集 三七三頁）。仏教にはもとから尊皇思想が内在している、というのだ。

この理由を太田はこう説明している。「我仏教に於ては、社会の人類に尊卑上下貧富貴賤の差あるは皆過去の宿因によるものなれば、互に之を害すべからず。懸けまくも一天万乘の尊き身に生れて四海の君王となり給へるは、然るべき原因ありて然るものなれば、決して之を侵すべからず。人の臣と生れては其君に忠を尽さざるべからず」（同三七五頁）。つまり、仏教の因果応報の思

想によつて尊皇を説明しているのである。

キリスト教の例を挙げると、正教会の石川喜三郎が、明治二十六年七月に、聖書に基づく「教育勅語」の解説書を『勅語正教解』と題して出版している。この中で、石川は天皇統治の根拠について、次のように書いている。

「みなこれ神造物主の深き神意に因らすんばあらざるなり。神我國に万世一系の皇統を定めて、その万民に幸福せるは實にこれ世界無比なることがらにして亦神恩の高大なるを認めざるべからず。我国の皇統はかかる神の特恩によりて、この大日本國の皇統と定まりたる者なれば『我に由りて列王は王たりー我に由りて牧伯諸侯天下の士師皆君たり』（箴言第八章第十五節）と云ふ神の言を服膺し我等國民は虔みてこの開國の祖たる皇祖を敬ひ尊びつゝその皇孫に臣事せざるべからず」（『教育勅語関係資料』第四集、五七二頁）

全知全能の神こそ世界の主宰者なのだから、日本に皇統が続いてきたのも神の思し召しによるのだ、となれば、全知全能の神を信する者は、当然に天皇を尊ばなければならぬ、というわけである。こう述べた後で、石川は勅語に掲げられた徳目の意味を一つ一つ聖書を引用しながら説明し、最後に、皇祖皇宗は神造物主の命にもつとも従順だつたのであり、その遺訓が「教育勅語」なのであるから、これを尊重実践しない者はキリスト教徒ではないとまで言つてゐる（同五八七頁）。

ちなみに、国史学者の重野安繹は、帝国大学における「教育勅語」の辯讀会で、勅語の要旨は

「儒教主義と云ふも不可なるべし」と発言し、このために、徳富蘇峰が主宰していた民友社の機関誌『国民之友』誌上で、次のような批判を浴びせられている。

「陛下の勅語は語少くして意大なり。儒教者も以て此勅語の恩澤に浴すべく、基督教徒も以て其恩澤に浴すべく、基督教徒も以て其恩澤に浴すべく、神道家も以て其恩澤に浴すべく、總て日本国民なる分限を有する者は、皆此の無量の勅語中に徜徉するを得べきなり。何ぞ必ずしも儒教に限らん、何ぞ必ずしも教育の方針を儒教主義にせよと限り給ふことあらんや」（明治二十三年十一月十三日、国民精神文化研究所編『教育勅語渙発関係資料集』第二巻、四九九頁）

このように多彩な解説が公刊されている事実を見ると、当時の政府の腹の内は「民間においては、尊皇という線を守つておれば、その根拠づけ、納得の仕方については、基本的に自由な解釈を許す」といったところではなかつたかと思われる。こう言うと、教育勅語発布當時、内村鑑三が「教育勅語」の「御名御璽」への礼拝を拒否して問題化した不敬事件（明治二十三年）や、歴史学者の久米邦武が「神道は祭天の古俗」という論文を発表して糾弾された事件（明治二十五年）を引き合いに出して、「政府はそんなに寛容ではなかつたはずだ。現に気に入らない思想を弾圧していくのではないか」との反論が返つてきそうだ。そこでこれらの事件についても一言しておこう。

たしかに、これらの事件は一見すると政府による思想統制、思想弾圧のように見える。しか

し、実際に彼らを批判し離職に追い込んだのは激高した学生や教員、民間の神道家や国学者たちだつたのであり、そこに政府の積極的な関与を読み込むのは強引すぎる。政府はただ彼らを“守らなかつた”だけである。平成十三年に、栃木県で、一部の人々の圧力によつて、地区採択協議会において一旦決定した中学校歴史教科書の採択^{がくつがえ}が覆されるという事件があつた。あれを外部の圧力に教育委員会が屈した事件ということはできても、特定の教科書に対する政府による弾圧事件と言つことはできまい（同年の国立市長による特定の教育委員はずしは「権力」による弾圧と言えるかもしないが……）。基本的にはそれと同じ話である。

だから、こう付け加えれば十分だろう。「尊皇に対する公然たる否定や反抗、あるいは社会において物議を醸す^{なま}ような事態は困るが、そうでない限りは干渉しない」というのが政府の姿勢だった」というだと。いつの時代も役人の体質というものはそれほど変わらない、ということなのだろう。

日清戦争以降における「家族国家」論の流行

ここで、「教育勅語」を離れ、もつと視野を広げて、その後の社会における天皇論の推移を見てみよう。この場合にうつてつけの便利な書物がある。大正十年に内務省神社局が刊行した『国體論史』である。これは江戸時代から大正時代までのさまざまな国体論の要旨をまとめたもの

で、ここに盛られている議論を追つていくと、日清戦争以後から明治末年にかけての時期に、天皇と国民の祖先は同じであるとする「君民同祖」論に依拠した「家族國家」論が次第に言論界で有力になつていつたことが読みとれる。

たとえば、天皇主権を唱えたことで有名な憲法学者・穗積八束は明治三十年に刊行した『国民教育・愛国心』の中で「吾人の祖先は即ち畏くも我が天祖なり。天祖は国民の始祖にして皇室は国民の宗家なり」「我が統治権は之を国民の始祖に受け之を其の直系の子孫に伝ふ。皇統は民族同祖の正系正統の子孫にして皇室は国民の宗家なり」(『国体論史』二〇八—二〇頁)と書いている。

高山樗牛も同年に雑誌『太陽』に発表した「我國體と新版図」の中で、「此帝國の國土は皇祖皇宗の創定したる所、其國民は概ね神孫皇族の末裔にして、祖先以来皆是域内に生息し、一系の皇族に奉仕したりしなり。即ち皇室は宗家にして臣民は末族なり。建国当初の家族制度は二千五百年を経由して大に其範囲を拡張したるも、其本来の精神には異変あるなし。我國體の特性は此君臣一家てふ国民的意識に起源せるものなり」(同二二一—二二三頁)と論じてゐる。挙げてけば切りがないが、以上のような議論を基本として、それに神代の出来事や天皇「神孫」論、国民「神孫」論や祖先崇拜・忠孝一本の強調などがバリエーションとして加除される形で、大正十年代までの国体論の主流が形成されていったようだ。

このような思潮の中で、井上哲次郎も、明治三十一年に改訂した『勅語衍義』の中に次のよう

な文言を加えて、「家族國家」論を採り入れた。「我日本ノ國家ハ古來家族制度ヲ成シ、國ハ家ヲ拡充セルモノニシテ、家ハ國ヲ縮小セルモノナリ。(中略)即チ孝ヲ拡充シテ直ニ忠トナスヲ得ベキナリ。忠ト孝トハ其名異ニシテ其实一ナリ、是故ニ是レヲ忠孝一本ト称スルナリ。忠孝一本ノ主義ハ、我日本ノ國家ヲシテ永遠ニ継続繁栄セシムル所以ゆえんナリ」(『教育勅語関係資料』第一集、五一三頁)

次いで、明治四十年代に入ると、社会主義者・無政府主義者が明治天皇の暗殺を企てたとされる「大逆事件」が世間を驚愕させた。これによつて道徳教育の強化を迫られた文部省は、その対策の一つとして、明治四十三年十二月、井上哲次郎に委嘱して師範学校修身科担当教員のために国民道徳についての講義を行なわせた。さらに彼は、同じく文部大臣の委嘱によつて、明治四十四年七月にも中等教員講習会で国民道徳を講義し、これをもとに明治四十五年七月に『国民道徳概論』を刊行した。

この書物の中で井上は「家族國家」論に基づく国体論を体系的に説明している。その詳細は省略するが、私はこの本の中で、「天壤無窮の神勅」について書かれている次の箇所に興味を引かれた。「是れ〔天壤無窮の神勅〕が日本の歴史の初に提出された将来の大理想であります。何時でも何か非常の時には之に立返つて國運の新發展を來すやうになつて居ります。さう云ふ訳で、国民の精神を中心に引締める丈の効果が確にある。必ず是れに立返つて此趣意を失はない。さうし

て之を自己の精神として活動して来るに、民族の發展が出来る。そこでさう云ふ精神的のものが日本には古来歴史上伏在して居るのあります」（七八頁）。つまり、井上は「天壤無窮の神勅」を歴史事実としてではなく、日本人の民族精神の中に潜在している「理想の表現」として捉えるべきだと主張し、その理想が「万世一系の皇統」という歴史事実となつて現れていると解釈すべきだ、というのである。

ここで私が、国民道徳論、特に井上哲次郎のそれを紹介したのは、「国民道徳」が高等学校・師範学校その他の諸学校で必修科目とされ、文部省の教員検定試験にも必ず出題されるようになつたことと、それから、この流れの中で、井上の国民道徳論が政府の「御用学説」として教育界において最高の権威と認められるようになり、「国民道徳概論」が中等学校教員検定試験の必須参考書とみなされ、全国の師範学校や高等学校の修身倫理科の教科書としても使用されるようになったという事実があるからだ（稻田正次『教育勅語成立過程の研究』三八七頁）。この状況は大正末年頃まで続いたらしい。

日本神話ぬきの天皇論

このように、明治四十年代から大正時代にかけては、「家族國家」論が主流化していく一方で、尊皇ではあるけれども、神話を根拠とすることには否定的だつたり、日本神話とは無関係であつ

たりする議論も現れてきた。

大正デモクラシーの旗手の一人であつた美濃部達吉は、天皇統治の根拠を「国民の確信」に置き、その確信を表現した「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」との帝国憲法第一条は「万世に亘つて動かすべからざるものであります」（憲法講話 四九頁、大正元年）と主張した。しかし、その一方で、「君主が神若しくは神の子孫又は其の代理人」と認められた時代もあつたが、このように「君主を神格視すること」は、君主を国家内にある國家の一構成要素とみる思想——すなわち天皇機関説——とは「絶対に調和することが出来ない」とし、「家族国家」論についても「全国民が同一の祖先から出たとする神話的の伝説と其の祖先の神靈が君主に伝はつて居るとする宗教的信仰とに其の基礎を有するもので、君主を神なりとする思想の一派」（日本憲法・第一巻 三三二頁、大正十年）であるとして否定している。「国民の確信」たる尊皇は大切だが、その根拠として神話を憲法論に持ち込むことは認められないというのである。

このように天皇の神格を無視するような議論が展開される一方で、キリスト教式の天皇「神孫」論とでも言うべき議論も唱えられた。日本プロテスタントの指導的な立場にあつた人物で、第二代同志社社長を務めた小崎弘道は、大正二年に出版した『國家と宗教』という書物の中で、次のように書いている。

「我が國が神國であつて其皇室が天孫であり、其國体が特別なる國体であると云ふ事は決して吾人の信仰と衝突すべき者でない。唯吾人は神國を以て我が國^{民族}斗りでない、他の國も神國であり、否

世界中は一として神の国であらざる所はないとするのである。又我が皇室のみが天孫であるばかりでなく、何れの皇帝も何れの国王も天孫であらざるはない。尚ほ弘く之を云ふ時は天下万民は悉く天孫ならざるはない。然れども同じく天孫でも其使命は人々によつて異なつて居る。我天皇陛下に於せられては世界列國の間に特別なる使命を有する我國民の上に神命により君臨し給ふ御方にてあれば、吾人が天皇陛下に対し我皇室に対し特別の尊敬を払ひ日々特別の祈禱を捧ぐ可きは当然の至りである」(二二一—二二三頁)

ところで、「神道は祭天の古俗」を書いて東大を追われた久米邦武はその後も健筆を揮い、東京専門学校（後の早稲田大学）の講師に就任する直前の明治三十二年二月に「国体論」と題する論文を雑誌『太陽』に発表している。そこで彼は、「君民の結合心」の重要性を認めつつも、「天壤無窮の神勅」については、『日本書紀』の正文ではなく、諸家の異説を伝えた「一書」にあるにすぎず、「漢文の書様にして、其中に深き旨趣も含まぬ祝辞なり」と言い、君臣間の徳義についても、朝廷内の権力闘争の歴史に言及して「決して日本は皇室貴族の間に篤き氣風を存すなどゝ、無稽の談は恃みがたし」とか、「日本の臣民が皇室に於る特殊なる忠愛の尊質に存ずなどいひて決して油断はならざるなり」などと指摘し、結局、国体論などというものは「恋旧心より起りたる迷想なり」と切り捨て、立憲政体を十分に理解することの大切さを強調している。この論文がどの程度世間を騒がせたのか、騒がせなかつたのかは定かでないが、ともかく、発禁処分

にはならず、東京専門学校講師への着任が妨げられることもなかつたようだ。

さて、ここまでさまざまな議論を見てきたが、それらの共通点を一言でいえば、「天皇を中心としたくの國」ということだろう。明治中期から大正にかけての日本政府は、公教育においては天皇「神孫」論と君臣「徳義」論とを柱とするが、社会一般においては「天皇を中心とした國」という枠組みさえ尊重しておれば、「くの」の部分については、神でなくとも、仏でも、基でも、儒でも、立憲政体でも、もちろん家族国家でも、基本的にはかまわないという態度だった。

「現人神」の創作者——加藤玄智

このような自由な空氣の中から、昭和の「現人神」論に通じる思想も姿を現しはじめた。私の見るところ、その先駆けとなつた人物は、浄土真宗の信仰を持ち、東京帝国大学で宗教学を教えていた加藤^{げんち}玄智である。彼は、日露戦争以降に神道を研究する外国人が現れてきたのに刺激されて神道研究を始め、その成果を明治四十五年に『我が国體思想の本義』と題して刊行した。

この本の中で彼はまず東京帝国大学名譽教授で日本研究家のバジル・ホール・チエンバレンが明治四十四年に発表した「新宗教の発明」という論文を取り上げて、外国人研究者には日本の真相が十分にわからないために、誤解がひろがる恐れがあり、したがつて日本人自身が有りのままの日本を外国にも伝える必要がある」とその執筆動機を語っている。加藤が問題視した論文に

おいてチエンバレンは、日本人の天皇崇拜などというものは、歐化主義の流行によつて国民の愛國心が失われることを恐れた政府が、明治二十年代以降に生み出した新しい宗教にすぎないと断じている（「日本事物誌」¹ 平凡社東洋文庫、所収）。

これに対し加藤は、天皇崇拜の由来の古さを指摘し、宗教学的観点からその意義を解説して、チエンバレンの議論を批判しているのだが、その中に、これまでの論者には見られなかつた議論が登場してきている。加藤はまず、「日本人は皆神の子」「天皇陛下は殊に秀でて神の御子孫」という従来の説を一應は肯定しつつも、「否代々の天皇陛下は、一方から申しますれば、天神の神胤、即ち神の子と申すことが出来ますけれども、亦他方からは、陛下のことを明神とも亦現人神とも申し上げてをるのであります」と、「我が国體思想の本義」² 五九—六〇頁と、「神孫」論と「現人神」論との区別を提唱した。そして、古來天皇は「至尊」「主上」「上御一人」と呼ばれており、これから「明らかにバイブルにおける神の位置を日本では天皇陛下が取り給ふて居つた」（同六一頁）と言ひ、「日本に於きましては天皇陛下に対し奉る時は吾々臣民は絶対的服従であります、西洋に於きましては、歴史的に神に対して絶対的服従を要求されて居ることになつて居ります」（同一一五頁）と主張した。

絶対神的天皇論の登場である。彼は、この日本人の精神の在り方を「天皇教」と呼び、「西洋にあつては即ち神、日本にあつては天皇陛下、西洋にあつては宗教上の信仰、日本にあつては忠

孝一本、西洋にあつては基督教、日本にあつては天皇教」（同一八五頁）という対応図式を提起している。

加藤はこれ以後多くの著書を通じて、この考えを国内に広めていった。そればかりでなく、英文の著書も刊行して海外へも宣伝した。特に彼の議論が大東亜戦争中のアメリカ人の天皇観・神道観に与えた影響は大きかった。というのも、アメリカのもつとも辛辣な神道の批判家であつて、アメリカ人の通説的な神道観を形成したと言われるD・C・ホルトムは、加藤の影響を強く受けた人物だったからである。ホルトムはその著書“Modern Japan and Shinto Nationalism”（一九四三年）の中で、加藤を「近代神道復興の解説者としてもよく知られている」人物であると紹介した上で、加藤の説を次のように引用している。「博士は『中国人の中で天と上帝が占める地位、あるいはユダヤ人の中でのホーヴアの神が占める地位は、日本では古くから天皇が持つておられた』と述べ、また『天皇は昔から「あきつ神」（眼に見える神）、「あらひと神」（人間の姿をした神）および「あらみ神」（人間の姿をした大神）と呼ばれて來た』といつてゐる」（深澤長太郎訳『日本と天皇と神道』二二頁）

第二部で扱うが、このホルトムの著述の影響は、アメリカ国内にとどまらず、敗戦後の日本にも及んでいる。

“西洋人のゴッドに対する信仰にしても歴史事実に照らせば疑惑を生むべき要素がさまざまある

る。それにもかかわらず、彼らは神の存在を否定せず、神への忠誠心を維持している。だから、その神と天皇が同じようなものだと説明すれば、さすがに西洋人も合理主義を持ち出して日本人の天皇に対する忠誠心を批判するのは難しかろう。というのが加藤の思惑だつたのかもしれない。とすれば、どうもそれは当てが外れたようで、自らの不合理性を省みて日本批判を遠慮するのではなく、むしろ日本人は人間を絶対神と同一視するどんでもない民族との驚きをまじえた嫌悪感を西洋人の間に広めてしまつたようだ。加藤は今日では忘れ去られてしまつた学者の一人なのだが、一学者の主張が日米関係に及ぼした影響の大きさを思うとき、私は学問という営みの重大さに肅然たる思いを禁じ得ない。

上杉慎吉の天皇絶対論

私が次に注目すべきだと考へてゐる「現人神」論者は、東京帝国大学教授で憲法学者の上杉慎吉である。その理由は、陸軍大学校教授をも兼務した彼の学説が陸軍の正統憲法学説の位置を占め、昭和十年に起きた「天皇機関説事件」を理論的に準備したと言われてゐるからだ。

上杉は、同僚の観克彦が大正元年十月に『古神道大義』を出版し、その中で神道多神教論を展開したのに対して、「皇道概説」『古神道大義ヲ読ム』（『國家学会雑誌』第二七卷第一号、大正二年一月）を書いて反論した。そして、ここではじめて自らの「現人神」論を公にしたのである。

この議論の論点を鮮明にするために、まず上杉に批判された側の観の議論から紹介しよう。

「古神道は多神教である。古に神代に存在せし神神のみならず功績徳望の顯著なりし人はいふに及ばず広くいへば此世を辞したる人は一切之を神と認め得るのである。然のみならず現在人間として生活なさる御方でも天皇陛下は神様であらせらるゝ、之を現人神と申し上げる。されば神道の神は絶対排他独占的の一神でなくして、各其分担の範囲を有せられ、天照大神と雖も神の唯一なる全部ではなく、總攬を権限となしていらせらるるのである」〔古神道大義〕一〇二頁)

この議論に対し、上杉は次のように反駁している。

「神々のうちに、各神が絶対的に憑依するの中心たる真神が在まさねばならぬ。皆神ならば、皇道又は古神道は成立する筈がない。(中略) カミと云ふ者種々雜多なれど、所謂る古神道を一の宗教なりとして、概念上神とすべきは唯一天皇。祖宗以来、一代には唯だ一人在ます、カミ御一人、絶対至尊の御方の外にはなしと申さねばならぬ。予は皇道の本義は絶対に天皇に憑依するに在りと云ふた。之を宗教とするは、神は唯だ此の御一方であるのである。神代の人は皆神、功績徳望ありし人は皆神では、皇道は成り立たぬ」〔皇道概説〕七一—七二頁)

さらに、彼は「家族の宗長として、祖先崇拜の考より服従すると云ふも足らぬ。現人神である、天皇なるが故に服従する。服従すべきものと信仰するが故に、崇拜服従する。信仰に理由はない」(同五七頁)と、「家族國家」論をも不十分であるとして批判している。

また、同じ論文の中で上杉は、"天皇に絶対的に帰依してその精神と合一するならば、有限を

超越して、個人の圧迫や不安を解脱することができるというのが古来の日本人の信仰であつたとも言つていい。しかし、以前の彼は、『君主も人間であるから惡をなし、憲法を踏みにじる可能性がある。それに対する保障が立憲政体なのだ』と主張していた〔帝国憲法〕三二七頁、明治三十八年)。その彼が、なぜこのような精神の大転換に見舞われたのかは重要な問題であるが、議論がやや脇道へ逸れてしまうので、興味のある方は拙著『近代政教関係の基礎的研究』(大明堂)をお読みいただきたい。

「八紘一宇」の提唱者——田中智学

最後に、ここでどうしても、「現人神」とセットで語られてきた「八紘一宇」論の出現についてもふれないわけにはいかないだろう。その直接の起源、すなわち、『日本書紀』に載せられた神武天皇の詔の中に、『世界統一』という思想が込められていると主張した人物を探っていくと、田中智学(ちかく)という明治後半から昭和初期にかけて活躍した在家の日蓮主義者にたどり着く。

田中智学は西南戦争をきっかけとして、『天皇を天照大神の延長であると見るのが日蓮聖人の説であるから、日蓮主義者は天皇の徳と政治とが一致するように努めなければならない』と考えるようになり、日清戦争のころには、天皇を「久遠実成三身即一天照皇如來」「本法真付ノ繼紹血脉相承ノ聖體」「閻浮第一戒壇妙土大日本帝国転輪聖王」などと称するようになつてい

つた。

さらに、日露戦争直前の明治三十六年十一月には、神武天皇の畠傍御陵^{うねびごりょう}に自らが組織していた立正安国会の会員らを率いて参拝し、その傍らで「皇室の建国と本化の大教」と題する講演を行なった。この講演は翌年四月に『世界統一の天業』と題して出版されたが、ここにおいて彼は、神武天皇『東征の詔』に「大業を恢弘べて、天下を光宅るに足りぬべし」とあるのは「世界を道義的に統一するという大理想」を示したものであり、その実行者が日本天皇であると宣言した。そして、日蓮聖人こそ、この天皇の天職を見抜いた指導者であつたと説いた。

後に彼は、「神武天皇の建国」(『国柱新聞』大正二年三月十一日)という文章の中で、神武天皇『櫛原宮造營の詔』の中にある「掩八紘而為字」という言葉を「八紘一字」という四文字熟語に置き換えている。智学の組織した国柱会などの運動が世間に広がっていくとともに、この「八紘一字」が“天皇による世界の道義的統一”という思想を端的に表現した言葉として人口に膾炙^{かいつや}していくことになつたのである。

智学の三男であつた里見岸雄によれば、世間に流布した「國体擁護」「反國体思想」「日本國体學」などの言葉も智学の提唱によるものであり、その思想は軍部にも大きな影響を与えたらしい(田中智学の國体開頭)。特に、彼によつて日蓮主義へと導かれた石原莞爾は、鬪争時代の幕切れに大鬭争が起きるとする日蓮の予言と、自らの戦史研究の成果とによつて世界最終戦争を予想し、それに備えるために満州事変を計画した。満州国建国の翌月(昭和七年四月)、凱旋将軍の扱

いで帰国した石原に、智学は「大日本國衛護の本尊」を贈つたという（西山茂「日本近代と仏教」
「月刊アーガム」一〇七号、平成二年一月）。

こうしてみると、不思議なことに、加藤玄智といい、田中智学といい、絶対的な「現人神」論の背景には強烈な仏教信仰の存在が見え隠れしている。

さて、このようにして絶対的天皇論が現れてきたのであるが、その言説が直ちに政府の公文書に反映されたわけではない。そこまで行くのにはなおいくつかの曲折があつて、その過程では三つの思想が大きな役割を演じることになる。



第四章 第一次世界大戦から満州事変のころまで

第一次大戦以降の思想問題と政府の対応

天皇絶対論が出現した時代は、政治的には大正デモクラシーの時代であり、思想的には個人主義、懷疑論、無神論が流行した「煩悶時代」だった。このような世間の風潮に危機感を覚えた人々の間に、天皇絶対論は次第に浸透してゆく。政府のほうでも、国民思想の動向に憂慮を示し、学校教育や社会教育の分野において、「国体」についての国民意識の深化を意図した方策を次第に導入するようになつていった。

しかし、だからといって、社会に広がりはじめた天皇絶対論が直ちに政府の公文書や政策に吸い上げられたわけではない。そうなるにはかなりの歳月を要し、それなりの背景があつたわけだが、本章ではその背景なるものが形作られていった事情を説明したいと思う。つまり、「呼び出し役」は何だったのかということである。

「大逆事件」（明治四十三年）以降、国民の道徳思想の状況が次第に問題視されるようになつては、それが日本の将来にかかる重大問題として意識されるようになるのは第一次世界大戦以後のことである。それは、第一次世界大戦の結果、ロシアでは帝政が倒れて社会主義国が出現（大正六年十一月）し、ドイツとオーストリア・ハンガリーにおいても帝政が崩壊して共和国に移行（大正七年十一月）するというように、次々と君主制が消滅していくからだ。この欧州の政治状況が日本の国内思想に重大な影響を与えるのではないかと憂慮する人々が出てきても不思議ではない。

大正六年九月、寺内正毅内閣は、明治中期以来懸案となつていていた学校制度の改革問題を解決するため、総理大臣直属の諮問機関として「臨時教育会議」を設置した（大正八年五月まで）。この機関は、総理大臣からの九つの諮問に対しても「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」（大正八年一月）を総理大臣に対して行なつた。この建議は、当初「人心ノ帰繩統ニ関スル建議」と名づけられていたことからもわかるように、「人心の乱調」や「歐州戦乱の影響による幾多の謬見」を憂慮して、国民思想の方向性を統一するために「国体ノ本義ヲ明徴」にし、教育以外の分野における制度・政策についても「国体」に適したものに改めるように求めたものだつた。

ところが、この建議の中で示された「国体ノ本義」の中身はどうだつたかというと、從来の君

臣「徳義」論や「家族国家」論の範囲を出るものではなく、おまけに、この建議が世間に知れ渡ると、「まず貧富の差に基づく社会的不満を解決しなければ意味がない」「思想の統一などということは到底不可能」。そもそも従来の教育が名実の伴わない似非教育などという非難を、吉野作造、犬養毅、新渡戸稻造といった人々から浴びせられることになった（久保義三「日本ファシズム教育政策史」明治図書、六五一六六頁）。

このような実状の中では、国民思想の統一などを政府が打ち出せるはずもなく、従来の路線の延長上で施策の量的な強化を行なうこと、つまり、国体の意味内容を明確化したり統一したりはしないで、授業や学校行事において国体の尊厳を繰り返し強調する以外にはなかつた。大正中期以降に学校行事の強化が目立つようになるのはそのためである。ただし、従来と一つ違っていたのは、「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」の中で「敬神崇祖ノ美風」が強調されたことであって、神社参拝や神社奉仕といった神社とリンクされた学校行事が目立つようになったことである。

「神話」軽視の風潮の反映

ここで当時の時代的雰囲気を伝える史料を一つ紹介しよう。それは前にも一度ふれたが、大正十年一月に内務省神社局が「我国体の淵源を明かにし、国民をして国体に関する理解を徹底せし

むる」ために刊行した「国体論史」である。本書は、「思想善導」という編纂目的からして、大正の「国体の本義」とでもいうべき書物なのだが、その中身は、次の二点において昭和十二年のものとは大きく異なっている。

まず、「国体の本義」が「国体」についての政府の統一見解を体系的に記述することを意図したものであったのに対して、「国体論史」のほうは、江戸時代から大正十年までのさまざまな国体論の要旨をまとめた「参考資料」だつたことである。つまり、一つの考え方を押しつけるのではなく、多様な考え方の中から、好ましいと思うものを国民思想の指導に当たる人々が自主的に選択してくれ、という姿勢なのだ。そもそも、一つの考え方を押しつけようにも、国体論そのものが多様でありすぎたし、当時はまだ、それを無理矢理にでも一つのものにまとめ上げなければならぬと思うほどの切迫感はなかつたようだ。

本書のもう一つの特徴は、その末尾で編者の清原貞雄（神道史家で、当時、神社局の嘱託）が、これからのあるべき国体論の指向性について自らの考えを記している部分である。驚いたことに、そこで彼は「神話」を根拠とする国体論の危うさについて語っているのだ。

清原は言う。国体論が単なる論者の自己満足ではなく、国民を納得させることを目的としているのならば、「国民が殆ど常識として有する所の科学的知識に抵触せざる理論の上に立たざる可らず。（中略）神話は其国民の理想、精神として最も尊重すべし。それは尊重すべきのみ、之を根

拠として我国体の尊嚴を説かんと欲するは危し。先入主として、之等の「国造り説」と相容れざる進化学上の知識を注入せられ居る国民は或は之を信ずる事を得ざるが故なり」（三七三頁）と。

清原に言わせると、いわゆる“國体の優秀さ”とは、上下相和し、渾然として一体を成しながら、しかも整然たる秩序がある。“日本の國家としての強固さ”的である。そして、この強固さの原因は、「天孫民族」の発展と異族の平定とによつて「一大総合家族」が成立したことと、「祖先崇拜の觀念」による同祖意識、すなわち、宗家として皇室を仰ぐ忠孝一本の觀念が形成されたことにある。

こう述べた後で、彼は最後にまた次のように繰り返している。「或は天孫降臨の神勅によりて我國體は定まるとするもの多し。然れど誤れり。神勅の有無に拘らず、我國家の社會的成因が吾万世一系の皇位を肯定し、其他を否認するものなり。神勅は只其事實を表明せるものに過ぎず。我神代史は歴史と神話と相半するに似たり。或は神勅を以て、一の神話にして國民の理想を表明すれども歴史事實にはあらずと思考するものあり。然れども我國體論に於ては神勅が真事實なると、將神話なるとは根本問題にはあらず。神勅が史實なるにもせよ、神話即ち民族的理想的表現なるにもせよ、我が社會的事実に變る事なく、我國體論に於ては動くことなきなり」（三七九頁）。この清原の語り口に、「朕ト爾等國民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信賴ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ」とした昭和二十一年元旦のいわゆる「天皇の人間宣言」と同じ口吻を感じてしまうのは私だけだろうか。

この議論はもちろん清原個人の意見なのだが、それが官製の書物、しかも内務省神社局という今日の感覚からすれば天皇制イデオロギーのまさに中心であつたはずの政府機関の発行した書物に掲載されて問題にすらならない。そこに大正十年当時の時代の空気が如実に見てとれる。それでは、このような空気は何故に変化し、思想統制・言論弾圧、「現人神」論の有力化、その公式文書への登場という事態へと流れていったのだろうか。それには、三つの思想運動が「呼び出し役」として、あるいは「黒幕」として大きな役割を演じていた。

「共産主義」への恐怖がもたらした思想統制

「臨時教育会議」において「教育ノ効果ヲ完カラシムヘキ一般施設ニ関スル建議」が審議されたとき、前内務大臣という立場にあつた水野鍊太郎は、歐州情勢の日本への影響について、次のような樂観的觀測を述べていた。

「私は歐州動乱の結果色々の新傾向が来るであらうが、是は必ずしも悲觀はなくして特殊の沿革、特殊の歴史を有つて居る我国であるから、此国民思想には左まで意とすべきではない」（文部省編「資料・臨時教育会議・第五集」四一四頁）

この水野の主張が通つて、原案では「歐州動乱ノ影響ニヨリ我カ思想界ニ生シタル幾多ノ謬見ハ愈々其ノ傾向ヲ大ナラシメントス」（「資料・臨時教育会議・第一集」二二三頁）とあつたものが、

成案では「時局各般ノ影響ニ因リ我カ思想界ノ変調漸ク測ルヘカラサルモノアラントス」（同一五五頁）との曖昧な表現に書き換えられた。

しかし、この水野をはじめとした「臨時教育會議」のメンバーの読みは甘かつた。なぜなら、歐州大戦の結果として日本の隣に出発したソビエトという国は、思想を帝国主義の道具に使う國家だつたからである。日露戦争によつて帝政ロシアの脅威を払いのけたのも束の間、今度は、共産主義ソビエトによる革命の輸出といつて脅威に日本はさらされることになつた。思想問題は「自分たちさえしつかりしていれば大丈夫」といつたレベルの問題ではなくなつてしまつていたのである。

革命後まもない大正八年、ロシア共産党は世界革命を推進するための組織としてコミニンテルンを結成し、これに呼応して各国の運動家たちがコミニンテルンの支部、すなわち共産党を結成はじめた。日本でも大正十一年七月に第一次共産党が結成され、それが一齊検挙にあつて崩壊すると、コミニンテルンの指令と資金援助とによつて大正十五年十二月に再結成された。そして、昭和三年二月の第一回普通選挙のときには、「天皇制打倒」を掲げて、大衆の前に公然と姿を現した。

もちろん、このときも運動方針や資金はコミニンテルンから与えられていたのであり、さらに、コミニンテルンは日本共産党の幹部にピストルで武装することまで命じていたという（伊藤隆「日本の近代16 日本の内と外」中央公論新社）。

このようなコミニンテルン日本支部共産党の出現に對して、当初、政府は警察と治安立法の強化という政策で対処しようとした。治安警察法に基づく検挙、解散命令、さらに、ソビエトとの国交樹立と並行して行なわれた大正十四年の治安維持法の制定などがそれである。

しかし、大正十五年一月から四月にかけて、京都帝国大学の学生らがはじめて治安維持法の適用を受けて検挙されるという事件（「京大事件」）が起こり、さらに、昭和三年には、第一回普通選挙の直後に行なわれた共産党員に対する全国一斉の摘発（「三・一五事件」）において、多数の学生（東京帝大以下東京女高師に至る三十二校百四十八名）が検挙されるという事件が起こつた。国家の将来を担うべきエリート層に対する共産主義思想の浸透を白日の下にさらしたこれらの事件は、政府指導者に大きな衝撃を与え、國家の根幹を揺るがす「思想国難」であると認識されるようになつた。

当時、文部大臣の地位にあつた水野鍊太郎も、もはや大正八年当時のような楽観を抱くことはできず、「三・一五事件」直後の四月に発した訓令において、共産主義思想の蔓延によつて「國家存立ノ基礎ため為ニ破ルルニ至ラムコトヲ怕ル」として、「極端ナル偏奇ノ思想ヲ根絶」するため、「我カ國体ノ本義ヲ体得セシメ國体觀念ヲ明徴ナラシメ以テ堅実ナル思想を涵養スル」（久保「日本ファシズム教育政策史」一七〇—一七一頁）ことを、直轄学校長及び地方長官に指示している。この危機意識は、一方では、緊急勅令による治安維持法の改正・強化となつて現れたが、他方

では、思想取締機関の強化という新たな政策を生み出した。政府は、昭和三年六月に全国に特高課を設け、内務省に保安課と警務官を新設する一方、同年十月に文部省の専門学務局内に「学生課」を設けて、学生生徒の思想調査、行動監視の機能を果たさせようとした（後に、この学生課は、「学生部」（昭和四年七月）、「思想局」（昭和九年五月）、「教学局」（昭和十二年七月）へと順次その機構と機能とを拡大し、思想教育政策の中核となっていく）。

「思想国難」の複雑さ

ところで、話は少し脱線するが、共産主義の浸透が日本にもたらしたものは思想統制だけにとどまらない。近代化が生み出した社会問題が深刻化するにしたがって、保守的な思想を有する者の中にも、統制経済や全体主義といった考え方を受け入れる者が現れ、この結果、「天皇を中心とした国家社会主義」という習合思想が生まれることにもなった。この思想に、さらに個人主義やさまざまな宗教思想が習合することによって思想問題は複雑化し、見極めが困難で、收拾の難しい社会混乱を引き起こすことになった。

近代史一般において、日露戦争・歐州大戦の後に、革命的な国際情勢の変化があり、それが日本的思想状況に重大な影響を及ぼしたこと、そして、この変化を無視して明治と昭和とを直結す

るわけにはいきないこと、これについてはすでに大方の合意が成立しているが、この前提に立て筒井清忠・京都大学教授は、「天皇制的な国家原理が明治にできて、それがそのまま昭和の超国家主義へと移行した」とする丸山真男流の「明治・大正・昭和連続説」を批判して、次のように述べている。

「明治末期の、だいたい日露戦争期から大正初年ぐらいにかけて、いわゆる煩悶時代」という時代がありまして、修養や教養という観念もその頃出てきたのですが、一九〇三（明治三六）年の藤村操が華厳滝で煩悶の末に自殺したあたりから、大正の初期頃までのこの煩悶青年たちの中に、昭和超国家主義の第一世代の人々はほぼ含まれているということです。大川周明、井上日召という人たちは一八八六年生まれで、北一輝が八三年生まれですから、だいたい明治の終わり頃にほとんどの人が青年期を迎えるということになつていています。（中略）この人たちは、皆、明治末期に煩悶青年時代を過ごした結果、ルートはいろいろあるんですけども、基本的に何らかの形で個人主義の影響を受けておりまして、その内面に非常に強く個人主義的な問題意識を持つていたのです。たとえば、北一輝の場合（中略）個人の尊嚴を確立したうえで日本の社会を組み立て、その上に天皇が象徴として乗っかる、というふうに議論の構成がなつていて（傍線引用者、「大正デモクラシー」から「昭和軍国主義」へ」七一八頁 『近代日本文化論I・近代日本への視角』 岩波書店）

「第一世代の人々（大川周明、井上日召、北一輝ら）は皆、結局、明治的・伝統的な国家主義による

形式によつて盛り込みきれないような生、あるいは自我の問題を抱えた人々であつて、その人々がさまざまな遍歴を経たあと、大正末期から昭和初期に書物を書くなどして、青年たちのあいだに登場していつたわけです。そして、大正末期から昭和初期にかけて日本社会に危機が襲つてきたときに、伝統的な国家主義者達の書いた忠君愛国的な書物は、若い、危機感を抱いた人々にとっては古くさくてまつたく受けつけることができなかつた。ここに名前をあげたような人々だけが、次の世代のもつてゐる悩みにぴたりとくることができたというふうに解釈できるのではなかかと思います」（傍線引用者、同一〇頁）

つまり、個人主義の流行とそこから派生した煩悶とを抜きにして、昭和の「超国家主義」は語れないというのである。

また、五百旗頭^{いおきべやこ}眞は次のように言つてゐる。「石原〔莞爾〕以外にも北一輝、井上日召はもとより、二・二六事件の指導者のうち磯部浅一、安藤輝三らも日蓮の影響下にあつたことを想起するとき、日蓮の思想が、一九三〇年代の政治外交史になんらかの影響力を及ぼしていることは否定しがたいであろう。（中略）ここで石原莞爾における日蓮宗教という問題をあえて採り上げたのは、日蓮の影響を無視すれば、石原の思想と行動、さらに太平洋戦争に至る日本の政治史の重要な一面が欠落すると思われるからである」（『石原莞爾における日蓮宗教』、一一三—一二四頁（広島大学政経学会「政経論叢」昭和四十五年一月））

これらの論者の指摘が正しいとすれば、共産主義、個人主義、日蓮宗その他の宗教思想等の影響を抜きにして、明治以来の「神話教育」「現人神教育」といった先入観で昭和の思想問題を語っている人々はまったく間が抜けているとしか言いようがない。

“対抗イデオロギー”としての国体論

さて、思想統制の問題に話を戻すと、昭和六年七月、文部省は、学生思想問題についての「根本的対策を樹立」するため、「学生思想問題調査委員会」を発足させた。この委員会の設置は、河合栄治郎・東大教授の提案が一要因となつたと言われているが、それは次のようなものだった。

「今日迄政府当局なり学校当局なりが或優越な力によつて多くの学生を自分の下に持つて居りながら、其の持つて居る中の優秀な部分をマルキシズムの陣営の中に取られて仕舞つたと云ふことは、可なり大きな欠陥が我々の方にあつたからだと云ふことを我々は考へなければならないと思ふ。其の欠陥は何かと云ふならば、要するにマルキシズムの思想体系に拮抗し得るやうな思想の体系が今日迄の日本になかつたと云ふことである。^{しかも}而して現代に於てもマルキシズムの中から此の優秀な学生を奪還し得るだけの一つの思想体系が結局無いと云ふことである。それが無い限りに於ては思想善導と云ふものは結局不可能なことをやつて居ることになると思ふ。そこで茲で私

は思想善導をすると云ふこと其の事は宜いが、それより一番大きな問題は第一マルキシズムの体系に拮抗する本体論から認識論、欲望論、道徳哲学から社会哲学、更に社会思想に至る迄の膨大な一つの体系が日本の中に確立されることが必要であるといふことである」（傍線引用者、「学生思想問題の考察・下」一四頁〈文部省学生部「思想調査資料」第十一輯、昭和六年八月〉）
要するに、文部省が中心となつて、マルクス主義に対抗できるイデオロギーを創出すべきだというのである。

田中隆三文相を会長とし、河合の他に、吉田茂、紀平正美、蠟山政道、小磯国昭ら三十九名の委員で構成された「学生思想問題調査委員会」は、約一年間の検討の末、昭和七年五月に答申案を決定発表した。その中で、実行を必要とする事項の一つとして、「我が國体、国民精神の原理を闡明し、國民文化を發揚し、外来思想を批判し、マルキシズムに対抗するに足る理論体系の建設を目的とする、有力なる研究機関を設くること」が提案されていた。

これを受けて、同年八月、文部省内に事務局を置き、文部次官が所長を務める「国民精神文化研究所」が設置された。この研究所の任務は、マルキシズムに対抗しうる思想体系、すなわち日本精神の振興を主とし、それとともに、大学を除いた各学校の教員に対する思想教育、高等教育機関から追放された「左傾学生」に対する転向教育を行なうというものであった（久保義三「天皇制と教育の史的展開 昭和教育史・上 戰前・戰時下篇」三一書房、三四四頁）。こうして、「日本精神」「國民精神」「國体」に、『対抗イデオロギー』としての役割が期待される時代がやつてきた。多

様な国体論の許容などといふ應揚^{おうよう}なことはもはや言つていられなくなつてしまつたのである。

坂本多加雄によれば、「一九三〇年代はソビエトの脅威を抜きにしては語れない」という。当時は「日ソ冷戦時代」であり、国内における政府と共産党との戦いは「ソビエト・ロシアと大日本帝国との国際的な戦争の一環」だったというのである（『歴史教育を考える』PHP新書、一八六一九〇頁）。

思い起こせば、かつて清水幾太郎も、第一次大戦後の欧米諸国では治安立法と政治警察が流行現象であつた事實を紹介して、それは自分の國がソビエトのような國になつては困るので、「世界に冠たる政治警察を持つソヴィエト・ロシア」にならつて、自國の政治警察を充実させたのだと指摘し、「歴史の推移というものは、全く意地の悪いものだと思います」（『戦後を疑う』講談社、二九一三二頁）と評していた。

これらの論者の筆法に習えば、ソビエトとの冷戦に勝ち残るために、ソビエトから身を守るために、日本は自ら“ソビエト化”せざるを得なかつたということなのだろう。とすれば、戦後の知識人が「天皇絶対」論に見ていたものは、実は、自らが憧れていた共産主義の暗い影だつたということになる。

竹山道雄は、昭和初年にある青年将校から聞いた国体論についての印象を次のように書いている。「そこに思ひうかべられている一君万民の天皇とは、国民の総意の上に立つ権力者で、何と

なくスターリンに似ているもののように思われた』（昭和の精神史 講談社学術文庫、四八頁）と。

「総力戦思想」がもたらした軍部の教育介入

「呼び出し役」を務めた第二の思想は、第一次世界大戦が生み出した「総力戦思想」である。それは、『からの戦争は、軍隊が強いだけではダメで、政治、経済、思想など国家の保有するあらゆる能力を戦争に向けて全面的に、そして効率的に動員することができなければ勝利できないうだろ』との考え方である。

陸海軍は第一次世界大戦勃発の当初から、精力的にその状況の調査研究を始めていた。この活動は軍部内に総力戦準備の機運を高めただけでなく、政財界の関心も集め、さらに、一般言論の世界においても多数の評論や単行本を生み出すことになつたという（續『近代日本の政軍関係——軍人政治家田中義一の軌跡』大学教育社、二〇四—二〇五頁）。

田中義一といえば、山県有朋なき後、大正十年代に陸軍の最高指導者の地位につき、後に政友会総裁となつて政界にも進出した人物だが、彼はまた、総力戦思想の国民への普及に奔走した人物としても知られている。田中は、政界への進出の動機を、自分の戦争体験と歐州大戦の状況に鑑みて、日本の軍と政治との関係を根本的に変えなければならないと考えるようになつたためだ

と説明している（續編『近代日本の政軍関係』二〇六頁）。もはや、「政治は政治、軍事は軍事」と單純に区別でくる時代ではなくなつてしまつたとの認識である。この田中の発想の中に典型的に現れているように、総力戦思想の浸透は、「世論ニ惑ハス政治ニ拘ラス」と説く「軍人勅諭」（明治十五年）の枠内に軍部がとどまることを困難にしていった。政治ばかりでなく、思想や教育の面についても、軍人は無関心ではいられなくなつたのである。

しかし他方で、大正十年代は、「軍人は到るところで道行く人々の輕侮的となり、軍服姿では電車に乘るのも肩身が狭いといふやうな状態であつた」（重光葵^{あき}『昭和の動乱・上巻』中央公論社、一四〇頁）と言われるほどに反軍・軍縮の風潮が支配的だつた時代でもあつた。このため、総力戦思想を前面に押し立てて、思想や教育の分野に軍部が露骨に介入していくことは困難だつた。このような複雑な状況の中で、軍縮と総力戦準備という一見二律背反に見える要請を巧みに満たしながら、陸軍大臣・宇垣一成^{うがなかなずしき}によつて行なわれたいわゆる「宇垣軍縮」だつた。彼は、四個師団を廃止して軍縮の要請に応える代わりに、整理によつて浮いた予算で陸軍の近代化・合理化を推進した。

さらに、大正十四年四月には「陸軍現役将校学校配属令」を制定して、中学校以上の学校に現役将校を配置して、生徒に軍事教練を施す体制を整えた。久保義三によれば、この「配属令」のねらいは、①戦時の兵力大動員に対応する下級将校の大量養成、②軍縮によつて生じる余剰将校

の失業救済と温存、③国民教育の軍部支配、さらに国民に対する系統的な軍部支配をはかること、の三つであつたという（「昭和教育史・上」一三九頁）。

たしかに、宇垣自身もこの「配属令」の意図について、後に次のように書き残している。

「平時は兎に角有事の日に於ては陸軍が是非至尊輔翼の中枢として働くねばならぬと数年来深く感得して居る所である。それが余をして中等以上の諸学校に現役将校を配属して、士風の振興、体力の増進に資し近く一般的に青少年訓練を実現せしめて健全なる国民を作り、同時に、之等をして陸軍との密接なる連繫を作らしめたる所以である。余は此等の企画によりて全帝国を引き締め將又必要ある場合は全帝国を引き連れて至尊の膝下に大活動を行はしめんと欲するのである」（宇垣「成日記」一 みすず書房、四九七頁）

「国家の中権を占むべき学生生徒の全数（一千二三百校）に対して吾人の感化を及ぼすことを得たるは大仕事である。今後の指導如何によりては将来の教育界の全貌（ぜんぱう）を支配し得るは難事ではない」（同四九八頁）

この「教育界の全貌を支配する」ということの中身について、宇垣自身が具体的にどのようなことを考えていたのかは定かでない。しかし、事實として、先に述べた大正後半の軍人に対する著しい輕侮が、満州事変以降には極端な賞賛と期待の声に変わるという世情反転の中で、配属将校は軍部が教育に介入する強力な梃子となつていった。たとえば、有名なところでは、軍事教練中の学生が靖国神社への参拝を拒否して問題となつた昭和七年の上智大学事件。武道場に生徒が

設けた神棚を校長が撤去して問題化した昭和十年の同志社大学「神棚事件」。さらに、同志社大学の綱領から「キリスト教をもつて德育の基本とす」との文言を削除させ、「敬神尊王愛國愛人ヲ基調トシ」との文言を書き込ませた昭和十二年の「同志社教育綱領事件」。これらはいずれも配属将校が引き起こした事件だつた。配属将校は、法律上は配属先の各校長の監督に服することになつていたが、社会の風潮がそのような校長権限を有名無実のものにしていつたのである。ちょうど、戦後の風潮に乗つて日教組が校長の権限を有名無実化していくたようだ。

第五章 満州事変以降

満州事変以降における諸潮流の合体

マルクス主義への警戒に誘発された文部省の思想統制とイデオロギー創出の意図、同じく内務省の思想弾圧の意図、さらに総力戦思想に誘発された軍部の教育介入の意図、これらの流れが満州事変以降に合体する。それが昭和八年四月に斎藤実内閣が設置した「思想対策協議委員会」だった。

この委員会は、文部、内務、陸軍、海軍の四省を代表する各委員によつて構成されたのだが、その意義を、久保義三は「この委員会のあとに設置された内閣審議会及び内閣調査局にも軍部代表が調査官として参加し、のちの企画院に発展する。そこでは結局軍部が国策を左右する中心となつた。その先鞭をつけたのが、この委員会であつたという意味で、軍部の参加は重大であつた」（昭和教育史・上 一六八頁）と解説している。

この他にも、この委員会については注目すべき点が二つある。一つは、内務省警保局が作成した原案に基づいて、「教育・宗教に関する具体的方策案」を発表したことだ。それは、①国家的指導原理とする日本精神を闡明し、これを普及徹底せしむること、②不穏思想の人的物的取締を厳にして、不穏思想に対する防禦及び鎮圧を完くすべき思想取締方策を立てること、③社会政策によつて不穏思想の基盤をなくすこと、の三つを骨子とするものであり、これが同年九月十五日に「思想対策三大綱」として閣議決定された。

これによつて、日本精神の振興と思想の取締とを強引に推し進める体制ができあがり、それを受けて文部省は、学生部を思想局に昇格させ、伊藤延吉をその初代局長に任命した。この伊藤が国民精神文化研究所や後の教学刷新評議会、教育審議会を実質的に指導して、文部省の思想政策をリードしていく（久保『日本ファシズム教育政策史』二二〇頁）。

もう一つの注目点は、この委員会に陸軍省が提案した「危険思想対策案」が、昭和九年十月に陸軍新聞班が作成して問題化した「国防の本義と其強化の提唱」の下地となり、さらに「天皇機関説事件」以後に「国体明徴」を目的として設置された「教学刷新評議会」における軍部代表の提案に受け継がれていくことである（久保『昭和教育史・上』一七三頁）。この「危険思想対策案」においてもまた、「國体ノ理論的研究」や「危険思想ノ取締」の必要が説かれていた。

「国防の本義と其強化の提唱」は、軍人の政治干渉であるとして政党の反発を呼び起こしたものであるが（陸軍パンフレット問題）、この中では、「思想宣伝は刃に血塗らずして対手を圧倒し、

国家を崩壊し、敵軍を潰滅せしむる戦争方式である。（中略）平時より是等機関〔言論機関〕の國家統制を実行し、平時より展開せられる思想戦対策に遺憾ながらしめる必要があるのでないか」と、総力戦の観点からも言論思想統制の必要が説かれている。

「天皇機関説事件」から「国体の本義」の編纂へ

このようにして高まつていった「国体明徴」「思想統制」の要求を白熱化させ、政府自身が国體論の中身を公定しなければならなくなるという事態をもたらしたのが、「天皇機関説事件」（昭和十年）だった。この事件は、ごく単純化して言えば、それまで問題なく認められてきた“主権は法人たる国家に帰属し、天皇は主権の主体ではなくして、統治権を總攬する国家の機関である”とする憲法学説に対しても、岡田胸喜らを中心とした民間の国家主義団体が「国体」に反するとして排撃を主張はじめ、この運動が帝国議会に波及したために、政府がこの学説の代表者であつた美濃部達吉の著作を発禁処分にした、というものである。

しかし、帝国議会で問題化はじめた当初の岡田啓介内閣は、「天皇機関説」には同意できないとしながらも、その取扱いについては「学者の議論に委して置くことが相当」（松田源治文部大臣、「学者に委ねるより外仕方がない」（岡田首相）との態度をとり、学説の当否を政府が決定したり、排除したりすることは消極的だつた。ところが、次第に、議員や軍部、さらに一部の過

激論者の追及に押されて、文部大臣による「国体明徴の訓令」（四月九日）、内務大臣による美濃部の主要著書の発禁処分（同日）、内閣による一度の「国体明徴声明」（八月三日と十月十五日）などをなし崩し的に実施していくことになった。

その様子は、宮沢俊義著『天皇機関説事件——史料は語る 上・下』（有斐閣）に詳しいが、その記事を読み進めていくうちに、私は思わず噴き出してしまった。さまざまな圧力に押されて学説の否定へと踏み込んでいく岡田内閣の姿が、大東亜戦争の評価についての“戦後の日本政府の態度にそつくり”だつたからだ。当初は「後世の判断に委ねるべき」としていたにもかかわらず、一部の議員や運動団体、偏向マスコミや外国の干渉、そんなものに押されて「あれは侵略戦争であった」と言い出し、ついには「近隣諸国条項」なるものを教科書検定の基準として導入するまでになつた過程は、ここで詳述するまでもないだろう。

なるほど、たしかに「日本人には戦前に対する反省が欠けていて、懲りていない」。

さて、話を元に戻して、「国体明徴声明」を出した政府は、必然的に、「国体」の意味内容の公定を迫られることになった。そこで、昭和十一年度の文部省予算に「国体ノ本義ニ関スル書冊編纂」費が計上され、思想局において『国体の本義』の編纂が開始された。その編纂過程は前掲の『昭和教育史・上』に詳述されているが、この作業の中で、文部省が用意した草案の中に「現人神」という項目が登場し（三七六頁）、編纂委員であつた井上平蔵たかまろからも「天皇が現人神たらせ給

うことを明にし之を納得せしめ信奉せしむるに非ざれば「国体の本義」は無益と思う」（三八八頁）といった発言があつて、ついに「現人神」が、公文書の中に登場することになったのである。

「国体の本義」の内実

できあがつた『国体の本義』（昭和十二年三月）は、冒頭で「我が肇國は、皇祖天照大神が神勅を皇孫瓊瓈杵ノ尊に授け給うて、豊葦原の瑞穂の國に降臨せしめ給うたときに存する」（九一〇頁）として、日本の建国を神武即位ではなく、天孫降臨の時点とすることを明記した。ところが、「現人神」については、「天皇は、皇祖皇宗の御心のまに／＼我が国を統治し給ふ現御神であらせられる」としながらも、「この現御神（明神）或は現人神と申し奉るのは、所謂絶対神とか、全知全能の神とかいふ如き意味の神とは異なり、皇祖皇宗がその神裔であらせられる天皇に現れまし、天皇は皇祖皇宗と御一体であらせられ、永久に臣民・国土の生成発展の本源にましまし、限りなく尊く畏き御方であることを示すのである」（二三二一四頁）と、絶対的なニュアンスは含みつつも、絶対神であることそのものは否定するという実に微妙な言い回しになつてゐる。

このような記述になつた理由ははつきりしないが、編纂過程で編纂委員の一人であつた和辻哲郎から「特に国体概念の根本的規定等に於て現代の日本インテリゲンチャを納得せしめる様論述

し得るか否かは相当重大なる問題と存候、この点特に御配慮願上候」（昭和教育史・上）三八五（三八六頁）といった意見が表明されたり、「國体明徴」の具体化を検討するためには設けられた「教學刷新委員会」（昭和十年十一月）の「答申」（十一年十月）の中で「ナホ世人ヲシテ形式的・独断的國家觀ニ墮シテ複雜ナル實際社會ノ認識ヲ欠キ焦燥ニ陥リ、創造的刷新ノ軌道ヲ逸脱スルガ如キコトナカラシムルヲ肝要トス」と述べられていたことなどが、何らかの影響を与えたのかもしえない。

いずれにせよ、「國体の本義」が天皇絶対神論の立場から見て中途半端なものであつたことは間違いないようで、「天皇が絶対者であらせられない」と云ふ事であるならば、天皇は相対的存在だと觀奉る事になり、これは絶対者と觀奉る尊敬の程度に較ぶれば、尊敬の程度が足らぬ見解ではないかと思はれるのである」（谷口雅春「大麻奉斎と祈願」『生長の家』昭和十二年十月号）との批判を受けている。なお、尾関貞一なる人物が書いた「新日本學樹立への努力」（谷口雅春編『天皇絶対論とその影響』昭和十六年）という論文では、当時の天皇論を「絶対神的な立場」と「人間神的な立場」とに分け、「大体の傾向」と断つた上で、前者に属する論者として、筧克彦、田中義能、井上哲次郎、加藤玄智、今泉定助、安岡正篤等の名を挙げ、後者に属する論者として、河野省三、折口信夫、山本信哉、清原貞夫、紀平正美、蓑田胸喜、溝口駒造、里見岸雄などを挙げている。この分類がどの程度正確なのかについては疑問なしとしないが、ともかく、複雜に入り組みながらも、「現人神」論と「神孫」論とは別物と見られていたことだけは確かなようだ。

ところで、「國体の本義」には「八紘一宇」論はまだ登場していない。神武天皇樞原奠都の詔への言及はあるが、「乾靈授國、^{けんれいじゆこく}皇孫養正の御精神を明らかにし給ふてゐる」「即ちこれ、皇祖皇宗国を肇め給ふこと宏遠に、^{こうえん}徳を樹て給ふこと深厚なる所以である」(六七一六八頁)と説明されているだけで、「日本の世界的使命」などとは結びつけられていない。

余談だが、私のゼミに、「國体の本義」を実際に読んだ学生がいる。その感想は「大したことありませんでした。ちょっと、拍子抜けしました」というものだった。彼は、それまでの教育による先入観から、この本の中には「軍事力による世界征服の教義」が次から次へと展開されるのだろうと思っていたらしい。ところが、いくら読み進めてもそんなことは出てこず、ようやく最後のところに来て「我等の使命」という見出しがあつたので、いよいよ出たかと思つたら、そこに書かれていたのは次のような言葉だつた。「今や我が国民の使命は、國体を基として西洋文化を攝取^{じゅうか}醇化^{じゅんか}し、以て新しき日本文化を創造し、進んで世界文化の進展に貢献するにある」(二五五頁)

彼が拍子抜けするのも無理はない。実は、「八紘一宇」が政府の公式文書に登場するのは、昭和十五年八月一日に第二次近衛内閣が公表した「基本國策要綱」がはじめてである。そして、その背景には、第三番目の「呼び出し役」、すなわち「東亞新秩序」というプロック勢力圏の構想があつた。

近衛文麿と「東亞新秩序建設」声明

第一次世界大戦後の世界秩序は、ヨーロッパにおいてはベルサイユ体制、東洋においてはワシントン体制によつて形作られた。米国主導で築かれたワシントン体制は、シナ大陸市場への参入に後れをとつた米国が、その遅れを取り戻すために、日本・イギリス・フランスに、中華民国の主権尊重・門戸開放・機会均等を約束させたものだつたといわれている。ところが、昭和四年に世界恐慌が発生すると、欧米各国は自らの生き残りのために自由貿易を抛棄してプロック経済圏を設定しはじめた。広大な領土を有するアメリカは、昭和五年六月にホーリー・スマート法という高関税法を制定して自国内の中に閉じこもり、地球の約四分の一を支配していたイギリスは、昭和七年、カナダのオッタワに英帝国のメンバーを召集して会議を開き、特恵関税同盟によるプロック経済化を協定した。このような国際情勢に直面して、日本国内でも自給自足のための経済圏を東洋に持たなければならぬとする意見が台頭し、ワシントン体制の打破が叫ばれるようになつた（渡部昇一『日本史から見た日本人・昭和編』祥伝社、一七七一—八六頁）。

昭和九年十一月、当時貴族院議長であつた近衛文麿は、平凡社発行の雑誌『月刊維新』に「國家主義の再現」という論文を発表して次のように書いた。「日本も亦、歐洲大戦後に世界を風靡した国際主義、協調主義に没頭して、パリ会議以来、彼等〔欧米諸国〕の云ふところに従ひ、領

土の現状維持は承認して來たのであるが、併しそれは、人間の移住、貨物の輸出入に関しては自由な世界の來ることを条件としてあつた。然るに事實に於ては、彼等は本国に於ても、また有色人種の世界たるべき東洋の領土に於ても、日本人は固より、有色人種は總て排斥し、貿易の如きもまた、彼等の門戸は全く閉して、極東に対してのみ、機會均等、門戸開放を切りに要求してゐるのである。これは彼等に取つて、その防衛上、當然と云へば当然なことであるが、併し、今や非常な勢ひを以て勃興しつゝある日本に取つては、洵に迷惑なことであり、困つたことなのである」（五九一六〇頁）

近衛は、少壯の内務官僚であつた時代から「英米本位の平和主義を排す」（『日本及日本人』大正七年十二月）という論文を発表するなど、英米本位の世界秩序の現状維持には批判的であったが、国内外の状況の変化が、彼をして自らの抱負を首相という立場で内外に表明する機会を提供することになった。

昭和十二年七月の盧溝橋事件をきっかけに始まつた支那事変が長期化・泥沼化の様相を呈しじめると、第一次近衛内閣は、国民党政府から汪兆銘を引き出し、親日政権を作らせることによつて事態を收拾しようと考へるようになつた。そのための工作の一環として出されたのが、十三年十一月の「東亞新秩序建設聲明」だった（矢部貞治『近衛文麿』時事通信社、九七一九八頁）。「帝国の冀望する所は、東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設に在り、今次征戰究極の目的

亦此に存す。——この新秩序の建設は、日滿支三国相携あいだすき、政治、經濟、文化等各般に亘り、互助連環の関係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義の確立、共同防衛の達成、新文化的創造、經濟統合の実現を期するにあり。云々」

その裏面の理由はともかく、これによつて日本は東亞におけるプロック勢力圏の建設こそ支那事変の戦争目的であると公言したことになつた。換言すれば、ワシントン体制から離れて独自の道をゆくことを世界に宣言したわけで、このためにすつかりアメリカを硬化させてしまつたといふ（『昭和史の論点』文春新書、一〇五一—四頁）。

「荻窪会談」から三国同盟へ

第一次近衛内閣は、昭和十四年一月に總辞職したが、その後は、平沼、阿部、米内と弱体短命内閣が続いた。この間、日米通商條約破棄の通告（十四年七月）など、米国主導による対日經濟封鎖が次第に圧力を増し、日本国内では反米英熱が高まりを見せてきた。他方、十四年九月にドイツのポーランド侵攻によつて始まつたヨーロッパでの戦争については、十五年春以降、ドイツ軍勝利の報が次々にもたらされ、「バスに乗り遅れるな！」ということで、陸軍を中心に三国同盟締結の要望が高まってきた。こうした状況の中で、国民多数の希望を担つて、近衛は再び首相の座についた。十五年七月二十二日のことである。

首相就任に先だって近衛は、外交上の基本政策に関する合意をとりつけるために、陸軍大臣予定者・東条英機、海軍大臣予定者・吉田善吾、外務大臣予定者・松岡洋右の三人を、七月十九日に荻窓の私邸に招いて会談した。いわゆる「荻窓会談」である。そして、ここで、「世界政策の根本方針」として、以下の四点が確認された。

①世界情勢の急変に対応し、かつ速かに東亞新秩序を建設するため、日独伊枢軸の強化を図る。

②対ソ関係は、国境の不可侵協定を結び、その有効期間内に対ソ不敗の軍備を充実する。

③東亞にある英仏蘭葡の植民地を新秩序に包含するために積極的な処理を行なう。

④米国との無用の衝突を避けるが、東亞新秩序の建設に対する米国の実力干渉は、これを排除する堅い決意を持つ。

この合意に基づいて、第二次近衛内閣発足後の七月二十六日に決定されたのが「基本国策要綱」だった。この要綱にはじめて「八紘一宇」が登場し、ブロック勢力圏の確立を目指す近衛内閣の外交方針は、『建国の精神』に由来しているのだと説明されることになった。
 「皇國の国是は、八紘を一字とする**肇國**^{ちよこう}の大精神に基き、世界平和の確立を招來することを以て根本とし、先ず皇國を中心とし、日滿支の強固なる結合を根幹とする、大東亞の新秩序を建設するにあり。云々」

この「基本国策要綱」は八月一日に公表されたが、これを解説した談話の中で松岡外相は「わが國眼前の外交方針としてはこの皇道の大精神に則り先ず日滿支をその一環とする大東亜共栄圏の確立を図るにあらねばなりませぬ」と、これまたはじめて「大東亜共栄圏」という用語を用了。そして、ただちに、駐日ドイツ大使オットーと会談し、三国同盟締結についてのドイツ側の意向の打診を開始した。これ以降、日独伊三国同盟締交渉は松岡外相主導で進められ、九月二十七日に成立する。

「孜窪会談」における合意は、三国同盟の締結までは意図しておらず、近衛も必ずしも締結に賛成ではなかつたようだが、彼が最終的に締結に同意したのは、松岡外相が提唱した「ユーラシア大陸同盟」構想に日米開戦回避の望みを託したかららしい。その構想とは、まず独伊と同盟を結び、ドイツの仲介によつて、さらにこれをソ連を巻き込んだ四国同盟に発展させ、この同盟の威力によつて米英との勢力均衡を打ち立て、日米関係と支那事変との両方を解決しようというものだつたと言われている。

三国同盟から「臣民の道」へ

三国同盟条約には、「第一条　日本國ハ独逸國及伊太利國ノ歐洲ニ於ケル新秩序建設ニ関シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス」「第二条　独逸國及伊太利國ノ大東亜ニ於ケル新秩序建

設ニ閔シ指導的地位ヲ認メ且之ヲ尊重ス」と規定されているが、この条約締結に際して発せられた詔書では、その意義が次のように説明された。

「大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一宇タラシムルハ實ニ皇祖皇宗ノ大訓ニシテ朕力夙夜眷々措カサル所ナリ。（中略）惟フニ万邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンセシムルハ曠古ノ大業ニシテ前途甚^{はなは}々遼遠ナリ。爾臣民益々國体ノ觀念ヲ明徴ニシ深ク謀リ遠ク慮リ協力戮^{りよ}力非常ノ時局ヲ克服シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼セヨ」

この三国同盟締結の詔書に盛られた発想に基づいて、すなわち、「肇国の精神」を根拠としてロック勢力圏の確立とそのための独伊との提携という国策を国民に説明するという目的で編纂されたのが『臣民の道』だった。昭和十二年三月の『國体の本義』の中心テーマが「國体」（現人神）はその一部）であつたとするならば、十六年七月に文部省教学局によつて編纂刊行された『臣民の道』のテーマはまさしく「八紘一宇」だった。

「世界新秩序の建設」という題目が第一章を飾り、そこでは「日本の世界史的使命」（註解・臣民の道 朝日新聞社、二〇頁）が滔々と述べられている。「日本の世界史的使命」とは、すなわち「万邦協和し、万民各々その所を得るに至るべき道義的世界の確立に寄与」（同二二頁）することであり、三国同盟の「根本精神」（同二〇頁）もそこにあるとされた。この使命を実現するためには、日本は東亜において指導的地位を占め、「政治的には歐米の東洋侵略によつて植民地化せられた大東亜共栄圏内の諸地方を助けて、彼等の支配より脱却せしめ、経済的には歐米の搾取を根

絶して、共存共榮の円滑なる自給自足經濟制を確立し、文化的には歐米文化への追従を改めて東洋文化を興隆し、正しき世界文化の創造に貢献しなければならぬ」（同二二頁）。そして、「八紘を掩ひて宇となす我が建国の精神こそ、世界の秩序の基礎理念」（同二〇頁）である。要するに、プロック勢力圈構想が、「八紘一宇」論を媒介として、日本建国の理念によつて基礎づけられたのである。

昭和十九年七月、戦局悪化の責任をとつて東条内閣は総辞職し、小磯内閣がこれに代わつた。もはや勝利の望みが消えてしまつた段階で首相に就任した小磯国昭は、ラジオを通じて次のような演説をしたといふ。

「天皇陛下は宇宙絶対の神に在しますこといまさら申すまでもなく……この信念に立脚して億兆一心総力を發揮するとき、その結果は宇宙を貫く絶対力となつてあらわれ……ここに人類最高の道義は確立せられ、戦勝に必要な物量も天佑神助とあいまつておのずから獲得せられ……」

（竹山道雄『昭和の精神史』二七六頁）

ほとんど絶望的とも言える戦況の悪化が、苦しいときの神頼みよろしく、「國体の本義」における天皇觀さえも乗り越えて、總理大臣をして天皇絶対神論を國民に訴えさせるまでになつた。これが「現人神」の正体だつたとすれば、「人間宣言」の起草過程で、日本側に、天皇が「神の子孫」であることは否定できないが、「現御神」であることは否定してもかまわないとの認識が

現れたことも納得がいく。

平凡な結論と新たな推理

これまでの考察から得られた結論を簡単にまとめれば、昭和十年代の空気のこわばりは、共産主義思想、総力戦思想、ブロック勢力圏思想のあたりを受けて——その背景には日本を取り巻く国際環境の激変があつた——國体論・尊皇論が硬直化したためであり、大東亜戦争末期の天皇絶対神論の強調は戦況の悪化がもたらしたものだつたと言えるだろう。したがつて、『一神教的な天皇觀が明治以来教えつけられ、日本人の精神を支配しつづけた結果、国民は世界征服の妄想を抱き、惜しげもなく戦争に命を捧げていつた』などという主張は、世界の激動やそれと連動した内外諸思想の複雑な関わりを無視した視野の狭い「俗説」または「幻想」にすぎないと断ずることができる。

ということは、何のことではない、私が到達した結論は、すでに昭和二十三年にヘレン・ミアーズが書き、さらに昭和三十年に竹山道雄が述べていたことを単に確認したにすぎない。

「伝統の力が強ければ強いほど、国家存亡のときには、戦争計画への国民統合に利用される。しかし、伝統が戦争の大義なのではない。ひとたび戦争が決定されると、伝統は防衛という名の戦争計画の背後に国民を統合するための手段となる。そうすることによつて、為政者は複雑な戦争

理由をわかりやすくするのである。／アメリカも戦争の後ろ盾に国民を統合するため、伝統を利用したが、とかくそれが忘れられたのだ。私たちは民主主義とキリスト教の名のもとに戦った。
（中略）私たちの国旗は軍事的象徴ではない。それと同じように、戦争がなければ、日本人にとつて天皇は軍事的象徴ではなかつた」（伊藤延司訳「アメリカの鏡・日本」メディアファクトリー、一六二—一六三頁）

「危機における国民のあがきも、歴史的に成立した形によって表現される。ことに対する困難の際には、歴史はつねに大きな頼る力である。ソ連でも、戦争中は共産主義はひつこんで歴史が表に出た。歴史的前後の関係を回想するとき、日本のあの復古調は危機感によって生まれ、それに追われて深化したものだつた。事実が先にあって、それから神話が広がつた。近代戦がはげしくなるにつれて、古代が復活してきた。原因が先にあって、それから潜在していた前提条件が顕在化してきた」（昭和の精神史）一一〇頁）

「天皇崇拜は「理想的な天皇はわが上代にかくおわしたはずである」と幻視されたものだつた。あのような性格の天皇は歴史的事実ではなく、明治以来につくられたものでもなかつた。（中略）水戸学以来……という起源による説明では、あの動きを解明することができるとは思われない」（傍線引用者 同一二一頁）

『アメリカの鏡・日本』や『昭和の精神史』は名著である。「現人神」や「八紘一宇」に限らず、

今日いまだに生きつづけているさまざまの「俗説」の根を断ち切る的確な洞察に溢れている。戦後の再出発の時点から、そのような正論が存在していたにもかかわらず、なぜもつと早く、その洞察を正確な認識にまで導き、「俗説」を否定する実証的な研究が出てこなかつたのか。当時に較べれば、歴史研究は格段に進んでいるはずなのに、いまだに「俗説」が生きつづけ、唱えつづけられているのはどうしてなのだろうか。

私はその経緯を次のように推測している。

昭和初期にマルクス主義への対抗イデオロギーとしての役割が国体論に期待されるようになつたことはすでに述べたが、このような要請に応えようとする試みの中から、「絶対的な天皇論や日本による世界支配の思想こそ明治維新の精神であり、さらに遡つて日本の建国の理想そのものであつた」との言説が支持を拡大していった。これは、新しいイデオロギーのルーツを遠い過去の中に見出し、これこそが伝統なのだと主張することによって新たなイデオロギーを正当化しようととするやり方で、今日流行の言葉で表現すれば「伝統の創出」ということになる。

そのような試みが昭和初期から勢力を強め、そこで「創出された伝統」が、昭和十年代を経験した知識人の間に真実として刷り込まれた。そのような状況のところへ占領軍がやってきて、反論を一切封じつつ、「現人神」や「八紘一宇」こそ戦争の原因であるとの思想宣伝を行なつた。つまり、「創られた伝統」の刷り込みに、占領軍による「お墨付き」が与えられたのである。その上、約七年にわたる洗脳工作を終了して占領軍が立ち去つても、革命にあこがれる「進歩的文

化人」などと呼ばれる人々によつて、そのイメージがさらに増幅され、ついに疑いようのない真実として戦後の日本人の頭脳を支配することになつた。

この推理を読者に納得していただくために、次章では具体的な歴史事実に沿つていつそう詳しく述べてみたい。

第六章 「創られた伝統」としての「現人神」

佐藤信淵の評価にみる「伝統の創出」

まず、昭和初期における「伝統の創出」の一例として、昭和十年代に“時代の予言者”としてもてはやされた二人の人物、すなわち佐藤信淵（のぶひろ）と大國隆正（おおくにたかまさ）に対する評価の変遷史を紹介しよう。

佐藤信淵は江戸時代末期に生きた百科全書家的な著述家（一七六九～明和六年）～一八五〇（嘉永三年）で、その著述は農学、鉱山学、経済学、国防・外交論と多岐にわたっているが、その政治思想を代表するものとして有名なのが『混同秘策』（一八二三～文政六年）と『垂統秘録』（一八三三年～天保四年、碓井隆次の推定）である。簡単に言えば、前者は日本には世界を支配する使命があるとの認識に立つて、その手段として、満州、朝鮮、支那を併合すべきであると説いたものであり、後者は国家による統制経済の必要性を説いたものである。これらの著述によつて、信淵は戦時中には「大東亜戦争の予言者」ともてはやされた。

しかし、彼の思想が生存中から大東亜戦争時のように高く評価されていたわけではない。そして、死んでからも明治維新には何の影響を与えたかは、維新後においても民間でこそ評価の動きはあったものの、政府の外交方針の参考とされるようなことはなかった。なにしろ、「混同秘策」も「垂統秘録」も本来「秘本」であり、一部の弟子などにしか閲読や筆写は許されなかつたというし、公刊されたのも明治二十年以降のことであつたから、そもそも明治維新に影響を与えるようはずがなかつた。さらに、信淵の著作が刊行されるようになつてからでも、彼に対する評価は時代思潮の変化とともになつて二転三転している。

維新直後に信淵を見出したのは、内務省や農商務省の役人を務めた織田完之という人物で、織田は熱心に信淵の著述の刊行に努めたが、その評価は維新の先駆者などというものではなく、「農政学者・佐藤信淵」だつた（この織田の努力の結果であろうか、明治十五年六月に信淵は農学功労者として贈位されている）。この織田の努力は、明治三十九年の『佐藤信淵家学大要』一冊となつて完成する。ところが、このころから日露戦争の勝利という状況を受けて、信淵に対する評価が変化はじめる。すなわち、「明治維新と日清・日露戦争の勝利を予見した人物」とする見方である。また、社会主義思想に関心を示しはじめた日本の知識人の中には、少数ながらそのような観点から信淵に興味を抱く者が現れてきた。後の東京帝国大学法科大学教授・松崎藏之助は、明治一二年の論文「日本のカメラリスト」（『国家学会雑誌』）において、信淵を「社会主義に近し」と

評し、後に戦前を代表するマルクス主義者となる若き日の河上肇は、明治四十一年の「幕末の社會主義者佐藤信淵」において、「帝国主義者にして同時に社會主義者」（「京都法学会雑誌」）であると評した。

大正十四年から昭和二年にかけて、信淵の著述を網羅した『佐藤信淵家学全集』（全三巻、岩波書店）が刊行されて以降は、彼は「日本思想史上の人物」として扱われるようになり、各種全集中信淵の著作が収録される場合には、必ず『混同秘策』と『垂統秘錄』が含まれるようになつた。その信淵の思想の評価に決定的な影響を与えたのが、昭和二年に大川周明が著した『佐藤信淵の理想國家』（後に、昭和十四年の『日本精神研究』に再録）だった。

そこで、大川は信淵の思想について「鮮明に國家社會主義的である」（『日本精神研究』五九頁）、「純乎として純なる日本の國家改造を主張したる点に於て、思ひを國家に凝らす者の為に、今日と雖も、實に無比の珍宝であり、吾等に向つて偉大なる教訓を与へ、且切実なる反省を促すものである」（同六〇頁）と述べるとともに、「信淵の思想は、正しく此の伝統精神に拠り、之を整正し布衍して、理法的具体的実現としての國家を、日本に実現せんとするものに外ならぬ」（同八〇頁）、「信淵の信念は、實に聖徳太子に動き天智天皇に動きたる日本精神其ものゝ信念である。この精神は、唯だ偉大な魂のみ、能く之を把握し得る。信淵は、一切表面の腐敗沈滯の背後に潛みて、昔乍らの莊嚴なる日本精神を把握した」（同八四頁）と評した。

こうして、信淵の思想は、「伝統精神」「日本精神」の中核に位置づけられ、そうであるがゆえに、満州事変以降の日本固有のイデオロギーを求める風潮の中でもてはやされるようになつていったのである。昭和九年には、雑誌「歴史公論」が佐藤信淵特集を組み、三上参次や河野省三といつた歴史家や神道研究者までもが信淵を讃えるようになつた。これ以降の信淵賛美の論述は枚挙にいとまがない（碓井隆次「佐藤信淵——思想の再評価」タイムス社、参照）。

このような流れを受けて、ついに小学校の歴史教科書においても信淵がとりあげられるようになる。信淵の政治思想に関する記述は、昭和十六年の「小学国史下巻」においてはじめて現れたのだが、「攘夷と開港」という節において、「本多利明や佐藤信淵などのやうに、開港の急を説き、進んで海外に植民地を開拓し、国力を伸ばさなければならぬと主張する学者があらはれた」（八一頁）と記された。このことの意味を、海後宗臣は「日本が海外に進出する提唱がすでに江戸時代からあつたことを明らかにし、昭和におけるアジアへの進出を歴史的に裏づけている」（『歴史教育の歴史』一六一頁）と喝破している。こうして、明治維新にはほとんど何の影響も与えなかつた信淵の思想が、昭和日本の思想と行動を正当化する思想“伝統”として確固たる地位を与えることになつたのである。

もう二十年近くも前の話になるが、私が早稲田の大学院に席をおいていたころ、インドネシアから来た一人の留学生の発言に驚かされたことがある。彼は、信淵を引き合いに出して、「日本人は江戸時代から中国侵略を考えていたんですね」と言つたのである。どうしてインドネシア人

の彼が信淵のようなマイナーな思想家を知っていたのだろうかと今でもいぶかしく思うが、それはともかく、侵略思想の伝統という「創られた伝統」は、国境を越えて広がつていいようだ。

大国隆正の評価にみる「伝統の創出」

戦時に「天皇信仰の主唱者」「世紀の予言者」などと呼ばれた幕末の国学者・大国隆正（一七九二～一八七一）の評価にしても、事情は似たようなものだ。隆正が戦時中にもてはやされたのは、彼が唱えた「天皇総帝論」によるが、これは、要するに、日本の天皇は世界の皇帝たちよりも一段上の地位にあり、やがて歴史の必然として世界の「総帝」になるという議論である。いかにも日本による世界征服を高らかに謳い上げた思想のように聞こえるが、皇學館大学助教授・松浦光修の研究によると、どうもそうではないらしい。

松浦によれば、隆正の理論構築の根本動機は、やがて歐米列強から、天皇と將軍のどちらが日本統治者なのか、という疑問が提示されることを予想して、「將軍は日本の統治者、天皇は世界の統治者である」とすることによって、「二重統治の現実を合理的に説明しようとした」にすぎない。したがつて、隆正には世界征服はおろか、討幕の意思すらなかつたという。そして、彼の予想に反して、幕府が消滅し、明治政府が出現すると、「「外国は天皇を総帝とあがめてくれないかもしけないが、それでも心穂やかに時を待ち、おごらず、怒らず、誇りを持ちつつ、失礼の

ないよう^にに外国とつきあうべきだ』などと書いている（松浦『大國隆正の研究』大明堂、一六八—一六九頁及び二二三頁）。

こんな香氣な思想が、明治帝国の外交要路に影響を与えるはずはなく、明治初期に活躍した福羽美静など一部の弟子筋を除いて、多くの人々からは忘れ去られていった。これは、隆正を尊敬する人々には實に残念なことだったようで、明治・大正とその顕彰作業がほそぼそと続けられた。松浦によると、その顕彰作業に携わった弟子たちの間では、維新前の隆正が「護幕」論者であった事実にふれないうことが暗黙の了解になっていたらしい。福羽美静に至っては、史料を改竄してまで、その事実を隠そうとしていたようで、その点を『大國隆正全集』編者の野村伝四郎に指摘されると、「先生（へ大國翁）も今いらっしゃれば、かうは仰しやらぬ」と語つたという（同二〇三一一〇四頁）。

忘れられていた隆正の事跡ににわかに世間の注目が集まりはじめたのは、昭和二年五月に、宮中顧問官の山口銳之助が「大國隆正と日本精神」という一文を新聞『日本』に書いて以後のことのようである。

この文章において、山口は「日本の最も偉大な思想家であり、最も偉大な国学者であつた大國隆正が殆ど忘れられ、葬られて了つてゐるのは、甚だ遺憾である」と前置きした上で、「彼こそ明治維新の基礎をなした第一の功績者である」と断定し、その彼が忘れられたのは、「明治二年

から四・五年頃に至る間の思想的争闘の結果葬られてしまつた」からだと弁明し、隆正の天皇総帝論を紹介して、最後に「維新の際、もし大國隆正の大精神を、またその国学を採用してこれを盛んならしめて置いたならば、今日の如き日本ではなかつたらうと思ふ」と嘆いている。

これ以後山口は、「明治戊辰の祭政一致の御制度御回復」(『神道学雑誌』昭和三年十月)、「明治御一新と大国隆正先生の思想」(『島根評論』昭和四年十月)と、立て続けに隆正を顕彰する文章を執筆している。その努力が功を奏したと言つたと言つべきか、時代の思潮に乗つたと言つべきか、これ以後隆正を扱う論文が急増していく。

この流れに棹さして、昭和十二年から十四年にかけて、野村伝四郎編の『大国隆正全集』が刊行された。ところが、この『全集』に収録された著述のうち成立年代が明確なものは、すべて隆正四十三歳以後のものだつた。松浦の研究によれば、隆正の思想は「儒学(朱子学)から出発し、歌学的国学へ移り、その後に言語哲学的な学問思想を確立し、それを基盤として、四十代の前半から神学的国学を開拓する」(『大国隆正の研究』一一二頁)というように四段階の変化を経ている。

ところが、『全集』からはその変化が読みとれない。そのため、後には「天地創立の実説」と評価するようになる『古事記』『日本書紀』の「神代卷」を、青年期の隆正が「わがくにの小説演義の鼻祖」(作り話の元祖)程度にしか思つていなかつた事実も長く世に知られることがなかつた(松浦光修「大国隆正の思想と生涯」(『増補・大国隆正全集』第八巻補遺、国書刊行会)三〇八頁)。

さて、こうして形成されてきた戦前における隆正觀の最高到達点はどのようなものだったか。それは大崎勝澄著『大国隆正』（昭和十八年）を見ればわかる。

大崎は、忘れ去られた人物としての大國隆正という評価を一応は受け継ぎながらも、次のように書いた。

「惟ふに、日本史上、彼ほど偉大にして然も彼ほど無視又は軽視されて來た人物は蓋し希である。明治維新に際し、彼はあれ程大きい思想的貢献をなしたにもかかはらず、その思想があまりに深遠宏大であつたためか、從来、維新史の上から殆んど抹殺されてゐた。かく、彼の思想を無視してゐた維新史が、その世界維新的性格を明示し得なかつたのは理の当然であらう。維新史は、彼の思想に照合して書き直されることによつて、今後あらたなる世界史的意義を獲得するに至るであらう。それほど彼の思想は、明治維新から今日の皇道世界維新に直通一貫して生きてゐるのである」（四頁）

抹殺されるほどに忘れ去られた思想が、明治維新から大東亜戦争まで「直通一貫して生きてゐる」という理屈は納得しがたいが、もう少し大崎の議論を紹介してみよう。

「天皇中心の世界一体觀」は、国学者たちの間に脈々と伝わってきたものではあるが、「もともと国学者自身の創建にかかるものではなく、国学によつて発掘された日本の堅国理念そのものであり、大和民族の宿志であつた。暗氣なして漂へる四方の世界をつくり固め成することは、天津神がことよさし給へる天業的使命であり、「六合を兼ねて都を開き、八紘を掩うて宇と為す」こと

は畏くも、神武天皇が抱懐せられたる世界史的御雄図であつた。国学はたゞこの宏遠なる肇國理念をまともに承けて之を学的に闡明し、更にこれを国民的自覚にまで深く掘り下げたのである。謂はゞ、国学の力によつて大宇宙をも包含するが如き深遠宏大なる日本肇國理念が再発見され、大和民族本来の世界史的使命が明瞭にされたのである。久遠のむかしから日本民族のたましひの深底を無意識的に流れ来つた惟神的^{かんながら}世界観が、国学によつて自覺的に意識の表面に浮び出したのである。ここに国学が発見したものは『自我の発見』に非ずして『古事記の発見』であり『真日本^{まにほん}の発見』であつた。／かく自覺的に発見された純乎として純なる日本の世界観こそは、明治維新を神武の古に直接せしめて之を世界史的展望の下に敢行せしめた唯一の思想的原動力であつたのである』（一一一—二頁）

大崎によれば、「世界史的御雄図」を「国民的自覚にまで深く掘り下げた」国学者の中にあつて、「最も大胆に日本の世界史的使命を宣言し、最も鮮明に、天皇政治の世界性を高唱し、最も的確に日本の世界史的發展を予言したものは實に大国隆正その人であつた」（一三頁）。「時は彼〔隆正〕の思想を過去の世界に追ひやる力を有たぬ。寧ろ時が彼の思想によつて創造されて行くのである。それは時を超えて永遠に新鮮な世界観である」（一五頁）のだそうだ。

こうして、昭和の「八紘一宇」が、隆正を代表とする国学者たちを通路として、明治維新の理想や日本建国の理念に結びつけられ、大国隆正をめぐる「伝統の創出」が完成した。

占領期における「創られた伝統」の正統化・固定化

私は先に、昭和に創られた伝統が、昭和十年代を経験した知識人たちに真実として刷り込まれたと述べたが、それはこの時代の息苦しい記憶に裏打ちされた、天皇なるものに対する「暗い情念」が、「創られた伝統」を真実だと錯覚させたのだろうという意味である。竹山道雄も「あのころのくるしかつた印象に圧倒されて、それへの怨嗟^{えんさ}から歴史に対するセンスを失っている判断が多い」（『昭和の精神史』一九頁）と書いている。

このような事情に加えて、占領軍によつて与えられた「お墨付き」が、さらに「歴史に対するセンス」を失わせることになった。

周知の事実だが、占領軍は昭和二十年十二月十五日にいわゆる「神道指令」を発令した。この指令は、日本国民を欺いて侵略戦争へと誘導したのは「軍國主義的並^二過激ナル国家主義的宣伝」であったと断じ、「軍國主義的乃至過激ナル国家主義的イデオロギー」とは「日本ノ天皇ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ、他国ノ元首ニ優ルトスル主義」「ソノ他日本国民ヲ欺キ侵略戦争ヘ乗り出サシメ、或ハ他国民トノ紛争ノ解決ノ手段トシテ武力ノ行使ヲ謳歌セシメルニ至ラシメルガ如キ主義」のことであると定義した。そして、国家と神社神道のつながりを断ち切るとともに、「大東亜戦争」「八紘一宇」等の用語は「國家神道」「軍國主義」「過激ナル国家主

義」と切り離せないものであるとして、その使用の禁止を命じた。

翌二十一年一月一日には、これまた占領軍の主導によつて、いわゆる「天皇の人間宣言」が出され、天皇自身の言葉として、「朕ト爾等国民トノ間ノ紐帶ハ、終始相互ノ信頼ト敬愛トニ依リテ結バレ、単ナル神話ト伝説トニ依リテ生ゼルモノニ非ズ。天皇ヲ以テ現御神トシ、且日本国民ヲ以テ他ノ民族ニ優越セル民族ニシテ、延テ世界ヲ支配スベキ運命ヲ有ストノ架空ナル観念ニ基クモノニ非ズ」と言わせることに成功した。

さらに、昭和二十一年五月三日に開廷された「極東国際軍事裁判」においては、検察側は日本の軍閥がドイツやイタリアと結んで全世界を軍事的、政治的及び経済的に支配しようとする「共同謀議」を計画し、実行したと糾弾した。加えて、明治以来の日本の国家体制を根本的に否定して、大日本帝国憲法を廃止し、新憲法を制定することまで命じた。

こうした占領政策に言論統制が加味されて、「現人神」「八紘一宇」という狂信的な思想が日本近代を覆っていたのだという認識は、もはや否定しがたい事實だとする空気が醸成されていったのである。

もちろん、「神道指令」における「軍國主義的乃至過激ナル國家主義的イデオロギー」の定義には「日本ノ國民ハソノ家系、血統或ハ特殊ナル起源ノ故ニ、他國民ニ優ルトスル主義」「日本ノ諸島ハ神ニ起源ヲ発スルガ故ニ、他國ニ優ルトスル主義」が含まれており、注意して読めば、

天皇絶対神論を批判的に検討できる契機が存在していた。天皇の「人間宣言」にしても、当初は天皇が神の子孫であることを否定する趣旨だったものが、「現御神」の否定に書き替えられるごとによつて、天皇「神孫」論と天皇「現人神」論とが区別され、そこに天皇「神孫」論は否定しないとの意図が隠されていたことが今日では明らかになつてゐる。

さらに、「極東国際軍事裁判」は昭和三年以降の日本の行動を裁いたものにすぎなかつたし、そこにおける検察側の「共同謀議」説の根拠の一つは、「日独伊三国同盟」の前文並びにその締結の際に渙発された詔書の中に「八紘一宇」という文句が使われてゐることだつたが、これについてでは、弁護側が、「八紘一宇」は「侵略思想」や「世界征服思想」などではなく、「道徳目標」であり、「我が國の当事者に於て獨伊と共同して世界を征服するなどといふ考へはなかつた」と主張し、この主張が判決で認められている。東条英機の主任弁護人を務めた清瀬一郎の回想によれば、「この長い裁判で事實問題で弁護側の証明が成功したのは、ただ八紘一宇が侵略思想でないということと、タイ国はわが國の同盟國であつて、タイ国の俘虜に対する虐待はあるはずがないという、二つぐらいである」という（『秘録・東京裁判』中公文庫、八一八二頁）。

このような事例に注目すれば、占領中といえども、発せられた命令をじっくり読み、眞実をまじめに追求し、事實に目を閉ざしさえしなければ、「歴史に対するセンス」を取り戻すキッカケは十分にあつたはずだ。だが、悲しいかな、強大な権力や時代の空氣から距離をおくことができる剛直な精神の持ち主はそう多くない。

戦後における「創られた伝統」の増幅

さらに、戦後一世を風靡したマルクス主義者たちにとつては、打倒すべき対象である天皇のイメージは“悪ければ悪いほどよかつた”。こうして、息苦しい記憶に裏打ちされた「暗い情念」と、占領軍による権威づけと、イデオロギー的利益とが結び合わされ、この三位一体の默契が実証的な精神を押さえ込んできたのが戦後精神史の一般的な風景だった。この流れに棹さして、「創られた伝統」を増幅させたのが、宗教史の分野では村上重良であり、憲法学の分野では宮沢俊義であり、政治思想の分野では丸山真男だった。

村上については、すでに本書の最初のほうでふれたので省略するが、宮沢俊義は、美濃部達吉の弟子であつたにもかかわらず、「明治憲法では、天皇主權ないし神勅主權がその根本建前」（全訂日本国憲法 日本評論社、四四頁）であつたと断言した。そして、そうであつたがゆえに信教の自由に対しても根本的な限界が存在し、それは「天皇の祖先が神々であり——その代表者が天照大神であつた——天皇自身も神の子孫として——「現御神」として——神格を有することの信仰を否認しないことであつた」（憲法II——基本的人權」有斐閣、三四九頁）などという粗雑な説を戦後の憲法学界にふりまいた（詳しくは、拙著「一刀両断 先生、もっと勉強しなさい！」国書刊行会、参照）。

丸山真男も、有名な論文「超國家主義の論理と心理」（昭和二十一年）において、次のように書いている。

「我が國では私的なものが端的に私的なものとして承認されたことが未だ嘗てないものである。この点につき『臣民の道』の著者は『日常我等が私生活と呼ぶものも、畢竟これ臣民の道の実践であり、天業を翼賛し奉る臣民の営む業として公の意義を有するものである。（中略）かくて我らは私生活の間にも天皇に帰一し、国家に奉仕するの念を忘れてはならぬ』といつてゐるが、こうしたイデオロギーはなにも全体主義の流行と共に現れ来つたわけではなく、日本の国家構造そのものに内在していた」（傍線引用者、『増補版・現代政治の思想と行動』未来社、一五一六頁）

「天壤無窮」が価値の妥当範囲の絶えざる拡大を保障し、逆に『皇國武徳』の拡大が中心価値の絶対性を強めて行く——この循環過程は、日清・日露戦争より満州事変・支那事変を経て太平洋戦争に至るまで螺旋的に高まつて行つた」（傍線引用者、同二八頁）

ユニークな発想と透徹した洞察で知られた山本七平にしても「創られた伝統」による「呪縛」から自由ではなかつた。彼は「現人神」による「呪縛」の根源を見極めるために「現人神の創作者たち」を「諸君！」（昭和五十五年一月、五十七年三月、現在「山本七平ライブラリー」12巻（文藝春秋）に同名で所収）に連載した。ところが、昭和初期の議論を信じて、「現人神」は近世の学者たちによって創られたはずだという前提に立つてしまつたために、この連載は近世の学者たちの思想の

探求に終始してしまい、「徳川時代における尊皇思想の形成の歴史」についての労作とは言えても、主題であつた「『現人神』という概念の創作者がだれか」「この概念を育てた者、完成させた者がだれか」という問題については、ほとんど徒労に終わつてゐる。なんといっても決定的なのは、この論文には實に多くの近世史料が引用されているにもかかわらず、肝心の「現人神」が當時の人々の言葉としてはまったく出てこないことだ。

この著作を解説した松本健一は、賞賛の辞として、「『現人神の創作者たち』は、徳川時代の朱子学（官学）から水戸学に至る思想史研究であるようにみえながら、じつは戦前において現人神信仰を生みだしていくたよな日本の思想的土壤に対する考察なのである」（傍線引用者、同書四一三頁）と書いてゐる。今となつてみれば、この言葉は「山本の意図にもかかわらず、結局この論文は対象を捉えることには成功してしない」という痛烈な皮肉のようにも読める。「土壤」は數ある条件の一つにすぎず、果実を生み出した「種子」そのものではないからだ。

山本は「何により自分はそういう発想をするのか」という自覺のないことが、私のいう呪縛である。呪縛にかかる者は、その理由が分からぬ（同書一二頁）と書いてゐるが、『山本は「呪縛」についての自らの洞察の正しさを、自らの著作の失敗によつて証明した』と言つたら酷に過ぎるだろうか。

有名知識人の言論を吟味もせずに、その尻馬に乗つて安易な議論を展開するお調子者の言論人

は今でも跡を絶たない。そういう手合いはいつの世にも必ず幾人かはいるもので、ある程度は仕方のないこととして諦めるほかはあるまい。しかし、それでも残念なのは、手堅い研究者の中にも依然として、古い観点にとらわれている者が少くないことだ。

最近の近代史研究での流行^{はやり}なのだが、一九八〇年代末頃から輸入された、ヨーロッパ生まれの「創られた伝統」論に依拠して議論を展開する論者がいる。この理論の基本は、『われわれが古来の伝統だと信じているものの多くは、実は、国民という一体感を持った存在を生み出すために、近代国家の成立過程で意図的に創り出された虚構である』というものである。安丸良夫や高木博志といった研究者が、この視点に立つて近代史の再検討を試みているが、彼らにしても、輸入理論をそのまま鵜呑みにしているために、「近世や幕末・維新期における創出」という先入観にとらわれていて、自らが先驗的にイメージしている天皇像が「昭和における創出」に基づいていることには思い至っていない。

たとえば、安丸良夫は『近代天皇像の形成』(岩波書店、平成四年)の中で、「近代天皇制にかかる基本観念」を「①万世一系の皇統＝天皇現人神と、そこに集約される階級秩序の絶対性・不变性、②祭政一致という神政的理念、③天皇と日本国による世界支配の使命、④文明開化を先頭にたって推進するカリスマ的政治指導者としての天皇」(一一一三頁)に要約しているが、この四つの中で①の「天皇現人神」の観念を「もつとも中核的」と言い、この観念の発生は「十八世紀末の本居宣長以来のことである」とし、③の「世界支配の使命」という観念も「やはり十八世

紀末以降の対外的危機意識の高まりの中で醸成された」（二三頁）との認識に立っている。

『近代天皇制の文化史的研究——天皇就任儀礼・年中行事・文化財』（校倉書房、平成十一年）を著して、「日本という国民国家の形成と『日本』固有の文化的創造の問題」（一一頁）を論じた高木博志も、「安丸良夫が国民国家形成の中で、近代天皇制の基礎観念（現人神論・文明開化・祭政一致など）が、近世以来の民族的なものを近代国家へ媒介する中で創りだされたことを解説した『近代天皇像の形成』といった業績と、私の仕事は重なるところがある」（一二頁）と述べて、「現人神」の起源については安丸と同じ立場に立つことを自認している。

「現人神」「八紘一宇」は『まやかし』か？

以上の論証によつて、「日本人は明治以来ずっと天皇は現人神であると教えつけられたために、世界征服の妄想を抱き、飽くなき戦争へと駆り立てられていった」という物言いが、単なる「創られた伝統」であり、まったくの「幻想」であることが明らかになつたと思う。

ただし、ここでご注意いただきたいのは、「現人神」や「八紘一宇」を明治以来の伝統とし、近代教育と結びつけることが『まやかし』であるということ、その観念自身が『まやかし』であるということとは別問題だということである。私は、昭和において「現人神」や「八紘一宇」が持つた思想的・現実的意味の評価は、当時の複雑な状況や日本人の伝統的道徳観などに即し

て、別個に検討されるべきものだと思つてゐる。

したがつて、「大東亜共栄圏」も「八紘一宇」も子供だましの「物語」に過ぎず、道徳とは何の関係も無い」（松原正「保守とは何か——小林よしのり氏を叱る（二）」「月曜評論」平成十二年九月号、二四頁）という断言には与しない。

むしろ、日本の指導者たちが、ドイツの指導者たちのようにあからさまに「征服」を口にすることができず、「解放」を説かざるを得なかつたのは何故かと考えると、葦津珍彦の次のような評価が的を射ているのではないかと思つてゐる。

「日本の戦時指導者をいささか酷評するとすれば、かれらの中には「征服」の野望を秘めて「解放」の教義を説いた者が少なくないともいひうるであらう。かれらは決してヒットラーのごとく傍若無人に率直大胆に強者の権利を主張しえなかつた。天皇の精神的権威はそれを許さなかつた。／これは日本とドイツとの大きな開きである。仮に征服の野望を秘めてゐる者が、その野望によつて行動したとしても、かれは常に解放の教義を無視しえない。そこには大きな自己制約の力が作用した。しかも日本国民は、その解放の教義を信じうる限りにおいてのみ、忠勇義烈の戦闘意識を發揮しえた。国民の意識は、天皇の精神的伝統的権威と結びついて、目に見えざる大きな圧力となつて、戦時指導者に、間接的ではあるが大きな制約を加へてゐることを見失つてはならない」（明治維新と東洋の解放 皇學館大学出版部、二二九頁）

「日本帝国が掲げた『大東亜共栄圏』の精神は、いかなるものであつたか。そこには日本人の侵

略的植民地主義の影がなかつたとは云ひがたい。東洋における歐州的新帝國を目標として成長して來た日本の政府や軍の体質の中には、それは当然に強力に存在するものであつた。だがそれと一緒に日本民族の中に脉々として流れた日本的道義の意識、アジア解放の悲願の存在したことも無視してはならない。そこには清くして高きものと、濁りて低きものとが相錯綜し激突しながら流れ行つた。(中略)日本人の書く大東亜戦争史が、祖国と東洋の独立と解放を志して、人々しくその生命を捧げた忠烈の勇士たちの心情に対し、非礼であることは許されない」(同二二一一三二二頁)

事実、近年の研究によつて、日本の国民、兵士、そして指導者たちの行動の上に、理想の影が色濃く映し出されてゐた事実が次第に明らかにされつゝある(たとえば、上杉千 年「猶太難民と八紘二字」展転社)。

「歴史意識の古層の隆起」としての天皇論

それにしても、幕末といい、昭和といい、どうして危機の時代になると日本人は天皇の存在を意識するようになるのだろうか。この問いは、史上に次々と現れてきた尊皇論・国体論をどう評価するのかという問題にもつながるわけだが、今のところ私は、この問いを解く鍵は、晩年の丸山真男が行き着いた、日本人の歴史意識の底に「原型」「古層」「執拗低音」といつたものを仮定

する発想や、ある種の心理学が想定している「集団的無意識」といった仮定の中にあるのではな
いかと予想している。

第一部を閉じるに当たって、そのような予想を私が立てることになつた具体的なきつかけを三
つほど紹介しておきたい。

国旗国歌の法制化が世間を騒がせていた平成十一年八月二十四日、「国民は千代に八千代にさ
ざれ石」という川柳が『朝日新聞』に掲載された。選者が「危ない法案続々」とのコメントをつ
けていたことからして、おそらく、作者は法制化に反対で、政治指導者の国民軽視を「さざれ
石」に込めて皮肉つたつもりだつたのだろうが、私にはこの川柳こそ日本国民の潜在意識をはか
らずも表出してしまつた名作だと思われた。どういうことかと言えば、この句の底にある無意識
を読んでみれば、「君」を抜き取られてしまつた「国民」は千代に八千代に「さざれ石」、つまり
永久にバラバラの小石の寄せ集めであつて、決して一致団結した「^{いやわ}嚴」とはなれないと言つてい
るわけだ。まさに「君が代」の歌詞に込められた天皇統治の意義を逆説的に支持しているのであ
る。

平成十三年八月、通巻一〇〇一号をもつて廃刊となつた写真雑誌『フォーカス』の最終号に、
「国母——まさしくそお呼びしたくなるような光景であつた」という言葉が刻まれている。阪
神大震災の被災地を天皇陛下と共に慰問された皇后陛下に、被災者の女性が泣きじやくりながら
すがりつき、それを皇后陛下がしつかりと受け止められて、励ましのお言葉をかけておられるシ

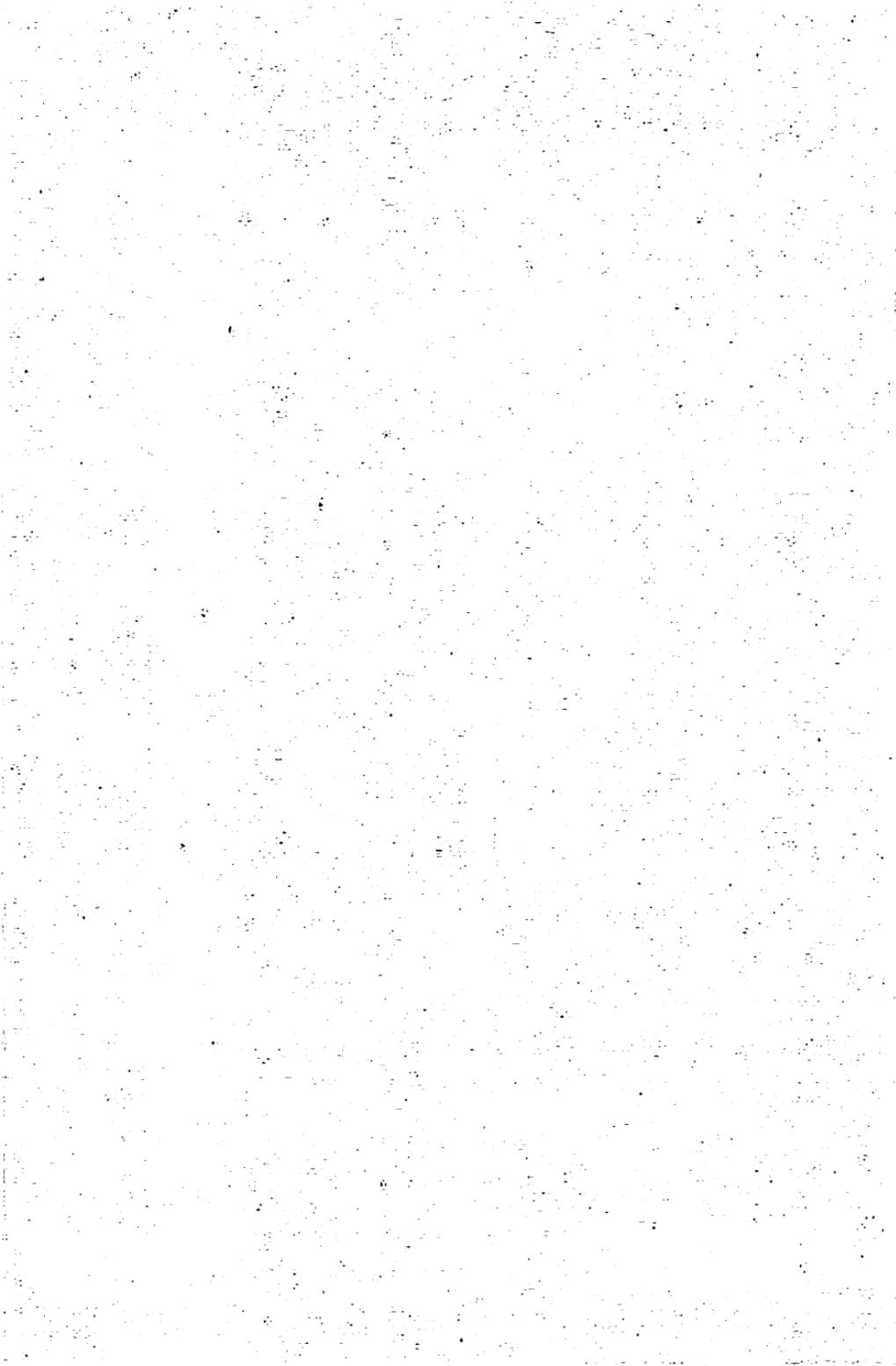
ーンを評した言葉である。「国民と共に歩まれる天皇、皇后両陛下。そのお姿を捉えた心温まるシーンである」と『フォーカス』の記事は締めくくられているが、「家族国家」論が教えられなくなつて久しいこの時代でも、そのような場面に遭遇すると、自然に「国母」などという言葉が意識の上に表出してくるのだろうか。

そうした感慨は、平成十三年十一月末に三重県を訪問になつた両陛下を、鳥羽駅で御奉迎申し上げたときにも感じた。改札を出られて、歓迎に集まつた人々の前をゆっくりと笑顔で歩まれる両陛下の雰囲気に接した人々の中には、ハンカチで感激の涙を拭つている四十がらみの女性の姿もあつた。そして、両陛下が立ち去られた後では、中学生らしい女の子たちが携帯電話を握りしめて「見ちゃつた、見ちゃつた、もうめちゃくちゃ感動した！」などとまくしたてていた。これは、どう見ても学校教育の成果ではないし、おそらく家庭教育の影響でもないだろう。どうやら、天皇という存在に接すると、粗雑な理性や知識のおおいを破つて、日本人の意識の奥底に潜んでいる民族感情とでもいうべきものが沸き上がつてくるらしい。

皇孫殿下・敬宮様のご誕生という慶事を承けて、今や国民意識の中で皇室という存在が一段と大きなものになりつつあることは誰もが感じていることだろうが、それが私には、「民族意識の古層の隆起」のように見える。表現を求めて浮上しつつある民族的無意識内の原型にどのような形を与えるのか。これが今後の日本の行方を左右する重大な課題となるのではないか。



第二部
「国家神道」という幻想



第一章 「国家神道」は如何にして創られたか —「幻想」の系譜をたどる

国家神道「幻想」の産みの親——加藤玄智

第一部で確認したように、「現人神」「八紘一字」というイデオロギーが明治以来一貫して存在していたわけではない。ならば、そのイデオロギー注入装置としての「国家神道」も一貫して存在したはずがない。“いやいや、「尊皇」というイデオロギーは一貫して存在していたではないか”と反論する人もいるかもしれないが、これまたすでに述べたように、「尊皇」＝「現人神」「八紘一字」だったわけではなく、「尊皇」には多様なバリエーションがあった。

そもそも、「尊皇」は近代日本の国家原理であつて、あらゆる国家機構がこの原理の下に組織されていたのであるから、これをイデオロギーというなら、国家そのものがイデオロギー装置ということになり、国家内の特定の部分を指してイデオロギー装置ということ自体が無意味である。

ならば、「現人神」「八紘一宇」を注入するためのイデオロギー装置として「国家神道」なるものが存在していたという「幻想」は、どのようにして生じてきたのだろうか。

驚いたことにというべきか、考えてみれば当然だというべきか、「国家神道」の産みの親もまた、「現人神」の産みの親の一人である加藤玄智だった。

あまり知られていないことだが、「国家神道」という用語は『戦後に人口に膾炙する』ようになつたもので、戦前にはそんなに使われる言葉ではなかつた。たまに用いられる場合でも、『國家管理された神社神道』を指す、言い換えれば『神社神道が國家管理されている状態』のことをいう、範囲の狭い用語にすぎなかつた。この「国家神道」観を転換して、『巨大なイデオロギー装置たる国家神道』という見方を提唱したのが加藤だった。

加藤玄智は明治四十五年刊の『我が国体思想の本義』において絶対神的な天皇觀を公表した後、大正・昭和を通じて、次々に神道研究に関する著書を世に問うていった（大正十年に東京帝國大學に神道講座が開設されると助教授兼任となり、同十三年には國學院大學講師に就任している）。この間の著作を通じて、彼の「国家神道」論は次第にその姿を現していく。

まず、大正八年二月刊の『我が国体と神道』において、日本人にとつての天皇は、ユダヤ人における「ヤーヴェ」や支那人における「天」に相当し、この天皇に対する忠誠心は一種の宗教であるとして、それを「天皇教」と呼ぶとの主張を繰り返し、これこそ「神道の極意にして、神道

の神體中核」(七七頁)であるとした。

ついで、大正十一年五月刊の『神道の宗教学的新研究』では、「現人神に対し奉つて、宗教的熱情を以て発言する大和魂は、即ち神道の大精神であり其最も大切な本質である」(一七二一七三頁)とした上で、井上哲次郎の用語を借りて、これを「国体神道」と呼んだ。同書においては、帝国憲法の信教の自由規定にも言及して、「日本人である以上は、生まれながらにして、当然神道—国体神道神社神道の信者であり、又必然的に^{しゃ}這種の神道信者でなければならぬ。換言すれば、日本人には、神道—国体神道神社神道の採用不採用の自由、即ち選択の自由はない」(三八六—三八七頁)と主張はじめた。

加藤の「国家神道」論の骨格がほぼ整ったのは、昭和元年に外国人用に英文で書いた“A STUDY OF SHINTO, The Religion of the Japanese Nation”においてだった。この本の中で、加藤は「神道」をまず「宗派神道 (Sectarian Shinto)」(ふねる「教派神道」と「国家的神道 (State Shinto)」とに分類し、あるいは「國家的神道 (State Shinto)」を「神社神道」と「国体神道」と区別してゐる。そして、神社神道が神道の儀式や神社において表現されているのに対し、国体神道は日本人独特の国家組織や歴史と不可分の関係にある倫理的教えや道徳的教説から成り、明治二十三年に明治天皇によつて渙発された「教育勅語」の中に公式に表現され、それが今日、全国の学校で教えられてゐる、と述べた(一一二頁)。

なイデオロギー装置としての「国家的神道」が存在している、という「国家神道」像が登場したのである。しかもそれは、英文の図書によつて、海外に“日本の現状”として紹介されたのである。

加藤の「国家的神道」論においては、「神社神道」よりも「国体神道」に重点が置かれている。この「国体神道」については、昭和八年四月刊の『日本人の国体信念』の中で、「教育勅語」の他に、「軍人勅諭」「戊申詔書」「帝国憲法」「聖徳太子の十七条憲法」「記紀の神代の卷」(七五頁)などがその聖典として付け加えられ、さらに、昭和十年九月刊の『神道の宗教発達史的研究』においては「政治の方面に於ても、此の国体神道の精神で我国の政治は行はれてをるのである」(二頁)とまで言われるようになつた。

昭和八年五月刊の『神社問題の再検討』は、前年に起きた上智大学事件に代表される学校における神社参拝問題など、神社対宗教の問題が頻発する状況の中で、その解決を目的として書かれた。この中で加藤は、神社問題の頻発を、政府が従来とつてきた神社非宗教論の破綻と見て、"国家的神道を堂々と国民誰もが信仰すべき国教であると宣言せよ"との議論を展開しはじめた。彼の議論はその後さらにエスカレートしていく、昭和十年十月刊の『神道の再認識』では、「神と皇とを兼ね備へられた日本の天皇に、その皇の方面は認めるけれども、神の方面は我が宗教信仰上、決して之を採用することが出来ないなどと主張する外来の宗教は、仏教たると基督教

たると、将回々教たるとを問わず、何れも皆我が国体に契合せぬものである」（一一七頁）、つまり、単に人間としての天皇を尊敬するだけで、現人神としての側面を認めない宗教は、仏教でも、キリスト教でも、イスラム教でも、すべて日本の国体に合わないものとして、「全然之が日本の国内の布教を禁止すべき」（同頁）だと提唱するまでになつた。

このように見てくると、加藤のいう「国家的神道」の中に、本書の「はじめに」において記したような戦後の「国家神道」イメージの基本的部分が用意されていたことが知られよう。ところが、加藤の議論は、後に支持者を拡大していくとはいえ、提唱当時においては「新説」で、決して通説ではなかつた。

そうは言つても、かりに当時の一般的な認識とは異なつた説であつたとしても、そのころの現実を正確に捉え、的確に言い表したものであつたのなら問題はない。ところが、加藤の説は決してそうではなかつた。そのことは、加藤自身の著述を丹念に読んでいくと分かる。もつとも顕著な例を一つ挙げてみよう。彼は『神道の再認識』（昭和十年十月）の中で次のように書いている。「成程学校では、教育勅語を式日に奉読する。然しその教育勅語を降し賜はつた明治天皇は明津神現人神に存す神皇であると云ふことが、どの程度迄生徒に徹底してをつたらうか。又教育勅語中に挙げる吾が皇祖皇宗がどの程度迄神皇の義を含むことを生徒に教へられて居らうか。神皇に在す明治天皇も、神皇に在した皇祖皇宗も、皆單なる人君として、被教育者に伝へられてをつた

のである。著者が中学時代の記憶を呼び起しても、高等学校や大学の時代を振り返っても見ても、一向神皇の語さへ使用した教師が一人も居られなかつたことを遺憾とする」（三一〇頁）

「我が国明治以来教育界の通弊は、その実証主義、科学万能主義で在り、それに加ふるに、迎合外交と追随教育の弊は、教育勅語に仰せられた皇祖皇宗を解するに、单なる人間としての祖宗、即ち人祖人宗に外ならないものとして、之を解し奉つてをつた。斯く解して自他共に怪まなかつたのである」（三三一頁）

つまり、天皇や皇祖皇宗を現人神として絶対的に崇拜すべきだとする教育など、明治以来この方行なわれていなかつたというのである。それはそうだろう。何しろ、一神教的天皇觀の提唱者が加藤なのだから、彼以前にそのような教育が行なわれようはずがない。

加藤は、現人神教育が行なわれなかつた一因は、神道もしくは神社の宗教方面を無視して道德的側面のみを強調してきた「神社非宗教」論にあると見て、それでは「祖先崇拜ではなくして、先祖追慕先祖記念である」、「此意味での祖先崇拜ならば、唯物論者でも実行できる祖先崇拜である」と批判し〔神道の宗教学的新研究〕三三三三—三三五頁）、その抛棄を繰り返し訴えている。彼に言わせれば、この「神社非宗教」論は「一種の官学、一種官許の神道学として、今日迄勢力を独占し来つた」（神社問題の再検討）一〇頁、つまり、明治から昭和八年までの政府の公式見解であつたというのである。

そうだとすると、彼が言うところの、天皇を現人神と仰ぎ、教育や政治を支配した「国体神道」とは一体何だったのか。政府の立場とも異なり、教育もされていないのなら、「国体神道」は一体どこに存在していたのだろうか。「日本人の国体信念」の中に、その答えが書かれていた。「我が国の教育は皆こゝ、〔教育勅語などの国体神道の聖典〕に発し、又こゝに帰着す可きもので、日本の大本は、初等中等教育でも、高等教育でも実業教育でも軍隊教育でも、一にその基礎と指導理念とを此に取り来らねばならぬ、換言すれば、日本國家の教育は神皇信仰の涵養に帰着するものと謂ふ可きである」（傍線引用者、七五頁）

なんのことはない、彼のいう「国体神道」とは、実在するものではなくして現象の奥に内在する理念、彼が斯く現れるべきものとして想定した理想状態にすぎなかつたのである。むしろ、天皇を「現人神」だとする教育が實際には行なわれていなかつたからこそ、加藤は、それこそが神道の本質であり、教育の指導理念なのだと繰り返し強調しなければならなかつたわけだ。ところが、論文の書き方としては、あたかも現実に存在しているかのような言い回しを繰り返した。その上、満州事変以降になると、加藤的な言説が幅を利かせるようになり、この理想に合致するような現象も起つてきただ。ここに、今日の国家神道「幻想」は源を発する。

「幻想」の媒介者——D・C・ホルトム

この源から現在までの幻想の流れを追及してみると、まず現れてくるのが、「アメリカのもつとも辛辣な神道の批評家」であり、彼の「所説が通俗化してアメリカ人の通説的な神道観となつた」(W·P·ウッダー「連合軍の占領と日本の宗教」二八頁「[国際宗教ニュース] 第二卷第五・六号」と言われているD·C·ホルトムという人物である。高橋史朗や大原康男の研究によれば、このホルトムの神道論に大きな影響を与えたのも加藤玄智だった。

ホルトムの主著は、昭和十八年に刊行された“Modern Japan and Shinto Nationalism”(深澤長太郎訳「日本と天皇と神道」昭和二十五年。以下の引用の頁数は翻訳書の頁数)であるが、これを読むと、加藤玄智の議論と、満州事変以降に有力となってきた「現人神」「八紘一宇」の言説、特に昭和十年代の諸氏の言説を資料的根拠として議論が展開されている。

ホルトムは言う。

「今日の日本では、西洋で二千年も前に普通に見られた古い共同体型の宗教が、強力な社会的、宗教的勢力として存在している。(中略) この古きものは常に決定的な普遍的な勢力として存在し、彼〔日本人〕の精神状態や行為を根本的に支配し、他のものはすべてこれに順応しなければならないような、一つの典型を与えるのである。(中略) この古い宗教生活に対する忠誠の念を防

衛し、これを深めて行く」とは、近代日本の国家教育の重要な関心事となつてゐる」（六頁）

彼は近代日本の全体的特徴や「東亜新秩序」建設に向かつてゐる力の源を理解しようとするならば、何よりもこの「日本国家の宗教的基礎」「国家的信仰の基本的地位」を完全に認識しなければならないと主張し、加藤の用語を借用して、それを「State Shinto」（国家神道）と呼んだ。

この「国家神道」の昭和十年代の状態については、その来歴も含めて次のように解説されてゐる。

「何人を問わず今日の日本宗教界の支配的な動向を知ろうとするならば、近代の始めたる一八六七年〔慶應三年〕以来進行を続けてきた国家神道の繁栄が驚くべき上昇をとげたことに、もつとも重要な手がかりを見出さなければならぬ」（七頁）

「このような情勢は、一八九〇年（明治二十三年）教育勅語が発布されてから後の五十年間に、絶えず發展を続けて來たものであるが、最近の十年間には、特に大きな刺激を与えられて、全く面目を一新した前代未聞の強力なものとなつた」（同頁）

「近代日本は祭政一致の土台の上に、慎重に建設された。一八六八年（明治元年）神道は国教となり、その後は政治上の必要性に基いて、神道は国教にあらずと強力な反対の声明がなされたにもかかわらず、今日までずっと國家宗教の地位を保つてゐる」（一〇頁）

ここでホルトムは「政治、教育および宗教の三者の合体」した「国家神道」が、明治維新以

来、右肩上がりの発展を続けてきた結果、今日では「驚くべき上昇」「前代未聞の強力なもの」となったと言い、その中身、すなわち「神道を原動力とする国家主義」「日本国家主義の本質的な基礎」として、三つの要素を列挙している。

その第一が「天皇を神なりとする学説」(一一三頁)である(その証明のために、加藤玄智はもちろん、上杉慎吉や荒木貞夫の言説をも引用している)。昭和二十二年刊の“Modern Japan and Shinto Nationalism”増補改訂版においては、この現人神説について、さらに次のような解説が付け加えられている。

「日本人の国家観念の内容はいろいろあるが、それらはいつかは天皇の意図は常に誤ることのない性質をもつという思想にすべて帰着した」(傍線引用者、二五一—二五二頁)

「日本国民がみな、疑念を抱く」となく受け入れねばならない信仰形式の中心をなすものは天照大神の神話であつた。国家は、この古代の太陽の女神が他のすべてのものゝ上に位すると宣伝し、また教育政策の主要な目標は、特に下級の学校の場合には、天皇の主権がこの女神の崇拜と密接に結びついているとの思想を、無条件に受入れるような国民的性情の素地を作ることに置かれていた」(傍線引用者、二六〇頁)

神道国家主義の中身の第二は「先祖代々の神々がこの国土と人民の上に特別の加護を垂れ給うとなす信念」(一一三頁)である。

そして、第三が「日本が救世の宿命を担つてゐるという教義」であり、「日本がそのいわゆる

東亜の『聖戦』に國家の総力を挙げて戦つてゐることの根底には、日本が救世主たる使命を持つているとの信念が横つてゐる」（三二頁）と主張した。

ホルトムは神武天皇東征の詔にも言及して、「この勅語は日本が祖先の神の意思によつて帝国の領土を無限に拡大し、全世界を支配する使命を担つてゐることを意味するものだと解釈されている」（三四頁）と言い、権原寛都の詔に対しても、「これらの言葉から「八紘一宇」というストレガンが引出され、日本の政府当局ではこれをもつて日本の永遠の大使命を表わしたもので、日本外交の基礎、大和民族の大理想の宣言であるといつてゐる」（三五頁）とも述べてゐる。

このような推論の結果として、ホルトムは次のように言い切つてゐる。

「日本の国民教育政策というものはこの獨特なレッテルの貼られた世界國家主義〔日本による世界支配の使命〕の注入に重点を置くものと断定して差支ない」（三六—三七頁）

「そこでわれわれは救世主である日本の使命を果たすための主役は、日本の軍隊などの結論に達する。（中略）こんなわけで軍の命令には天皇自身の持つ不可侵性が与えられている。学校における一切の教育と軍の一切の理論と実践とは、國民の側におけるそれに相応した絶対服従を確保するようになってきているということを、われわれは躊躇なしにいうことができるかも知れない。これが近代日本の根本的な徳性なのである」（傍線引用者、三八頁）

なお、昭和二十二年刊の増補改訂版においては、「國家神道が育成して來た超國家主義的な政

策」として、「天皇による世界統治、日本民族の優越性の誇張、日本文化への偏執、世界同朋主義の嫉視排斥、日本の国体の他国のそれに対する卓越性、超自然主義と神話に基盤を置く専制政治、個性を完全に無視することによる民主主義の否定、被征服民族を日本民族に隸従させるやり方」（二六五—二六六頁）などを列挙している。

以上、これまで見てきたことから明らかになるのは、加藤玄智においては理想として言い出された「国家的神道」(State Shinto)が、ホルトムによつて、明治以来の国是の延長線上に現れた昭和十年代の現実として、海外、特にアメリカ人に伝えられたということである。この説の影響力については、本節の冒頭で引用したW・P・ウッダードの言葉を信じてよいだろう。

ロバート・O・バーロウというアメリカの文化史家は、ホルトムの前掲書を下敷きにして書いた“SHINTO : THE UNCONQUERED ENEMY”(神道——征服されざる敵)（昭和二十年刊、邦訳名『神國日本への挑戦』三交社）という書物の冒頭において、次のように記している。

「長期的な視野でみたとき、さらに重要なことは、この戦争〔太平洋戦争〕は、人間の平等、自立、自由、平和というわれわれの理想と、それと真っ向から対立する一つの強力な理念との対決であるという事実である。この理念こそ日本の侵略的軍国主義を育て、日本の国土と国民、そして統治者は神聖であり、日本の使命は世界を征服し、世界のすべての国民は絶対不可侵の神聖なる天皇に服従すべきであると説く、神道の考え方なのである」（邦訳一五一六頁）

ホルトムの影響だと確認する」とはできないが、ヘレン・ニアーズも昭和二十三年に書き上げた“Mirror for Americans: Japan [アメリカの鏡・日本]”の中で、戦争当時のアメリカ人の日本人観を次のように書いている。

「日本人は近代以前に『戦争美』を創出し、『武士階級』を崇拝し、常に『軍事独裁者』に統治され、天皇を『軍神』として崇めてきた。そして日本人の宗教である神道は日本人を優れた民族と信じさせ、神である天皇を世界に君臨させるため日本人に『世界征服』を命じている。私たちはそう教えられてきた。／＼うした日本人観が熱っぽく語られ、広く宣伝されてきたから、かなりのアメリカ人は本当のことだと信じてしまった。一九四四年二月、米キリスト教会会議はルーズベルト大統領宛てた電報で『神聖なる天皇と皇祖の加護の力』を信じる日本人の蒙昧を覚ますために国家神道の二つの神社を爆撃するよう要請した」（邦訳一六〇頁）

はじめに「神道指令」あり！

加藤玄智によつて言い出され、ホルトムによつて昭和十年代の諸々の言説を取り込んで明治以来の来歴を有する「現実」として認識された「国家神道」（State Shinto）が、戦後日本の知識人たちの意識を呪縛するようなつたきつかけは何だったのか。それこそが、占領軍が「国家神道」を日本改造の重要な対象だと認めて昭和二十年十二月十五日に発した、いわゆる「神道指令」だ

つた。

「神道指令」の起草者が、GHQ民間情報教育局・教育宗教課・宗教班の責任者だったW・K・バンスであることは周知の事実だが、彼はホルトムの著書を熱心に読んだのだという。大原康男によれば、その結果、「神道指令」にいう「国家神道」の定義は「ホルトムの神道観に全面的に依拠」（「神道指令の研究」原書房、三二六頁）することになった。その「神道指令」の要点を抜き書きしてみよう。

まず、「神道指令」の冒頭には、発令目的が列挙されている。

- ① 国家指定の宗教ないし祭祀（すなわち、国家神道）に対する信仰あるいは信仰告白の（直接的あるいは間接的）強制から日本国民を解放するため。
- ② 戦争犯罪・敗北・苦惱・困窮および現在の悲惨なる状態を招來したイデオロギーに対する強制的財政援助から生ずる日本国民の経済的負担を取り除くため。
- ③ 日本国民を欺いて侵略戦争へと誘導する目的で、神道の教理ならびに信仰を軍国主義的ならびに過激なる国家主義的宣伝に悪用することが再び起こらないようにするため。
ここには、国家神道イデオロギーとは国民を侵略戦争に導くことを意図したものであり、その信仰と資金提供を国民は強制され、これによって戦争犯罪や敗戦などの悲惨な状態がもたらされたのだという、「國家神道」に対するGHQの基本的な理解が示されている。

この理解に基づいた具体的施策として、「神社神道に対する国家機関の支援・監督の禁止」「神

道研究・教育を目的とする「公立学校の廃止」「一般公立学校における神道教育の禁止」「公共施設における神道的施設の撤去」「官吏の神社参拝の禁止」「公的機関による『国体の本義』『臣民の道』などの刊行の禁止」「公文書における『大東亜戦争』『八紘一宇』などの用語の使用の禁止」などが命じられた。

なお、「神道指令」の中では、重要な用語についての定義が示されており、「State Shinto」（国家神道）は「日本政府の法令によって、宗教たる Sect Shinto〔教派神道〕とは区別されて、非宗教的な国家祭祀に分類された神道の一派」であるとされてくる。

また、「軍国主義的ないし過激なる国家主義的イデオロギー」とは、「以下にかかげる理由によつて、他国あるいは他民族に対する支配を拡大するという日本の使命を擁護し、正当化する教え、信仰、理論を包含する」ものであるこれが、その「理由」として四つの「主義」が列挙されている。

- ①家系、血統あるいは特殊な起源を根拠として、日本の天皇は他国の元首に優ると考える主義。
- ②家系、血統あるいは特殊な起源を根拠として、日本の国民は他国の国民に優ると考える主義。
- ③神に起源を発する」と、あるいは特殊なる起源を有する」とを根拠として、日本の諸島は他

国に優ると考える主義。

④その他、日本国民を欺いて侵略戦争に乗り出させるような、あるいは、他国民との紛争を解決する手段としての武力の行使を賛美するような傾向を有する主義。

以上が、「神道指令」の要旨である。この指令の全体的枠組みを見れば、神話に由来する神聖な天皇・国民・国土という思想が侵略戦争イデオロギーとして悪用されたのが国家神道イデオロギーであり、このイデオロギーを国家管理された神社と教育を通じて国民に注入する装置が存在し、それが「国家神道」だったとGHQが考えていたことがわかる。

GHQの絶対的な権力によつて押しつけられた、この「神道指令」の「国家神道」観から戦後の「国家神道」論は出発した（そのことは、この指令によって「国家神道」という用語が人口に膾炙するようになつた事実からも明らかである）。いやいや、出発したどころではない。決定的に拘束されてしまった。

国家神道「幻想」の拡大者——藤谷俊雄

「神道指令」に発する戦後の「国家神道」論は、その後、日本の知識人の手によつて拡大解釈されて、巨大な幻想にふくれあがつていったのだが、そのきっかけとしてある事実を指摘しておき

たい。前にも書いたが、加藤の「国家的神道」論は、昭和十年代に有力化したとはいえ、大正期後半以降に登場した新説にすぎなかつた。ところが、この「国家的神道」論が、日本の独立回復後、文部省宗務課に集つた研究者たちによつて、「戦前の通説」として位置づけられるようになつたのである（梅田義彦『日本宗教制度史』百華苑、昭和三十七年十一月、四〇九—四一〇頁。井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』第一書房、昭和四十四年六月、四一頁など）。

こうした動きと歩調を合わせて、学界では藤谷俊雄、村上重良といつた人々が現れ、「国家神道」を誇大妄想の域にまで拡大していった。彼らが試みたのは、明治以降を一応視野に入れていふとはいへ、基本的には昭和十年代に限定されていたホルトムの議論や、それに依拠した「神道指令」の「国家神道」を、明治以来の右肩上がりの発展の結果として描いてみせるという作業だつた。

藤谷俊雄は昭和三十四年六月刊の『日本宗教史講座』第一巻（三一書房）に「国家神道の成立」という章を設け、その中で幕末における孝明天皇の諸社に対する攘夷祈願や神祇官再興運動の盛り上がりを「国家神道の復活」（二五七頁）と捉え、続いて慶應三（一八六七）年末から明治四（一八七二）年までを「神道国教化政策」（二六〇頁）とし、さらに明治四年から敗戦までを一貫して「国家神道の成立」（二七一頁）というタイトルの下で論じている。

彼は、「絶対主義への傾斜をしめしつつあつた支配階級が、天皇を絶対君主とする統一国家形

成のためのイデオロギーとして国家神道を採用するに至った」(二五七頁)と述べて、「国家神道」の思想を、幕末維新期に日本政府が選択した「尊皇」(天皇を中心とするナショナリズム)路線と同一視した。

そして、「国家神道」の構成要素として、国家管理された神社の他に、以下のものを挙げた。

①皇室祭祀とそれに合わせて行なう官厅・学校での祭典。「国民はその信じる宗教のいかんに拘らず、この国家的祭典に参列する義務があるものとされた」(傍線引用者、二七七頁)

②神社神道非宗教説の主張。それは「国民に対する神社崇拜の強制」と信教の自由との矛盾を「まかすため」(二八〇頁)だった。

③帝国憲法の發布。藤谷は、まず、発布当日の宮中賢所におけるお告文の朗讀を取り上げて、「憲法の内容そのものより先に、憲法發布の形式が神權的であつた」(二八一頁)として、憲法の第一条(大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス)と第三条(天皇ハ神聖ニシテ侵入ヘカラス)は「天皇の神話的な性格に対する信仰を国民に強制するための規定」(二八一頁)であつたと述べ、最後に、第二十八条の信教の自由の規定(日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限リニ於テ信教ノ自由ヲ有ス)については、「天皇の『神聖』『万世一系』の承認や神社やその祭神に対する『崇敬』は『臣民タルノ義務』であり、従つてこれを否定することは『安寧秩序ヲ妨ゲ』るものとされた」(二八二頁)と解説してみせた。さらに、第十二条は「国家神道あるいは『天皇教』とも称すべき一種の宗教信仰を国民に強いるもので

あつた」（同頁）と言い、「憲法起草者は最初から宗教にかわるべき「機軸」として「君權」をおくことを考えていたのである。このような君權思想を支えるものとして国家神道が形成されたのであつた」（二八二—二八三頁）と結論づけている。

④教育勅語の渙発。これについても、「天皇を絶対君主であると同時に国民道德の根源として扱うとしたものであつて、その『勅語』じたいの取扱いが全く天皇教の『經典』また『聖書』として扱われ、それじしんの崇拜が強制された』（二八三頁）と述べている。

この藤谷の議論によつて、「国家神道」は、近代全般にわたつて存在し、右肩上がりの発展を続けてきたというイメージと、その内実を満たす基本的なパーツが整つた。

虚像の完成者——村上重良

藤谷俊雄が創りあげた基本的な「国家神道」像に、ホルトムの議論を加味して、明確な構造と時代区分を与えたのが村上重良著「国家神道」（岩波新書、昭和四十五年十一月）だつた。

まず、「国家神道」からホルトムの「吻を感じさせる文章を引用してみよう。

「国家神道は、二十数年以前まで、われわれ日本国民を支配していた国家宗教であり、宗教的政治的制度であつた。明治維新から太平洋戦争の敗戦にいたる約八〇年間、国家神道は、日本の宗

教はもとより、国民の生活意識のすみずみにいたるまで、広く深い影響を及ぼした。日本の近代は、こと思想、宗教にかんするかぎり、国家神道によつて基本的に方向づけられてきたといつて過言ではない」（i頁）

「国家神道は、民族宗教としての神社神道を、二〇世紀なかばにいたるまで固定化した、時代錯誤の国教制度であつた」（ii頁）

別のところで村上は、「民族宗教は、あらゆる宗教の基盤であるとともに、創唱宗教「キリスト教、仏教など、教祖によつて始められた宗教」よりも一段古い、より原始的な宗教ということができると」（四頁）とか、「民族宗教の『民族』は、近代社会において国民国家の形成とともに生まれた概念の民族（ネーション）ではなく、主として民族学（エスノロジー）でいうエトノス、すなわち、生産力が低く、狭小で半孤立的な生活圏をもつ、人種、言語の同一な社会集団を意味している。（中略）社会集団としての共同体と、宗教集団が完全に重なりあうという民族宗教の基本的な特徴は、このような歴史の原初的な発展段階に対応する」（五頁）と述べている。

つまり、神社神道は民族宗教であり、民族宗教は国家形成以前の原始宗教であるというのだから、歴史の発展段階を信じる村上が、国家神道を「時代錯誤」と規定するのは当然であり、むしろ「超」時代錯誤と言いたかったところだろう。しかし、もちろん、そこには、『村上の議論が戦前の現実に適合していた場合には』という条件がつく。

それでは、村上「国家神道」論の内実はどのようなものであったのか、その構造から見てみよう。

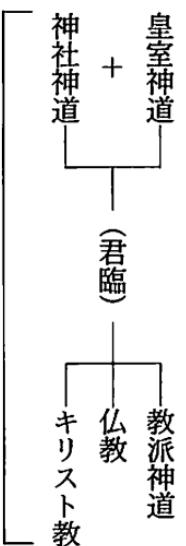
村上は「国家神道」を、まず、「神社神道と皇室神道を直結して形成された特異な民族宗教」(七八頁)だと定義し、この「国家神道」が「超宗教の国家祭祀として神仏基〔教派神道、仏教、キリスト教〕の公認宗教に君臨」(七九頁)していたと主張し、この君臨状態を「国家神道体制」と名づけた。

そして、この「国家神道体制」を支えるものとして、帝国憲法は「国家神道の、天皇と直結する公法上の地位を確立」(一一八頁)し、教育勅語は「国家神道のイデオロギー的基礎」(七九頁)として「國家神道の事実上の教典」(二三七頁)となつたという。

さらに、治安維持法(大正十四年)が「近代天皇制国家の国体の教義を守るための弾圧法」(一九七頁)として制定され、宗教団体法(昭和十四年公布、同十五年施行)が「天皇制ファシズムによる宗教の統制と利用を完璧にするための宗教法」(二〇四頁)として制定されていつたとする。

このように、「神社神道」と「皇室祭祀」との結合が「国家神道」であり、その「国家神道」が、教派神道、仏教、キリスト教という「公認宗教の上に君臨」していた体制が「国家神道体制」であり、この体制を支えたのが、「帝國憲法」(明治二十二年)であり、「教育勅語」(明治二十三年)であり、「治安維持法」(大正十四年)であり、「宗教団体法」(昭和十四年)だつたというのが、村上「国家神道」論の骨子であるが、これを図に示せば、次のようになる。

(国家神道)



(国家神道体制)

* 帝国憲法＝天皇と直結する国家神道の公法上の地位を確立

* 教育勅語＝イデオロギー的基礎＝教典

* 治安維持法＝教義を守るための弾圧法

* 宗教団体法＝君臨を完璧にするための宗教法

さて、このような構造を持つたとされる「国家神道体制」は、どのようにして成立し、強化されていったのか。それを村上は四つの時期区分を設けて説明した。それは以下のようである。

- ① 形成期 明治維新（一八六八年）～明治二〇年代初頭（一八八〇年代末） 近代天皇制国家成立期の国家神道である。明治維新当初の神道国教化政策にかわり、明治一〇年代には、祭祀と宗教の分離によって国家神道の基本的性格がさだまつた。（七八頁）

②教義的完成期 帝国憲法発布（一八八九年）～日露戦争（一九〇五年）近代天皇制確立期の國家神道である。帝国憲法によつて、日本の諸宗教は、天皇制の枠内での「信教ノ自由」をあたえられ、国家神道が超宗教の国家祭祀として神仏基の公認宗教に君臨する国家神道体制が成立した。憲法につづいて、教育勅語が天皇制的国民教化の基準として発布され、国家神道のイデオロギー的基礎となつた。この段階で、国家神道の教義は、敬神崇祖を主軸とする国体の教義として完成した。（七九頁）

③制度的完成期 明治三〇年代末（一九〇〇年代後半）～昭和初期（一九三〇年代初頭）日本資本主義が帝国主義化した時期の国家神道である。内務省による神社行政が確立して神社の整理が行われ、官國幣社への国庫供進金制度がつくられるとともに、祭式等の神社制度が完成した。（七九頁）

④ファシズム的国教期 滿州事変（一九三一年）～太平洋戦争敗戦（一九四五年）天皇制ファシズムの時期の国家神道である。（中略）国家神道は、この段階に絶頂期を迎へ、国民にたいする精神的支配の武器としての真価を、遺憾なく發揮した。（八〇頁）

村上「国家神道」論の最大の特徴は、発展段階の区分を行なつた上で、各段階において国民に注入されたと考えられるイデオロギーの内容を明確にし、その変化について語つてゐることである。

すなわち、村上は「国家神道の教義」は、②の「教義的完成期」に完成したとし、それはすなわち「国体の教義」であり、天皇崇拜を主軸とし、排外主義をもたらすものであったと主張している。

「国家神道教義は、国体の教義、すなわち大日本帝国が掲げる国体観念であつた」（一四一頁）
「国体の教義は、何よりもまず、神である天皇が統治する大日本帝国の神聖性の主張であり、その根柢は、古代国家がつくりあげた記紀の政治神話にあつた。『古事記』『日本書紀』は『神典』と称され、國家権力は、記紀神話を日本の正統神話として位置づけて、天孫降臨をはじめとする一連の政治神話を学校教育の重要なテーマとした。政府は、この正統神話にたいする批判はもとより、客観的な研究や疑問の提示すらも、きびしく禁圧した」（一四一一四二頁）

「国家神道体制の下では、神話がそのまま國家権力のイデオロギー的基礎であり、政府は正統神話を確立することによって、天皇の名による政治支配を正当化した。大日本帝国では、神話はまさしく政治の次元で生きており、それゆえ政府は、神話を、国民に教え込み、ひたすら信じさせる必要があつたのである」（一四二頁）

「神話は、疑うことの許さない事実とされ、ここに発する世界に冠たる国体の優越性への確信と、神に率いられる日本民族という選民意識が、排外的民族主義のゆたかな土壤となつた」（一四一一四三頁）

村上は、この「教義的完成期」の末期においては、さらに「侵略の教義」が付け加えられたと言つ。

「日清戦争後、帝国主義の段階に入つた日本資本主義は、アジア大陸の経済的軍事的支配をめざす軍国主義的性格を、急速につよめた。国力をあげての日清、日露両戦争をつうじて、国家神道は、その軍事的性格を一挙に顕在化した。国体の教義の中心には、世界における『神國日本』の絶対の優越性の主張と、全世界を指導する聖なる使命意識があり、天皇の名による戦争は、無条件に聖戦として美化された」（一四四頁）

さらに、「ファシズム的国教期」においては、この「侵略の教義」が国家神道イデオロギーの中心となつたと主張する。

「満州事変の勃発から太平洋戦争にいたる国家神道のファシズム的国教期には、国体の教義の侵略的性格は、戦争の激化とともに増幅され、世界征服をめざす聖戦の正当化が、国家神道教義の中心を占めるにいたつた。国体の教義は、内に向つては、天皇の統治を絶対化することに重点があつたが、大日本帝国がアジア大陸への侵略に乗り出すとともに、日本が他民族、他国家を征服し支配する聖なる使命をもつてゐるという、おそるべき教義に展開したのである。『聖戦』による世界征服の教義は、第一代神武天皇の『八紘一宇（為宇）』の詔によつて根拠づけられた」（二〇六一—二〇七頁）

すでに述べたように、この「ファシズム的国教期」が、村上「国家神道」論においては、「絶頂期」「真価を、遺憾なく發揮した」時期だと認定されている。つまり、満州事変以後の姿こそ「国家神道」の本質なのであり、明治維新以降の歴史は、「国家神道」がその正体を次第に露呈していく右肩上がりの過程だったというわけである。

憲法学界への宣教者——宮沢俊義

村上重良流の「国家神道」論を憲法学界に広めたのが、戦後憲法学界の大御所的存在であった宮沢俊義だつた。宮沢は、村上重良著「国家神道」を参考文献としつつ、昭和四十六年十二月刊の『憲法II（新版）（有斐閣）』の中で次のように書いた。

「明治憲法は、神權天皇制をその根本義とし、その当然の結果として、天皇の祖先を神々として崇める宗教——神社または惟神道——を、ほかの宗教と同じに扱うことを好まなかつた。ことに、明治憲法の basic 理念とされた天皇崇拜の精神的基盤を固めるために、天皇の神格の根拠としての神社に対し、国教的性格を与えることを必要と考えた。こうして国家神道が成立した。（中略）そして、一般国民に対しても、神社参拝を強制し、ことに官公吏に対しては、公の儀式として行われる神社的儀式に参列する義務を負わせた。

明治憲法が信教の自由を定めたことと、かように神社を国教的に扱うこととは、明らかに矛盾

する。この点をどう説明するか。当時の政府は、『神社は宗教にあらず』という説明で、その矛盾を解消しようとした。

いかにも、神社は、一般の宗教とはちがつた扱い——国教的取扱い——をうける。もし神社が、仏教やキリスト教とならぶ宗教だと見るべきものであれば、神社だけをかように特別扱いするのは、憲法の定める信教の自由に反する。しかし、神社は、宗教ではない。それは、単に祖先の祭りというだけのもの（！）であり、憲法にいう宗教ではない。だから、神社だけを特別に扱い、これに公的地位をみとめ、国民にそれへの礼拝を強制しても、憲法の定める信教の自由には、関係がない。

これが、『神社は宗教にあらず』という命題の内容である。（中略）この点については、また、こうも説明された。明治憲法は、「臣民たるの義務に背かざる限に於て」信教の自由をみとめる。ところで、神社を信仰することは、『臣民たるの義務』に属する。したがつて、憲法の保障する信教の自由は、はじめから神社の国教的地位と両立する限度内においてのみ、みとめられていたと解すべきである。（中略）ところで、宗教というものの本質からいって、かような限界は、信教の自由そのものを否定するにひとしかつた」（三四八—三四九頁）

宮沢は、明治二十三年に施行された帝国憲法の下における宗教の状況を説明するという立場でこの文を書いている。したがつて、そこでは、村上説にあつた近代における「国家神道」の段階

的発展という視点が背後に退いて、帝国憲法下においては、はじめから昭和十年代におけるとほぼ同じ状況にあつたと錯覚させるような記述になつてゐる。

彼は、教育についても、「明治以来、『国体』の根本義として日本中の学校でやかましく教え込まれた神権天皇主義」（同三五二頁）といふ言い方で、明治の初期から「現人神」教育が徹底されていたのだと、戦後の法学者たちに向かつて解説してみせた。彼は、無言のうちに、それを自らが時代の体験者であるといふ、戦後世代には疑義を呈しがたい高みから論じてゐる。この戦後憲法界の大御所の説教が、憲法界・司法界にどれほど大きな禍根を残したかは、本書冒頭に引用した最高裁や高裁の判決文を見れば明らかだろう。

第二章 神社参拝は「法的に」強制されたか？

「現人神」信仰という虚像

第一章で、私たちは国家神道「幻想」が生成発展してきた跡をたどった。それを受け、本章においては、そこで言われている中身が単なる「幻想」にすぎない理由をあらためて示してみたい。はじめに、今一度、国家神道「幻想」の基本的な姿を述べれば、「現人神信仰を国民に注入するために、明治から大東亜戦争の敗戦まで存在した、神社神道と学校教育を利用したイデオロギー装置」ということになる。

となれば、何よりもまず問題になるのが、イデオロギーの存在である。つまり、明治時代から「現人神」思想が存在し、それが本当に教育を通じて注入されていたのか、ということだが、これについてはすでに第一部で検討を終えている。

昭和六年に、河合栄治郎が、それまでマルクス主義に対抗できるだけの日本の思想体系がな

かつたことを嘆き、その創出を提唱した事実を思いでいただけでも十分だが、少し付け加えて、当時の神道関係者の言葉も聞いてみよう。

神道研究者の溝口駒造は昭和九年五月二十一日付『皇國時報』(五二八号)に「日本学の補強工作」という一文を寄せ、その中で「日本精神を今日の此の熾なる興奮状態に置いたものは、所謂神道家ではなくして、それは実際に於て軍隊の吹き立てた進軍喇叭の力である」と書き、「神道家は此の事実に対し、果たして何等の責任も感じないで可いものだらうか」と嘆いている。

原田敏明といえば、戦前の神宮皇學館を代表する民俗学者だが、彼は大東亜戦争中、授業の中で次のように学生たちに語つたという。

「前の世界大戦〔第一次世界大戦〕のあと日本の国には、無政府主義、マルクス主義等々が横行して國体を揺るがす事件が連続し、社会不安は頂点に達したのであつた。その時にこの思想問題に正面から立ち向かったのは僧侶であつた。當時神道人は何もしなかつたのである。今度の戦争では神道人が以前のように、他に遅れをとるということがあつては断じてならない。この戦争が終わつてあと、必ずわが国は危険思想にさらされ、思想的な混乱が起るに違ひない。その時こそ粉骨碎身活躍するのは君達でなくてはならない」(『皇學館百二十周年記念誌』平成十四年、五八一頁)
どうやら、神社神道はイデオロギーとしても、イデオロギー装置としても、まったくと言つてよいほど機能していなかつたらしい。

イデオロギーの問題については、これ以上論ずる必要はないようにも思うが、少し補つておきたいことがあるので、もうしばらくお付き合い願いたい。

その一つは、明治から「現人神」思想が存在し、それが国民に教え込まれたと主張している人々が依拠している史料についてである。すでに述べたように、村上重良は、「明治維新にはじまる天皇の絶対化は、帝国憲法の制定によって、ついに神聖不可侵な神としての天皇に到達した」と言い、この神観念は「一神教的な神観念であり、ほとんどキリスト教の神観念に近いものであつた」（『天皇の祭祀』一五二頁）として、それを、「国体の教義」と呼んでいた。彼はまた「國家神道の教義は、国体の教義として、帝国憲法と教育勅語によつて思想的に確立した」（『国家神道』一四〇頁）とか、「國家神道教義は、国体の教義、すなわち大日本帝国憲法が掲げる国体観念であつた」（同一四一頁）とも書いていた。

村上が何を主張しようと勝手だが、問題はその論証の仕方である。彼は、帝国憲法と教育勅語とによつて完成したという「國家神道の教義」＝「国体の教義」＝「国体観念」の内容を説明する際に、次のような史料に依拠している。

「大日本帝國は、畏くも皇祖天照大神の肇め給うた國であつて、その神裔にあらせられる万世一系の天皇が、皇祖の神勅のまゝにまゝ、悠遠の古より無窮にしろしめし給ふ。これ万邦無比の我が國体である。（中略）我が國にあつては、歴代の天皇は常に皇祖と御一体にあらせられ、現御神と

して神ながら御代しろしめし、宏大無辺の聖徳を垂れさせ給ひ、国民はこの仁慈の皇恩に浴して、かくて君民一致の比類なき一大家族国家を形成し、無窮に絶ゆることなき国家の生命が、生々發展し続けてゐる」（「國家神道」一四二頁）

村上は、この史料によつて、「教義的完成期」のイデオロギーの内実を論証したつもりになつてゐる。ところが、なんと、この一文は昭和十九年に神祇院が刊行した「神社本義」の一節なのである。つまり、明治二十年代の思想や教義の内実を説明するのに、昭和十九年の史料——何と、五十年以上も後だ！——を持ち出さざるを得なかつたのだ。そうしたところに、すでに庄村上説の破綻が現れている。

これはホルトムの議論にしても同じことで、彼は明治以来の「祭政一致」政策の意味を解説する際に、しばしば昭和十二年刊の「国体の本義」に頼つてゐる。

もう一つ反証をあげておこう。それは、村上と同じく「國家神道」否定の急先鋒であつた大江志乃夫が書いた『兵士たちの日露戦争』（朝日新聞社、昭和六十三年）という本である。この本は、日露戦争に出征した兵士たちが故郷に書き送つた約五百通の手紙の内容を紹介・分析したものであるが、その結論として、大江は「日露戦争の兵士たちは国定教科書以前の世代に属し、その意識のなかには天皇も靖国神社もまったくといってよいほどにない」（三〇四頁）と書いてゐる。

村上がいうように、帝国憲法・教育勅語によつて「國家神道の教義」が完成し、それが教育を

通じて国民に徹底されたのなら、年齢的に見て、日露戦争時の兵士たちこそ、そのイデオロギー教育の第一世代であつたはずだ。ならば、その兵士たちの意識の中に「天皇も靖国神社もまつたくと云つてよいほどにない」というのはどう考えてもおかしい。

国民個人に対する「法的強制」などなかつた

イデオロギーが存在しないのだから、イデオロギー注入装置が存在するはずがない。この短い物言いで、「国家神道」実在論への批判は尽きてしまう。しかし、『そう言われても、それなら、これまで「国家神道」の構成要素として語られてきた個々の現象をどう見たらいいのか』が気になる方もおられるだろう。これについても、まずは、『虚構を構成する要素も、やはりまた虚構である』と言うしかないのだが、これだけの説明では何やら読者を煙にまいているだけのようにも聞こえるので、「国家神道」の代表的な要素として語られている「国民に対する神社参拝の強制」を取り上げて、その「虚構」を証明してみよう。

これについては、「法的強制」という側面と、「事実上の強制」という側面とに分けて考える必要がある。あらかじめ私の結論を言つてしまえば、『国民個人については、昭和十四年当時といえども「法的強制」は行なわれず、「事実上の強制」のほうが満州事変以後に次第に圧力を強めていき、昭和十四年ともなると、実際上、参拝拒否は不可能な状況になつた。そして、それは明

らかに憲法違反と見なすべき状態だった。

昭和十四年当時でさえ、法的強制が行なわれていなかつたことは、帝国議会での政府答弁を見れば明らかだ。昭和十四年一月二十六日に開かれた、第七十四回帝国議会貴族院宗教団体法案特別委員会において、質問に立つた子爵大河内輝耕は、次のように政府見解を質している。

「臣民の義務に反する行為が、例へば宗教の教理に反するからと言つて、兵に召されることを拒んで見たり、或は尊信すべき神社に対して礼を欠く、或はひどいのになると、拝礼すべきものに拝礼をしないと云ふやうな始末がある場合には、相当の……法律上それを禁止若しくは制限し、或は制裁を与へる法律があるか」

この質問に対しても、政府委員松尾長造は次のように答えていた。

「神社と云ふものに参拝すると云ふことは我々帝国臣民の当然の責務であります。当然日本臣民として神社に報本反始の誠を効すべき筋合のものであります。それを法律に依つて斯う定めた、あゝ定めたから、其の義務として消極的に詣ると云ふやうな性質のものではなくして、只今仰せになりました通り、道徳上の意味に於て我々臣民の務として報本反始の誠を効すべき対象が神社に在る、斯う云ふ風に解釈すべきであると云ふ風に考へます」

松尾委員の『道徳上の意味での臣民の責務』という曖昧な答えに大河内が納得しないでお迫及すると、ついに、文部大臣荒木貞夫が次のように答えたのである。

「唯神社（たま）を参拝しないと云ふことのみに対しても云ふやうなことであれば、是はもう制裁はありません」

皇道派軍人の棟梁的存在だった荒木が、どんな顔をしてこの答弁をしたのか、興味を引かれるところだが、それはともかく、この答弁を見れば、『帝国憲法第二十八条にある「臣民たるの義務』を根拠として、国民に神社参拝が強制された』などという主張が、いかに事実を無視した“まやかし”であるかがわかるだろう。

しかし、こんなことは、詳しく述べて帝国議会の議事録を調べなくとも、帝国憲法制定当時の基本的な史料を少しでも調べてみればすぐにわかることがわかった。周知のように、帝国憲法は発布前に枢密院で審議されたわけだが、明治二十一年六月二十七日の第一審議会第二読会において、信教の自由を規定した第二十八条について、佐々木高行と鳥尾小弥太から疑義が呈された。大臣や官吏がこの条文を盾にとって、皇室祭祀の際に拝礼することを拒否したらどうするのか、との問題提起だつた。これに対して、政府の側では、伊東巳代治と伊藤博文が答えたのであるが、そこでやり取りの要点は次の二つである。

①皇室祭祀の際に一般国民が礼拝しないことについては、佐々木も「別段国民の義務を守らざるにもあらず、又安寧秩序に關係すとも云ふべからず。之は人民一般に渉るものにあらず」

と言い、鳥尾も「朝廷祭祀の際に於て人民が礼拝せざるも別段國体に關し又義務に背くと云ふべからざるべし」と述べて、『強制しろ』などとはまつたく主張していない。皇室祭祀についてさえそうなのだから、まして、神社参拝については強制など考へられてはいるはずがない。

②答弁に立つた伊東や伊藤の側でも、両者の「臣民の義務」に対する解釈を否定しないどころか、大臣や官吏の礼拝についてさえも、伊東は「官吏たる者は必ず宗廟に礼拝すべき義務ありと云ふことに就ては刻下一定の規則あることなし。(中略) 其事将来に係り未だ逆じめ料るべきからず」と述べ、伊藤も「鳥尾氏の所説は、将来國家の宗教に対する政略如何に関するものなり。人誰か百年の寿^{じゆ}を保つものあらんや。之に處するは其の時々の政治家の方寸^{ほうすん}に存する事にして、今証明の限りにあらず」と答えているのである。

要するに、国民の礼拝の拒否は文句無く認められ、大臣・官吏についても、そんな非常識な人間が政府の中に今すぐ現れるとも思えないでの、将来そういう事態が起こつたらそのときに考えればよいではないか、ということで結論が保留されているのである。これが憲法制定者たちの意思だつたのだから、たとえ昭和十四年といえども、神社参拝を拒否した國民を罰する法はない、すなわち、國民に参拝を法的に強制することはできない、と政府が答弁したのは当然だつた。

だが、そのような至極まつとうな答弁が行なわれた一方で、政府は『以前はキリスト教の一派

が神社不参拝を唱えて大問題になつたこともあつたが、それも数年前までのことで、今はキリスト教団体も大変日本主義的になつてゐる”と言ひ、“神社参拝を拒否するような宗教団体は認められず、憲法第二十八条や宗教団体法第十六、十七条によつて制限される”と答えているのである。

ということは、憲法の解釈上、さすがに個人の参拝拒否の自由は否定できないものの、宗教団体については参拝拒否が事実上できないような事態が、昭和十四年からそう遠くない過去に発生し、それが次第に進行して、宗教団体法をめぐる帝国議会の議論の中で公権解釈として追認されたということのようなのである。たとえ、個人ではなく団体に対してであつたとしても、宗教団体法を介した間接的なものであつたとしても、これはもちろん、“憲法違反”と断すべき事態である。どうしてそんなことになつてしまつたのか。明治以来の法学者たちの学説、行政官たちの見解、さらに、「神社問題」をめぐる政府の具体的な対応の変遷を追う中で、その辺の事情を確認してみよう。

憲法発布当時の「臣民たるの義務」の解釈

戦前の憲法学者の系譜には、天皇主権説を唱えるグループと天皇機関説を唱えるグループとがあつたが、はつきり言つて、天皇主権説を唱えた学者は、東京帝国大学の穂積八束（万延元へ八

六〇）年～大正元（一九一二年）とその弟子の上杉慎吉（明治十一～二八七八）年～昭和四（一九二九年）くらいのもので、学界においては少数説にすぎなかつた。

今日の常識からすれば、当然、この二人は、『神社参拝は憲法がいう臣民たるの義務だ』と主張していたはずだと予想されるわけだが、実はそうではない。二人の著述のどこを読んでも、『神社参拝は臣民の憲法上の義務だ』との主張にはお目にかかるない。「臣民たるの義務」について、穂積は、『絶対的に殺人を否定する宗教は、国の死刑制度や兵役と相容れないでの臣民の義務に反する』（『皇族講話会における帝国憲法講義』明治四十五年、二七四～二七五頁）と述べているにすぎない。天皇絶対論を唱えた上杉にしても、せいぜい「臣民たるの義務とは、國民が法令上負ふ所の義務」と云ふ意味ではない。臣民たるの本分とも云ふが如き意味であつて、宗教の信仰が、日本臣民たるの所以と相容れざるは、これを禁制するの義である」と『帝國憲法逐条講義』（九二頁）の中で述べている程度である。上杉がこの本を執筆したと考えられる大正十三年から昭和四年の間は、後に述べるように、小学校における神社参拝をめぐつて議論が沸騰していった時期に当たる。その時期に、なぜ、上杉ほどの天皇主権論者・天皇絶対論者が、『神社参拝は臣民の法的義務だ』と主張しなかつたのか？ 一見、実に奇妙だが、それにはそれなりの理由があつた。

端的に結論だけを言えば、穂積にしても、上杉にしても、彼らが、『神社参拝は臣民の憲法上の義務だ』と主張しなかつた理由は、彼らの憲法理論の基本構造からきている。したがつて、読者の納得を得ようとすれば、私は彼らの憲法理論の基本構造から説き起こさなければならない。残

念ながら、ここではとてもその余裕がないので、彼らが神社参拝を臣民の憲法上の義務であるとは主張していなかつた事実を確認するだけにとどめておく。もつと詳しく知りたいと思われる方は、拙著『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂所収）の「穂積八束の政教関係論」と「上杉慎吉の政教関係論」をお読みいただきたい。

ここで、有賀長雄という人物が、憲法施行前の明治二十二年四月に刊行した『帝国憲法篇』の中で、第二十八条について書いていることを紹介してみたい。彼は、「文明開化」「啓蒙」期の明治日本を代表する新進の国法（憲法）学者であり、官僚でもあつた人物だが、ご存知ない方も多いと思うので、略歴をまず記そう。

万延元（一八六〇）年生まれの有賀は、維新後、元老院書記官となり、明治十九年には、ドイツ、フランスに留学して、哲学、倫理学、社会学、国法学などを研究し、二十一年に帰朝した。留学中には、海江田信義がウイーンでローレンツ・フォン・シュタインに國家、憲法、君主、国会などについて詳細な講義を受けた際に通訳を務めている。後には、袁世凱えんせい大統領法律顧問を務めるなど、官僚としての活動は多彩だった。学者としても、早稲田大学で国法学を講じたのみでなく、「日本古代法叢義」をはじめ、「帝国史略」その他日本史に関するもの、さらに西洋史、また国際法関係にも多くの論著がある。大正四年刊の『帝室制度稿本』も注目すべき文献であるといわれている（鈴木安蔵「日本憲法学史研究」勁草書房）。

要するに、有賀は憲法発布當時、政府期待の学者にして官僚だつたわけで、彼の憲法解釈が持つたであろう影響力は決して小さくなかったと考えられる。その有賀が二十八条に盛られている制限に与えた解説は次のようなものだつた。

まず、「安寧秩序を妨げる」とは「異教相争て騒擾を醸し或は信徒団結の力に乗じて国憲を破らんとするが如き」（帝国憲法篇）一〇六頁）ことをいうとする。

次に、「臣民たるの義務」とは「納税兵役の義務」と「統治する天皇に対しても臣民たるの位置に立つ者の義務」であるとした上で、三番目の「統治する天皇に対して臣民たるの位置に立つ者の義務」については、将来、重大な疑問が提出されることになるだろうと予想しているが、その疑問とは次のようなものだつた。

「天皇及其の祖宗を尊敬するは、斯く臣民を愛育し玉ふ天皇に対して臣民たる者の尽すべき義務なり。従て神道を信仰するは此の義務の命ずる所なれば、仏教基督教等を信仰するは此の義務に背くものに非ずやと云ふ是れなり」（一〇八頁）

将来予想されるこのような疑義にあらかじめ答えておくために、有賀は本書の中で次のような自説を提示した。

「天皇祖宗の尊敬を以て一の信教と為すは或る一部の人の私教にして、祖宗を尊敬する者の必ずしも奉ず可き所に非ず。既に之を信仰の一種として唱ふる者ある上は仏法と同一に取扱ふこと行

政上一時の便宜なり。然れども其の実は日本臣民にして果たして天皇及其の祖宗に尽すべき敬礼を怠らざれば必ずしも神道に入らんことを要せざるなり。即ち第三十条に請願を為すに於て必要とする敬礼と其の類を同ふして大小の差ある事を見るべし。（中略）祖宗敬礼の道は毛頭も信仰の範囲に属せざることとす。故に仏教を奉ずるも基督教を信するも可なり。苟も日本に臣民たる者は此の敬礼を欠くの理由無きものとす。之を欠く者は信教と敬礼の差を知らざるものなり。是れ其の人の罪なり。故に若し此の差別を知らざるより此の敬礼を欠くこと形跡に見はるゝときは必ずや其の責を免れざるなり」（傍線引用者、一〇八—一〇頁）

有賀は、天皇と天皇の祖先に対する「敬礼」さえ怠らなければ、どんな宗教を信じようと自由だとし、その敬礼は「請願の際に必要な敬礼と同じ類のもの」であると言つた。伊藤博文の『憲法義解』によれば、請願の際に要求される敬礼とは「憲法上の権利を濫用して以て至尊（天皇）を干瀆し、又は他人の隱私を摘発して徒に讒誣を長ずるが如き」ことがないようにしてことだとしてある。したがつて、有賀のいう「敬礼」に「神社参拝」が含まれていなかつたことは明白だ。

他方で、有賀は、「信教と敬礼とは区別すべきであり、その敬礼を欠くときは、信教についても当然に制限を受ける」と主張している。おそらく、この解釈が憲法発布当時の大の方の合意であつたろう。しかし、それでは具体的に何が一体「宗教儀礼とは区別された敬礼」に当たるのかといふことになると、それぞれの宗教・宗派の間で意見が分かれた。この合意と相違の間で起こつた混乱を象徴しているのが、内村鑑三不敬事件だつた。

内村鑑三不敬事件とは何だったのか

明治二十四年一月九日、東京本郷にある一高では、新年の始業式にあたって、午前八時から倫理講堂で教育勅語奉読式を行なつた。式場の正面中央に「御真影」が掲げられ、その前面の卓上に「御親署の勅語」が置かれていた。当日欠勤していた校長に代わって、教頭の久原躬弦が勅語を奉読し、それから一同に「御親筆」への「礼拝」を命じ、教頭から始まつて教員が、続いて生徒が次々と壇上にあがつて、「御親署の勅語」に「礼拝」することになった（以下、主に、大河原礼三『内村鑑三と不敬事件史』木鐸社、小沢三郎『内村鑑三不敬事件』新教出版社 参照）。

この「礼拝」は、どうやら教頭が新たに考え出した儀式だったようで、非常勤講師として式に出席していたキリスト者の内村鑑三は、教頭の「礼拝」という言葉に宗教的な意味を感じてとまどつた。その結果、少しだけ頭をさげて「敬礼」するにとどめた。

この内村の態度に教師や生徒が怒り、一般ジャーナリズムも一高教師の不敬事件として大々的に報じ、帝国議会で一高廃止論が出るほどの大事件に発展してしまつた。事態を憂慮した校長が「お辞儀は天皇に対する礼拝ではなく、単なる尊敬の表現である」と内村に説明したところ、それによつて「良心の咎め」がなくなつた内村は、友人のキリスト者の同意を得て、教育勅語に最敬礼することにした。だが、たまたま病気が重かつたので、同じくキリスト者である友人に「代

拝」してもらつた。しかし、事態はそれではおさまらず、ジャーナリズムが免職処分を求める強硬な主張を展開し、ついに、内村の知らないところで、辞職願が代筆され、二月三日付で「依願解囑」となつてしまつた。

内村の本心は、教育勅語の内容はもちろん尊重するし、むしろ積極的に体現しようと思う、「敬礼」することも厭わないが、宗教的な「礼拝」だけはできないというものだった。これは、憲法・教育勅語の解釈としては実にまつとうなものだつたが、一般世論は激高した。それはなぜかといえば、当時の多くの日本人は、天皇に対する「敬礼」と「礼拝」を区別しようとすると態度の中に、天皇に対する尊敬心の欠落を読みとつたからである。

この辺の事情をもつとも明瞭にしてくれてているのが、この問題に対する島地黙雷の態度である。島地といえど、大教院における造化三神への礼拝を拒否する真宗の大教院分離運動を指導した人物であり、真宗といえど日本在来の宗教の中ではもつとも偶像崇拜を嫌う宗派だつたからである。島地は明治二十四年二月の「不敬事件を論ず」という文章において、内村の行為を次のように批判した。

「我曹〔私〕は中心君父を敬愛するの情ある者なり。其写影に対するや愛敬の念涌然として發する者なり。之を礼敬するの急なる、亦靈の有無を問ふに遑あらざるなり。而して彼れ外教徒が写影に敬礼を欠く所以の者は、其実紙片の靈なきに原起せずして、却て其実体たる、君父を尊敬す

るの情に乏しきに起因せり」〔島地黙雷全集〕第一巻、本願寺出版協会、四九一頁。偶像崇拜云々をいうこと自体が尊皇心の欠落を示している、というわけだ。

この事件については、キリスト教内でも意見が分かれた。日本正教会の森田亮は内村の態度を不忠であると批判し、組合教会の横井時雄らは宗教的礼拝はできないが、勅語への最敬礼は普通の敬礼であるから信仰の妨げにはならないとした。他方、普通福音教会の三並良らは偶像崇拜に当たるから信仰と矛盾すると言い、長老派教会の植村正久は敬礼そのものに対する判断を避け、法的・理性的な立場から敬礼に反対した。

この事件は、これをきっかけとして帝国大学教授の井上哲次郎が「基督教は日本の国体に合わない」と主張しはじめたことから、いわゆる「教育と宗教の衝突」へと発展し、雑誌などを中心に、キリスト教是非の議論が激しく戦わされることになった。

この一連の事件について私が注目したいのは、政府、特に警察がまつたく介入せずに自由な論争を許していたという事実である。そのため、キリスト者・柏木義円などは、天皇は立憲君主であり、思想信条に入ることはできず、良心の自由を侵すことはかえって教育勅語の精神に反する、堂々と主張することができた（『勅語と基督教』「同志社文学」第五九・六〇号、明治二十五年）。大東亜戦争敗戦の翌年、矢内原忠雄は「中央公論」に載せた「内村鑑三」の中で、当時と昭和十年代とを比較して次のように書いている。

「内村鑑三がこのとき戦端を切つた戦いは近年に至つて極めて激しき形で再燃し、彼の弟子たちの幾人かが不敬と呼ばれ、國賊と罵られたのであります。奇異なことに、内村鑑三の不敬事件はあれほど著名な社会問題であつたに拘らず、警察その他官憲の手が一度も彼の身辺に臨まず、是非の論争が公然と発表されたのであります。これに比べると近年における言論、思想、並びに信仰に対する官憲の弾圧迫害がいかに大であつたかがわかります。自由の国としての近年の日本は、日清戦争前の日本に比して遙かに退歩してはゐるに違ひません」（『矢内原忠雄全集』第一四巻、岩波書店、三〇六頁）

この理由については、第一部で記した事実に照らして、次の葦津珍彦の解釈がもっとも適切であろう。

「帝国憲法は、この〔信教の自由〕解釈論争の自由をみとめる立場をとつた。社会上の論争は激しかつたが、國家権力は——少なくとも明治大正時代には、——その論争に介入しなかつた。糾弾する者も、反論する者も、その解釈論は異つてゐても、いづれも帝国憲法・教育勅語支持の立場を明確にしており、帝国憲法の下にある国家権力として、その論争に介入する理由がなかつたといつていい」（『帝国憲法時代の神社と宗教』二二五頁、『明治維新神道百年史』第二巻、神道文化会）

昭和における「臣民たるの義務」の解釈とその変化

話を「臣民たるの義務」についての、その後の解釈史に移そう。帝国憲法発布以降、「臣民たるの義務に神社参拝は含まれない」という見解は、憲法学者たちの間で長く維持されたようだ。その証拠を二つあげてみよう。

京都帝国大学法学部教授の佐々木惣一は、昭和五年二月十四日から十六日にかけて、『中外日報』紙上に「神社の任務と神社の現在の行事」と題する論文を上・中・下に分けて連載した。佐々木は「神棚の問題や大麻〔伊勢神宮のお札〕の問題や児童の神社参拝やが常に物議を醸しつゝある」状況の中で、「國民がかゝることを問題とすることは少しも差支へない、のみならず、苟^{いや}も気がついた以上は、寧ろ問題とし、その結論如何は別として、國家の行動の根拠を明らかにして置く方がよいのである」(上)と言ひ、あれこれ自説を述べた後に、次のような提案をしているのである。

「宗教との関係から観た神社問題を解決するには、次の方針を以て調査を進めなければならない。(一) 先づ神社の任務を明にせなければならない。(イ) その任務が本来宗教的のものであるとするならば、それが国家的事務として行はれることを得ない。勿論その任務として行はれる行為を国民に強制し得るものでない。(ロ) その任務が本来宗教的のものでないとするならば、次

のことが必要となる。即ち（二）更に神社の現在の行事即ち神社に於て行はれてゐる行事を明にするを要する。そして神社の現在の行事中、宗教的のものと然らざるものとを分かち、宗教的のものは、之を廃止すべきである。少なくとも之を国民に強制することを廃止すべきである」（下）

東京帝国大学法学部教授・美濃部達吉も昭和五年五月二十日と二十一日の『中外日報』に「神社の性質と信教の自由」と題する論文を上・下に分けて連載した。

「私は神社神道がその実質において一の宗教であることを疑のないものと信じて居る。（中略）神社神道が一の宗教であるとすれば、それは国家的の宗教であり、即ちわが帝国の国教である。この点に於て我が國法上神社は他の宗教と異なつた地位を有するのである」（上）

「神社神道が日本の国教であるとすれば、それと我が憲法二十八条の規定との関係如何が問題とならねばならぬ。（中略）信教の自由の精神を完全に貫徹するためには、この意味〔国家がすべての宗教を平等に扱い、いざれにも特別の保護を与えない〕に於て国家と宗教とが全然相分離せらるべきことが必要である。／しかし、此の程度にまで信教の自由の原則を完全に貫徹することは、各国の歴史的伝統に基づき、多くの立憲国に於いても、未だ実行せられて居らぬところである。／わが国に於いても、神社の祭祀が国の事務とせられて居る外に、尚行政上にも明かに宗教とせられて居る宗派神道並に仏教諸宗は、他の宗教とは区別せられて、國家の特別の保護を受け、随つて又國家の特別の監督に服して居るのであつて、国家と宗教との分離は、決して完全には行はれて居

らぬ。是が我が現実の国法である。／即ち同条〔二十八条〕の規定は臣民の信教の自由を保障して居るけれども、必ずしも国家が総ての宗教に対して平等に之を取り扱ふべきことを規定して居るものと解することはできぬ。その程度にまで信教自由の原則を論理的に拡充して解することは、日本歴史を無視することの非難を免れない。／それであるから、神社神道が日本の国教であると言つても、それは敢て^{あえ}憲法第二十八条に抵触するものと謂ふべきではない。／しかし、それが日本の国教であるといふことは、唯国家が自己の事務として祭事を行ひ神社を經營することを意味するだけであつて、國家が宗教としての神道の信仰を国民に強制し得ることを意味するのではない。信仰の自由は勿論憲法の堅く保障して居る所で、國教と雖もその信仰を強制することが、憲法違反なることは言ふまでもないところである」（下）（傍線引用者）

佐々木と美濃部の主張は、国家と宗教との関係をまったく認めないのか、ある程度は認めるのかという点では異なつてゐるが、相次いで公表された二つの論文から、次のような時代状況を読みとることができる。

- ①当時、神棚の設置、伊勢神宮のお札の授受、小学生の神社参拝（一般国民の神社参拝ではない）をめぐつて、強制云々の問題が発生しており、その解決が模索されていたこと。
- ②神社問題について発言した有力憲法学者は、神社神道を宗教と考えるか否かにかかわらず、宗教行為あるいは宗教類似行為（要するに神社参拝）を国民に強制することはできないという

立場に立っていたこと。

①がどのような経緯で起こってきたのかについての説明は後回しにして、先に②の解釈がその後に変化していった事実について述べておこう。それを端的に示しているのが、昭和十五年四月に刊行された美濃部達吉著『日本行政法・下巻』である。ここで、美濃部は次のように書いている。

「神社の祭祀は、若しこれを宗教であるとすれば、国家的宗教であり、国教である。神社を尊崇しこれに対して不敬の行為なきことは、臣民としての当然の義務であり、これを否定することは憲法（二八条）に所謂『臣民タルノ義務』に背くもので、斯かる宗教は許されない。併しながら、それは決して他の宗教を排斥する趣意でないことは勿論、又宗教的の信仰を強要する趣意でもない。（中略）神社の祭祀が国教であるとしても、それは現在の制に於いては宗教的の要素を含んだ儀礼として見るべきものであり、これに依つて偏信を強ふるものではないことは、言ふまでもない」（傍線引用者、五六一一五六三頁）

ここでは昭和五年当時の「国教と雖もその信仰を強制すれば憲法違反である」との主張が背後に退いて、「神社尊崇は臣民の義務であり、それを否定する宗教は憲法違反である」との見解が前面に出てきた。そのために、神社の祭祀は国教（＝宗教）ではあるが、宗教的の要素を含んだ儀礼（＝非宗教）であるから、それを強制しても信仰を強要したことにはならないという矛盾した議論を開拓せざるを得なくなっている。

さらに、美濃部の弟子の宮沢俊義が昭和十七年に刊行した『憲法略説』になると、「皇孫降臨の神勅以来、天照大神の神孫この国に君臨し給ひ、長（とこしな）へにわが国土および人民を統治し給ふべきことの原理が確立し、それがわが統治体制の根底を形成してゐる」（七三頁）との前提に立つて、「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」（第三条）。この規定はわが国は天皇が神の御裔（みすえ）として、現人神としてこれを統治し給ふとする民族的信念の法律的表現である（八一頁）と述べられ、これに伴つて、神社についても次のように解説されるようになつてゐる。

「それ〔神社〕は古来わが国において国教的地位を占めるものであり、この憲法の定める信教の自由の原則もこの伝統の基礎の上に、それと両立する限度においてのみみとめられると解すべきである」（六三頁）

つまり、昭和五年当時の美濃部説では、『神社は国教ではあるが、信教の自由を侵すことはできない』とされていたものが、昭和十七年の宮沢説では、『信教の自由は、神社の国教的地位と両立する限りにおいてのみ認められる』と、まったく解釈がひっくり返されたのである。

司法官・行政官たちの解釈の変化

今述べたような公法学者における解釈の変化は、行政官たちの見解にも影を落としている。というよりも、いつそう鮮やかに現れている。実際に起こつていた事態を解明するためには、象牙

の塔にこもつていた学者たちの議論よりも、実際に現場で司法や行政を担当していた役人たちの考え方を知るほうが重要であろう。そこで、これについても一瞥しておきたい。

明治における官吏たちの「臣民たるの義務」理解を示す興味深い史料として、明治三十五年に刊行された『憲法通釈』という本がある。これは神主の養成機関たる神宮皇學館で使われた教科書で、執筆したのは安濃津地方裁判所刑事部長の大蔵将英という人物であり、監修したのが名古屋控訴院長の藤田隆三郎という人物だった。したがって、当時の司法官の憲法解釈を端的に表明したものだと考えてよいだろうし、さらに、教える対象が将来の神主たちであることを考慮すれば、二十八条についてかなり大胆な物言いができる状況であつたろうことも想像に難くない。ところが、そこで述べられているのは次のような解説にすぎないのだ。

「祈禱のみを治病の方法と考へ医業を斥けて用るざるものあり、或は所信の神仏に帰依するの余り敬礼を國君に失するものあり、或は妄りに吉凶禍福を説き信徒を惑すものあり、或は神仏の託宣を重んじ國法を蔑如するものあり。此の如きは國家の安寧秩序を妨げ臣民たるの義務に背くを以て、仏教なると耶蘇教なると他の宗教なるとを問はず、憲法の許さざる所なり」（八三頁）

ここで顕著なのは、神社に対する尊崇などではなくて、宗教の蒙昧さに対する軽侮である。明治の合理主義精神の面目躍如といったところだろうか。

このような解釈が、昭和初期や昭和十年代になるとどうなるか。ここに、昭和初期の内務省神

社局の見解を示す史料がある。内務省神社局事務官で、國學院大學高等師範部で神社法令の講義を担当していた足立収が、昭和二年八月に『神社協会雑誌』（第二十六年第八号）に載せた「神社行政の概念」という論文がそれである。『神社協会雑誌』というのは、内務省神社局内に事務所を置く神社協会が発行していた雑誌で、いわば神社局の広報誌といった性格のものであつたから、そこでの言論は基本的に神社局の意向に沿つた内容となつてゐる。その前提を踏まえて読んでいただきたい。足立は「神社と個人との関係」という節で、次のように書いてゐる。

「神社が宗教であると致しましても日本国民は之を信仰しなければならぬ義務はない。宗教に非ずとすれば憲法第二十八条には関係のないことである。どちらにしても憲法の関係から申しますれば日本国民は神社を信仰しなくとも宜しいといふことになつて居ります。けれども日本国民は神社を信仰する義務はないといひますが、それでは神社に対してどんな態度をとつてもよいのであるかと申しますると、私はさう簡単には考へられないと存じます」（三頁）

「^{ちやう}神社に對して相当な敬礼を表すといふことは日本の国体に對する敬礼と同一であります。詰り日本国家に敬礼することが国民の義務である以上は、國家の宗祀たる神社に對して敬礼することも相当の儀礼であります。（中略）神社に對する個人の關係に於きましては之を信仰するの義務はないかも知れませぬが、相当なる敬礼を表す義務があるといふて憚ぬのであります。其敬礼を表する方法は私はどうでも宜しいと思ふ。神前に於て南無阿弥陀仏と唱へませうとも、アーメンを唱へて拝みませうとも、其形式は信仰の自由に任して宜しい。其手段形式はどちらで

も無論差支ないところであります」（傍線引用者、四一五頁）

足立の見解は、敬礼の対象が天皇及び皇祖皇宗から神社にまで広がっている点で有賀長雄と異なり、敬礼の手法の自由を認めている点で有賀と共通している。敬礼の方法は南無阿弥陀仏でも、アーメンでも何でもいいという物言いには少々驚かされるが、憲法を根拠にした「参拝の強制」がまったく主張されていないのは特に興味深い。

ところが、このような神社局の見解は、昭和十年代になると一変して、「神社崇敬は国民の憲法上の義務である」とまで言われるようになつた。当時、神社局事務官であった岡田包義は、昭和十一年十一月に刊行した『神祇制度大要』において、「國家が國憲によつて神社の信仰乃至崇敬を国民に要求すべき範囲は、其の公的方面に於ける神社の信仰乃至崇敬であつて、私的方面に於ける神社の信仰乃至崇敬は国民の自由に委ねべきは素より条理上当然のことである」（二一八頁）と述べている。一応「公的方面」に限定されているとはいえ、「自由な敬礼」ではなくして、「信仰乃至崇敬」が要求されるようになったのである。しかも岡田は「憲法上の義務」としてそれを要求しているのである。「若し現存宗教中に教則として神社の崇敬を認めざるものがあれば、憲法第二十八条に所謂『安寧秩序ヲ妨ゲ又臣民タルノ義務ニ背ク』ものとして、当該宗教自体が憲によつて取締らるゝ関係に立つのである」（二一七頁）

以上、これまでざつと眺めてきた公法学者や実務官吏たちの解釈の変遷史からは、以下の三点が言えそうである。

①明治時代には、憲法解釈上、神社参拝はまったく問題にされていなかつた。

②いつからかは定かでないが神社をめぐる問題が発生し、それが昭和初期に深刻化した。しかし、その際には、佐々木や美濃部といった有力学者たちが、神社に対する宗教的な行為を国民に強制することはできないとの論陣を張つた。

③昭和十年代になると、神社局が「神社崇敬は国民の憲法上の義務である」との解釈に変わり、美濃部などもそれに同調せざるを得ないような状況になつていった。

これまで読者には、わずらわしい細かな憲法解釈の変化の追及にお付き合い願つてきたが、そこでの考察を基礎にして、次章では「それでは、学説あるいは憲法解釈の変化はどうして起きたのか」「その変化を促した社会現象とは何だったのか」を探求してみよう。それこそまさに「神社問題」の真実の姿の解明である。

第三章 強制された「事実」とは？

“国家的な神社”などほとんどなかつた

戦前は国民に神社参拝が強制されていたという論者は多い。しかし、明治時代について、そのような事実を明らかにした書物や史料を私は見たことがない。大正時代に入つてからなら、小学校における神社参拝を中心として「神社問題」と呼ばれる紛議が起きたことを知っている（繰り返すが、一般国民に対する神社参拝の強制ではない）。これは、おそらく、私の不勉強のせいではなくて、そもそも明治時代には、小学校における神社参拝など、ほとんど行なわれていなかつたからだろう。どうしてそう推測できるのかといえば、参拝させるべき“国家的な神社”がほとんどの地域にはなかつたからだ。

“そんなバカな、村々にはいっぱい神社があつたではないか”と言われる方がおられるかもしれない。たしかに、多くの神社は存在していた。しかし、それらのほとんどは、大正時代になるま

では、"国家的な神社"とは認定されていなかつた。

"多くの神社はあつても国家的なものではなかつた"とは、一体どういうことなのか。この辺の事情を、明治初期からの神社政策の変遷に沿つて説明してみよう。

明治政府が神社制度の抜本的な改革に乗り出したのは明治四年のことだつた。この年の一月に、まず「社寺領上知令」を出して、それまで社寺の最重要の経済基盤であつた領地を、境内地を除いてすべて没収した。これは、版籍奉還政策を社寺にも適用したものだつたが、この措置によつて神社領約八万七千二百余町歩、寺院領約五万二千八百余町歩が没収され、社寺は中世以来の経済基盤を失うことになつた。もちろん、そのまま放置したのでは全社寺が廃滅してしまうので、社寺領処分についての明確な方策が決まるまでの間、従来の収入の約半分を政府が支給することにし（これを「半租給与」という）、この応急措置を明治七年まで継続した。

さらに、明治四年四月には、神社は「國家の宗祀」、すなわち、國家公共の祭祀施設であると宣言して、神官の世襲を禁止し、公的なランクづけである神社の社格と神主の官等を設定し、神主の職務を定め、その経費や給与を公費から支出することにした。神社は公的な施設であり、神主の私有財産ではないとの理由で、神主は一旦全員解職となり、あらためて必要な人数だけが任命された。この措置によつて約二万人の神主が神社を追われたと言われている。

これはたしかに、神主にとつても、神社にとつても、非常に厳しい政策ではあつたが、維新政

府が明治初年に掲げた「祭政一致」の方針に則つて、神社を「國家の宗祀」と認定し、それにふさわしい体裁を整えるという立て前の下に行なわれたものであつたから、神主たちは堪え忍ぶしかなかつた。

ところが、早くも、明治六年になると、政府内部で、全神社を「國家の宗祀」と見なす祭政一致政策を修正しようとする動きが顕在化しはじめる。四年四月の社格制度によつて神社は上級神社たる官国幣社（社格制定当時、九十七社）と下級神社たる府県社・郷村社（明治六年一月現在、十二万三千六百余社）に分けられたが、国家財政を司つていた大蔵省が、神社の大部分を占める府県社以下について、本来「私祭」に属するものであると主張しはじめたのである。そこには全神社を政府が財政的に支えることは不可能だとの現実的判断があつたものと思われるが、ともかく、この大蔵省の主張が通つて、六年二月には郷村社神主の給与が、同年七月には府県社神主の給与が、それぞれ公費支出廃止となり、人民の信仰に任せて給与されることになつてしまつた（阪本是丸「國家神道形成過程の研究」岩波書店、一二八頁以下参照）。

さらに、七年九月に決まつた上知問題の最終的処理方針では、官国幣社については神官の給与も、神社の運営費も、すべて官費から支出されることになつた——ただし、これも決して十分な額ではなかつたが——のに対し、府県社以下については、寺院と同じように「遁減祿制」^{（とげんろせい）}が適用された。「遁減祿制」というのは、半租給与の支給額をベースにして、そこから毎年十分の一

ずつ減額してゆき、十年後には公費支給を廃止するという制度である。この禄制が、近世に檀家制度を確立して葬儀と墓を握っていた寺院と、そうでない神社のどちらにとつてより過酷な政策であつたかは言うまでもないだろう。また、明治十二年になると府県社以下の神主については名目上の官等さえも廃止して、「身分取扱は一寺住職同様たるべし」とする達まで出された。こうして、府県社以下は名実ともに「國家の宗祀」たる地位を失つてしまつたのである。

第一部第一章で、明治十年代に起つた「祭神論争」とその結果について簡単にふれておいた。この論争の結果、明治十五年に、上級神社たる官国幣社神主に対してもは布教や葬儀を禁止することになつたが、府県社以下の神主については、但し書きで「当分従前之通」つまり、当面は布教や葬儀を行なつても大目に見る、ということになつた。このような「但し書き」がつけられた直接の理由は、明治初年に藩内のすべての寺院を廃止してしまつた薩摩人から、全神主の葬儀を禁じたら、葬儀を取り行なう者がいなくなつてしまふと、猛烈な反対が起つたからだつた。しかし、薩摩人の反対がなかつたとしても、社領を奪われた上に、明治十七年には官費支給が打ち切られることが決まつていた府県社以下の神主に対して、さらに布教も葬儀も行なうなどと命することは「死ね！」と言うに等しく、どだいできる話ではなかつた。事実、神職の間には、「布教や葬儀を禁じて、神社を宗教とは区別する」という政府の方針に反発する者が多かつた（藤井貞文「出雲大社教成立の過程」四八二頁以下参照〈神道学会編「出雲学論叢」出雲大社刊〉）。

いざれにせよ、この措置によつて官国幣社と府県社以下との間には決定的な差が生じることになつた。それでは、布教や葬儀をやめた官国幣社を、「宗教と区別する」という方針に沿つて、政府が手厚く保護したのかといえどもそうではない。驚くべきことに、政府は「人民の尊信上に獨立せしめる可し」（神社の存立は国民の信仰に委ねるべきだ）という方針の下に、官国幣社についても、将来、官費支給を打ち切るとの政策を打ち出したのである。

これは神社を管轄していた内務省と国家財政を担当していた大蔵省が共同提案したものだつた。「神社改正之件」と名づけられたこの提案においては、伊勢神宮だけが「國家の宗祀」だとされて官費支給の増額が提案される一方で、官国幣社の「経費當鑑費の如きは永久保存し得可らざるもの」として、「保存金制度」に切り換えるという方針が提起されていた。「保存金制度」というのは、期限を区切つて官費を支給し、その年額の半分を強制的に貯金させていき、その蓄積された貯金を元金として、そこから生ずる利子によつて官国幣社が自活できるようにしようという制度だつた。この提案が国策として採用されて、明治二十年から、「期限十五年で年額の半分を貯金させる」という「官國幣社保存金制度」がスタートした。

この政策は、一見理屈は通つていたが、そもそも保存金の年額が従来支給されてきた官費と同額であつたから、神社にとつて保存金への切り替えは、突然年収が半分に減らされたのと同じことで、とてもやつていけるものではなかつた。そこで、明治二十三年には、貯金の割合を落とし、つまり、使用できる資金の割合を増やし、そうすれば当然元金の貯蓄には時間が余計にかか

るので、支給年限を三十年（明治四十九年まで）に延長するという修正が行なわれた。

村上重良は、帝国憲法や教育勅語が定められた時代を国家神道の「教義的完成期」と呼んだが、この時期の政府は、「國家の宗祀」は伊勢の神宮だけでよい、つまり、祭政一致は皇室祭祀だけで十分で、神社の存立は人民の信仰に委ねてかまわない」という立場だった（例外は、陸海軍省が管轄していた靖国神社だけだった）。明治四年当時にはすべての神社を「國家の宗祀」と見なししていた政府の祭政一致政策が、ここまで後退縮小していた。「教義的完成期」どころか、近代全体を通じて、政府と神社との距離がもつとも遠のいたのが、帝国憲法や教育勅語が渙発された時代だったのである。

「國家の宗祀」の回復へ

明治二十一年に帝国憲法が発布されると、神社界には、政府は憲法施行までに宗教条例なるものを制定し、その中に府県社以下の神社も含めるつもりらしいとの噂が流れた。これは単なる噂にすぎなかつたが、それまでの政府の政策は、神主たちにこの噂を信じさせるに十分なものだつた。ことここに至つて、「國家の宗祀」たる神社の立場を回復すべく、府県社以下を中心には有志神主が立ち上がつた。彼らは、國家の宗祀性を回復させるためには、まず、神祇官の再興が必要であると考えて、これを運動目標として帝国議会に働きかけた。世にこれを「神祇官興復運動」

という。

しかし、ただ閻雲やみくもに神祇官の再興を請願しても、条約改正で頭がいっぱい、キリスト教国たる歐米列強の疑惑を招きたくない一心の政府が、神祇官の再興などをそう簡単に聞き入れてくれるはずはなかつた。そこで、神主たちが打ち出した苦肉の策が、府県社以下も布教や葬儀を自主的に抛棄し、宗教との区別、すなわち、「神社非宗教」という論理を受け入れることによつて、『明治四年の宣言を守つて、非宗教たる神社が国家の宗祀であることを認めよ』と政府に迫るという戦略だつた。

しかし、この運動が功を奏するまでには多くの時間を要した。議会の決議を勝ち取つたのは、戦争によつて国民の神社への関心が高まつた日清戦争後の明治二十九年の第九議会であり、政府を動かすに至つたのは、三十三年二月のことだつた。社寺の両方を管轄していた内務省社寺局が、神社を専門に管轄する神社局と、宗教を専門に管轄する宗教局とに分離されたのである。

神祇官の再興を目指していいた神主たちにとつては、満足するには程遠いものではあつたが、政府に神社の非宗教性を確認させたという意味では、一応の運動の成果であるとは言えた。たしかに、後述するように、「神社非宗教」論を考える上で、制度として表現するという形で政府がその論理を公認したことの意味は大きかつた。

ただし、当時の政府内務省の主観的な意図としては、神社のためという考えは希薄であつたようだ。むしろ、「議会の御機嫌取り」にすぎなかつた（阪本「國家神道形成過程の研究」三〇九頁）と

か、明治三十二年の条約改正によつて外国人の内地難居が始まり、それによつてキリスト教を正式に宗教行政の対象としなければならなくなり、その担当部局の名称が「社寺局」というのでは不適切で、名称と事務内容の再考が求められていたからではないか（山口輝臣「明治国家と宗教」東京大学出版会、二六四頁）、などと言わわれている。

神祇官興復運動の中では、明治三十一年に組織された神主たちのはじめての全国的運動組織たる「全國神職会」は、神社局設置以後、國家の宗祀性回復運動の重点を「官國幣社經費の復旧（保存金制度の廃止）」と「府県社以下への公費支出」の実現に移した。新設された神社局は三等局と綽名されるほどの小さくて無力な局ではあつたが、仏教界にも神社界にも目配りしなければならなかつた社寺局とは異なつて、神社界だけに気配りすればよい存在となつた。こうした環境の中で、明治三十七年一月、水野鍊太郎という歴代神社局長の中でもめずらしく神社問題に熱心な局长が登場し、神社界の要請に応えてこの二つの問題の解決に乗り出した。

まず、官國幣社經費の復旧については、省内の反対を内務大臣との直談判で押さえ込み、支出の総額は保存金のときと同額に抑えるという条件で大蔵省の反対をかわし、最後には法制局の反対を乗り越えて、ようやく明治三十九年四月七日にその実現にこぎ着けた。

同時に、府県社以下への公費支出についても、多額にのぼる、いわゆる「經費の支出」ではなく、ごく少額の「神饌幣帛料（もつとも大切なお祭り一回分の祭典費）の支出」に提案内容を縮小

し、しかも、その支出を市町村に義務づけるのではなくて、「支出してもかまわない」、つまり「義務」ではなくて「支出可能」にするという妥協を行なつて、ようやくにして、市町村の財政難を理由に反対しつづけた同省内の地方局の同意を取り付けた。しかも水野は、公費支出を容易にすると同時に、神社の経済基盤を強化し、国家の宗祀にふさわしい体裁を整えるために、神社整理（神社合祀）の方針を打ち出した。こうして、三十九年四月三十日に府県社以下への神饌幣帛料の支出が可能となり、同時に、全国に神社整理の嵐が吹き荒れることにもなつた（神祇院篇「神社局時代を語る」昭和十七年、参照）。

この水野の踏ん張りをきつかけとして、明治四十四年に市制町村制が改正されると、そこに、府県社以下への「経費支出も可能」とする条文が加えられた。さらに、大正二年四月に定められた「官國幣社以下神社神職奉務規則」では、府県社以下の神職も「國家の宗祀に従べき職司」とされ、ここにようやく「全神社を国家の宗祀」とする名目が回復されたのである。

この事実を裏から見れば、明治末年まで、『国家的な神社』は、厳密に言えば伊勢神宮のみ、広く捉えても百数十社の官國幣社だけにすぎなかつた（明治二十四年七月の「府県郷村社神官奉務規則」では「神官は神明に対し尊崇^{そんそう}懼誠^{けんじん}を首とし典例に従ひ各其本分を尽すべし」とあるだけで、府県社以下には「國家の宗祀」の名目が与えられていなかつたのに対して、同年八月の「官國幣社神職奉務規則」では「官國幣社神職は國家の宗祀に従事し」とされ、官國幣社には「國家の宗祀」の名目が認められていた）。

水野鍊太郎が行政研究会で行なつた「神社に就いて」という講演の中で語った言葉も、私の解釈を裏づけている。彼は「今まで、府県社といふても、府県といふ団体と何か関係があるかといふと、何等関係がない。郷村社も其通り」であつたと述べた上で、神饌幣帛料の支出によつてようやく「茲に於て始めて公共団体と其土地の神社の連絡が付いて來た」と説明しているのである（『神社協会雑誌』第七年第四号、明治四十一年四月）。

政府が認定する国家的な神社が、多く見積もつても全国に百数十社しかない状況では、全国の小学校のほとんどにおいては、神社参拝など実施できるはずもなかつた。村の氏神はあつても、それが「國家の宗祀」でないならば、国民教育には活用できないし、まして強制などしても意味がない。そう考えるのが常識だろう。事実、「神社問題」の発生が史料的に確認できるのは、この時期以降のことである。だが、実は、「神社問題」が生じたのは、単に国家的な神社の数がそろつたから、というような表面的なことが理由なのではない。より本質的な原因は、神社に対する政府各機関の見方が変化したことについた。それを理解するためには、今一度、私たちは日露戦争後の時代に戻つてみる必要がある。

それは日露戦争後に始まつた！

日露戦争が国家の命運を賭けた大戦争であったことはいまさら言うまでもないが、それはまた

当時の日本の国家予算の約七倍（約十七億円）という膨大な戦費を必要とした。政府は公債（戦費の約八割、さらに公債の五二%が外債）と、臨時の大増税とによって急場をしのいだ。しかし、戦争には勝つたものの、賠償金は獲得できなかつた。ということは、戦後の日本は、自力で、膨大な借金を返済し、傷ついた陸海軍を立て直し、戦後に予想された国際経済競争に備えて社会資本を充実しなければならなくなつてしまつたのである。このために、否応なく、戦時に臨時に行なつた大増税を戦後も継続せざるを得なくなつた。つまり、戦争が終わつたにもかかわらず、国民は戦争中と同じ覚悟をもつて働き、産業を発展させ、税金を納めなければならなくなつたわけだ。国民の自助努力と能力の向上、政府への忠誠心が、戦時中にも増して必要とされるようになつたのである。

この状況下で、国民の忠誠心と能力の向上のために政府が打ち出した政策の一つが国民教育の充実だつた。具体的には、明治四十年に小学校の修学年限を四年から六年に延長するとともに、卒業の後の補習教育や夜学会の普及にも力を入れた。この政策は公費支出のさらなる増加を意味したが、それは中央政府ではなく、行政の底辺を支える「行政町村」の負担とされた。ここに「行政町村」の強化が不可避の課題となり、そのために内務省地方局が提倡主導したのが、いわゆる「地方改良運動」だつた。

「地方改良運動」の中身を理解するためには、私たちはさらに時代を遡つて、明治二十一年に

「町村制」が公布された時点に戻らなければならない。この「町村制」は、行政の末端組織を整備強化するために、それまで存在していた七万余の伝統的な村落共同体的町村（部落）を一万三千余の「行政町村」に再編成し、部落を行政町村内部の大字おおなごに転化するというものだつた。しかし、国民の伝統的な帰属意識は部落にあり、これを一举に破壊しようとすれば大混乱が予想されたため、いくつかの妥協が行なわれた。その一つが部落単位の若衆組の存続を認めたことであり、もう一つは部落有林（入会地）の存続を認めたことである。このため、「行政町村」への移行は比較的スムーズに行なわれたが、その代わりに、「行政町村」の基盤は、精神的にも経済的にも不安定なものとなつてしまつた。

「地方改良運動」というのは、この行政町村の不安定さを解消しようとするものであつた。具体的には、①若衆組を行政町村単位の青年会（あるいは青年団）に再編成して行政町村の精神的結合を強化する、②部落有林を行政町村の所有に移管して、その財政基盤を強化する、というものだつた。この運動の音頭取りが内務省地方局であり、地域での担い手として期待されたのが、町村長、小学校教員、神職、僧侶、報徳社といった人々だつた（宮地正人「日露戦後の政局史的研究」東京大学出版会、参照）。

この時期に、神社局長の水野鍊太郎は「官国幣社経費の復旧」と「府県社以下への神饌幣帛料支出」の実現のため、地方局と交渉することになつたのである。地方局が市町村の支出増大につ

ながるような神社局の提案に当初反対したのは当然だった。同じく官僚である水野にしても、單に神社の伝統的意義を説いたところで、地方局の反対を覆せるとは思わなかつたのだろう。そこで、水野神社局長が打ち出した政策が「神社を地方自治の中心的施設として位置づけ直す」ということだつた。つまり、神社を地方改良運動の中に組み込んでしまおうという策である。

明治四十年七月の『神社協会雑誌』（第六年第七号）の巻頭に、水野局長の肝煎りで、「神社を中心とする地方自治」という無署名の論文が掲載された。無署名ということは、逆に、神社局の公式見解と解してよいだろう。そこでは次のように主張された。

「神社は単に古来の旧儀例祭を行ふの外、國家国民の儀礼社交の中心となりて、可及的公会堂国礼殿の実を備ふべし。國家公式の儀礼より、国民各個の礼典に至るまで、其の支障なきもの、限り、須からく、これを神域に於いて行ふべし」（一頁）

この論文の最後では、自治の治績が顯著な愛知県北設楽郡稻橋村のことが次のように紹介されている。

「村社を以て村の中心となし、其祭典にて一歳の歓喜を尽さしむると共に、又功過を断ずるの処とす。されば村長は神前に虔て戸籍簿を読み、以て人口の増減民力の消長を明かにし、校長は之に次て就学簿を朗読して教育の状況を報じ、農家は菜穀を陳ね、歌人は其諷詠を献ず。かくて此方針を以て村政に従ひて以来、民風大に挙り、産業の発達驚くべきものあるに至れり」（六頁）
すでに紹介した明治四十一年の行政研究会での講演の中で、水野神社局長は次のようにも言つ

てゐる。

「私は、府県社以下の神社を、其の公共団体と結付ける為には、其数を少なくして、特殊の神社の経費は、公共団体より其費用を支出せしむる方針を執らなければなるまいと考へて居る。現に、此頃も、実行して居りますが、由緒も分らず、維持も出来ず、崇敬する人もない神社は成るべく合併して、完全なる神社を建て、市町村なり、府県なりで、これを基礎として公共団体が、互に相団結して、地方の行政と神社との連絡を付けたならば神社行政上、又、地方行政上最も宜しきことであらうかと考へて居る。神社の数さへ少なくなれば、其費用も決して余計にはかゝらぬ。一町村で、一神社位^(くら)、經營の出来ぬことはない」（『神社協会雑誌』第七年第四号、六頁）

水野局長は、府県社以下の神饌幣帛料の支出の実現だけでは満足せず、経費の支出まで考えていた。それを実現するためにも神社の数を減らし、一町村一社とすることが理想であると考えた。それは、地方改良運動との整合性を考えれば当然の発想だつたろう。行政町村の精神的団結の中心として神社を位置づけ直すとすれば、中心は一つがいいに決まつてゐる。このような水野の発想を背景として、政府は訓辞などの形で「一町村一社」ということを強く奨励した。こうして、神社に好意的な水野局長在任期間の末期にあたる明治四十一、二年に、今日まで批判の絶えない「神社整理」がピークを迎えた（森岡清美『近代の集落神社と國家統制』吉川弘文館 参照）。ここに歴史の皮肉を感じるのは私だけではあるまい。

神社の地方自治における意義を強調し、それにふさわしい存在へと神社を整備するという水野の方針は、次第に神社局以外の官僚にも受け入れられるようになつていった。たとえば、東京府事務官の濱野虎吉は『神社協会雑誌』第七年第七号（明治四十一年七月）に「神社と小学校との関係」という論文を寄稿して、次のように述べている。

「学校教育と、神社の関係を密接せしめんことを図りたいと思ふのであります。事情が許すならば、将来、神社の神明に奉仕する人は、一面に於ては小学校の児童を教育することに従事し、又、小学校に従事する人は、一方には神明に奉仕すると云ふ、便宜の方法が行はれることが出来たらば至極妙であらふと思ひますが、今日は未だそふ云ふ場合に至らんのは已むを得ません。将来は、漸次、その傾きを以て小学校に従事する人は、一層より深く、神明に付きまして、教育の方から力を入れて、国民の脳裏に深く印象を与へることにしたいと思ひます」（五頁）

しかし、なんといつても大きかつたのは、警保局と並んで内務省の二大看板であり、地方行政を牛耳つていた地方局が、神社の活用に乗り出したことだつた。それを象徴しているのが、明治四十一年七月に、地方局出身の井上友一が、地方局府県課長心得（局長に次ぐ地位）兼任のままで、水野の後任として神社局長に就任したことである。しかも、井上は局長就任早々に「神社を中心の説」をぶちあげたのである。

井上は神職講習会修了式の挨拶を「神社を以て地方の中心と為すべしとは、水野前局長の熱心に主唱せられた所であるが、本官も是れは至極適当の事と考へ、如何にも同感に堪へぬ次第であ

ります」と切り出し、神社を中心とすることによつて治績をあげている町村の実例の数々を紹介した後、挨拶を次のように締めくくつた。

「要するに、地方自治の上に円満なる治績を挙げんとするには民心の共同といふことは最も大事な事であり、殊に敬神の念に富んで居る我國民には神社を中心として民心の結合を図るといふことは、取訳けて大切であると思ひます」（『全国神職会々報』第一二二号、明治四十一年十二月）

ここに地方改良運動と神社行政の融合が実現したわけだか、それは必然的に、小学校や青年団と神社が結びつけられていくことを意味していた。こうして、「神社問題」発生の条件は整つた。

「神社問題」の発生と政府の態度

大正二年十一月、第一次山本内閣の奥田義人文相と会談したキリスト教徒は、小学教員が引率して神社参拝をする場合に宗教上の信念が含まれていると指摘し、神社の性質を明らかにすることを要求した。ここに「神社問題」と呼ばれる一連の軋轢^{あつれき}が始まる。三年十月には、第三十回基督教日本組合教会総会が、政府が奨励している神社崇敬を国民多数は宗教として崇拜していること、同年八月の第一次世界大戦への参戦にあたつて神社に宣戰報告戦勝祈念の祭祀を行なわせたことは宗教行為であり、キリスト教の伝道上の障害となることを指摘して、この対策を研究することを決議した。

さらに、四年十一月に大正天皇の御大礼が挙行された際、いくつかの地方行政当局が、家ごとに七五三縄を張り、神棚を設け、神社参拝を行なうように命じたため、浄土真宗門徒との間に軋轢を生ずるという事件が発生した。この事件について、同年十一月の帝国議会において、元西本願寺僧侶の衆議院議員・龍口了信が政府の見解を質したことから、「神社問題」はいよいよ本格化していった。

これらの問題におけるキリスト教及び浄土真宗の多数派の主張は、神社崇敬を絶対的に拒否するというものではなく、神社（特に府県社以下）から宗教的因素（説教・葬儀・祈禱・神札・お守り）を取り除いて非宗教化（記念碑化）せよというものだった。これ以降神社問題が取り上げられるたびに、キリスト教・浄土真宗はこの主張を繰り返し、政府にその実現を迫つていった。この主張を当時の神社局の官僚たちは「神社倫理化運動」と呼んでいたらしい（『神社局時代を語る』一七六頁）。

それでは、一連の問題に対する政府の対応はどのようなものであったのか。当時、神社局長を務めていた塚本清治の答弁は次のようなものだった。「政府として神社を崇敬するやうにしたい所からして、これを奨励し指導してゐる。されど政府として未だ曾て神社の崇敬若くは参拝を強制した事実はない」（『全国神職会々報』第一〇九号、大正五年三月、二四八—二四九頁）

塚本局長は、大正五年一月の『全国神職会々報』（一〇八号）に寄稿した「神社に関する注意」

と題する論文でも、次のように書いていた。

「敬神は、我國民一般が持つべき精神であり而も宗教の信仰と衝突するものではない。（中略）宗教上の信仰は國民の自由であることは憲法の保障する所であります。今更申すに及びませぬが、敬神の念は我國民道德として日本臣民の持つべき精神である。従つて参拝するといふことは固より之を強制すべきことではありませぬけれども、併ながら此美風は獎勵作興すべきことと考へるのであります」（一五三頁）

「神社崇敬を非宗教の國民道德と考えて、獎勵はするが、強制はしない。これが大正期の政府の基本方針だった。

その後、何らかの理由によつて、國民に精神的團結を呼びかける教化政策が必要になると、その具体策の中に、神社参拝、神宮大麻の頒布、神棚の設置の獎勵が散見されるようになつていつた。たとえば、①第一次大戦後の社会不安に対処するために内務大臣・床次竹二郎の提唱によって地方局が主管して展開された民力涵養運動、②関東大震災からの復興を目指して渙発された大正十二年十一月の「國民精神作興に関する詔書」に基づいて企画された運動、③三・一五事件の後に、「思想国難」に対処するために、民政党内閣が提唱し、新設された文部省社會教育局を中心とした教化総動員など、がそれである。

そして、こうした教化運動の中で地域によつては強制に当たるような事例が生じていたことも事実のようだ（赤澤史朗「近代日本の思想動員と宗教統制」校倉書房、参照）。

宗教制度調査会での論議沸騰

明治末期から大正期にかけて、大本教などの新宗教が大きな勢力に成長し、政府は神仏基の他に新宗教をも包括する統一的な宗教法規制定の必要を感じるようになつた。そこで、政府は大正十五年五月に宗教制度調査会を設置し、主な宗教の代表者や宗教学者を委員に任命して、政府作成の宗教法案を審議させた。その審議は六月一日から始められ十月十六日に終了した（この草案は昭和二年一月に貴族院に提出されたが、審議未了で成立しなかつた）。

この宗教制度調査会での審議において、宗教法案が取り扱う「宗教」の範囲が問題となり、それが神社を宗教と見るべきか否かの議論へと発展した。こうして、神社問題がはじめて公式の場で集中的に討議されることになった。ここでは、西本願寺の花田凌雲や宗教学者の姉崎正治が、府県社以下が行なつておるお守り、祈禱、神葬祭などの具体例を挙げて、「神社非宗教」論など虚構であるとして追及した。

これらの追及に対する政府の回答は、「神社参拝については、一般国民の参拝は自由であり、政府として強要する意思はない。ただ小学生に集団参拝を実施するのは、単に教科書に載つてゐる「神社崇敬」の「訓練」を行なつてゐるにすぎず、教育の一手段として実行してゐるまで、上級学校学生や一般国民まで強制しようとするものではない」というものであつた（大正十五年六

月四日、第三回総会。

この政府回答は従来の主張を繰り返したものにすぎないが、この宗教制度調査会における議論の過程で、委員の中から次のような意見が出されるようになったのは注目に値する。

「政教分離の原則は西欧でも厳格に実施されておらず、神社を他の宗教とは法的な権限性格を異なる公認教として明確に規定することは、現憲法の規定と必ずしも矛盾するものとは言えず、また神社問題解決のためにも必要である」（小野清一郎「宗教法案の法理的批判」「中央公論」大正十五年九月。以上、赤澤「近代日本の思想動員と宗教統制」参照）

昭和四年十二月には、政府は神社制度調査会を設置した。これは「官國幣社への公費支出」と「府県社以下への神饌幣帛料の支出」を実現して以後の神社界の運動目標であつた特別官衙の設置要求（立宮運動）と、キリスト教や浄土真宗から提起されていた「神社問題」の解決、この二つの圧力に押されての措置だつた。

神社制度調査会が設置されてまもない昭和五年一月、真宗各派協和会が「卑見」と題する声明を発表し、同五月には、キリスト教五十五団体が「神社問題に関する進言」を発表した。いずれも神社における宗教行為を禁止する法的措置を求めたもので、神社の倫理化（記念碑化）を政府に迫つたものだつた。

これと時を同じくして、高名な憲法学者の佐々木惣一と美濃部達吉が、相次いで『中外日報』

に持論を掲載し、神社の信仰や宗教行為を国民に強制することはできないと論じたことはすでに述べた。

このような環境の中で開催された神社制度調査会においては、当然、「神社問題」が議論されることとなつた。後に加藤玄智は、当時の状況を振り返つて、こう述べている。

「当局は、飽く迄神社神道非宗教で推し通うさうとする。そこで反対論者は、その隙に乘じて、然らば当局はその平素の主張通り、神社神道非宗教の実を擧げて貰ひ度い、神社の御守札祈禱の如きは、早速禁止して欲しいと主張する。斯くて神社神道は次第に去勢され、影が薄くなり、遂に消滅に瀕して行く。さうなれば神社存立の余地がなくなる。これでは神社がたまらない。当局は神社の為めに計つて忠ならんとして、却つて神社を窮地に陥れ、斯る不結果を見るに至る。こゝに当局の神社対宗教政策は破産に瀕した」（『神社問題の再検討』一八五一八六頁）

「神社非宗教」論の徹底が声高に叫ばれ、それが神社の記念碑化、形骸化への道であることが明瞭になつてきた。こうして、ついに、神社局設置以来の不動の公式見解であつた「神社非宗教」論の見直しが検討されはじめた。神社の宗教性を認めた上で、なおかつ特別扱いを可能にする理論と立法が追求されようとしたのである。

秘の修正案

今日の神社の大部分を包括しているのが宗教法人・神社本庁であるが、ここには神社制度調査会関係の貴重な資料が所蔵されている。その資料の中に、昭和五年二月十日に開催された神社制度調査会幹事会において合意された「憲法第二十八条に所謂臣民たるの義務と神社との関係」と題する秘文書がある。やや長文であるが、これまでまったく紹介されていないものなので全文引用してみよう。

秘

憲法第二十八条に所謂臣民たるの義務と神社との関係

昭和五年二月十日開催せられたる神社制度調査会幹事会に於て標記の問題に付き討議したる結果大体に於て左記の通り意見の一一致を見たるものと諒解す。

神社と国民個人との関係に於て神社崇敬の実質が宗教的内容を有するものと認むる以上は、憲法第二十八条の所謂信教の自由は神社にも其の適用あるものと解せざるべからず。然れども信教自由の原則の中に在りても、必ずしも総ての宗教が対等の地位を占むるものと断すべきらず、蓋し神社は一面に於て国民個人の崇敬の対象（神社の私的方面）たると同時に、他面に於て國体と不可離の関係あるに基き、國家の宗祀たるの性質（神社の公的方面）を有するも

のなれば、國民が之に対し相当の敬礼を表すべきことは國家に対する忠節の義務の一部にして、臣民たるの身分に付隨する不文法上の義務なりと解すべく、此の意味に於て神社は信教自由の原則の中に入りても他の一般の宗教と全然其の範疇^{はんちゅう}を異にするものなり。約言すれば、神社は國家の宗祀なる特殊の性質（神社の特殊性）に基き、信教自由の原則の中に入りて他の宗教に比し優越なる地位（神社の優越性）を有するものなり。

（神社に対し相当の敬礼を表することが臣民たるの義務なりと謂ふと雖も、神社は其の特殊性に基き制度上普通宗教の圈外に置かれたるものなれば、右の義務は法律上之を臣民の宗教に対するの義務と称すべきものにあらず）

然れば、憲法第二十八条の解釈としては、臣民は神社に対し相当の敬礼を失はざるの限に於て信教の自由を有するものと解せざるべからず。而して、神社に対する相当なる敬礼の範囲限界如何は各個の場合に就て具体的に之を判断するの外なく、立法論としては各種の法令の規定を為すに当り、一般宗教に比し神社の優越性を明瞭ならしむることに依りて義務の限界を明かにすることを得べし。

今二三の具体的問題を仮設して神社に対する相当の敬礼の範囲を例示すべし。

一、寺院仏堂等宗教上の施設に対する不敬の行為は社会の秩序に関する罪となし、公然不敬の行為ありたる者を処罰する足以足るも、神社に対する不敬の行為は皇室及び国体に対する罪となし、公然ならざる場合にも之を処罰すること現行刑法の皇室又は神宮に対する

不敬罪と同様にするを妥当とす。

二、如何なる行為を以て神社に対する不敬の行為と認むべきやも各個の場合に就き具体的に之を判断せざるべからず。例ば、神社の祭祀に参列せざるが如きは、夫れ自身は不敬と認むべからざれども、参列して而かも祭式に違反して拝礼を為さざるが如きは、不敬と認むべきものならん。例ば又、靈魂の不滅を信ぜざるが如き言行は自由なるべきも、公然神社の神靈の存在を否定するが如き言行は神社に対する不敬と認むべき場合あるべし。

三、神符守札の授与を受くることは臣民の自由にして之を受けざることは神社に対する相当の敬礼を失ふものと謂ふべからず。個人の依頼に依る祈禱に付亦同じ。但し、之を妨ぐる行為は神社に対する不敬の罪とならずと雖も、説教葬式等を妨ぐる行為と同一の部類に属し、社会の秩序に関する罪となすべし。

四、学校教師が児童を引率して神社に参拝すると否とは、上司の指揮命令に違反せざる限に於て当該教師の自由に属す。何となれば、学生に対し神社の尊貴なる所以を以て説示し、敬礼をなさしむるが如きは、神社の特殊性を教授するものにして、宗教の教義を教へ宗教家の儀式を執行するものにはあらざるが故に、所謂宗教教育にはあらざるなり。

又右の場合に於て参拝を拒否する児童に対し、学校の教育方針に服従せざる者として之を懲戒することは、信教の自由を害するものにはあらず。

神社制度調査会の幹事とは、要するに事務局のことと、入江俊郎、星野輝興、池田清、飯沼一省、宮地直一がそのメンバーだった。彼らは、調査会の答申によつて「神社非宗教」に固執する内務省の態度を改めさせようと考えていた。このような事務局の内意を背景に、昭和五年二月二十八日から七年十月十一日まで、神社制度調査会では、神社宗教・非宗教の議論が戦わされた。非宗教論の代表格は昭和天皇に法学・憲法学を御進講した法学者の清水澄（よしづき とうる）であり、宗教論の代表格は同じく法学者の寛克彦（かんかつひこ）だつた。寛の議論は、先に紹介した昭和五年時点での美濃部達吉の主張とほぼ同じであるが、興味深い箇所を一部紹介しておこう。

「外国辺り（あた）では既にそう云ふ訳で、信教の自由と云ふことは尊重して置きながら、教ゆる段になるとさつさつと遠慮なく致して居るのであります。日本では教ふべき教を遠慮して神社を形式化し、そして一方で力を以て一般を強制しようとする。其為に偽つて神社は神の信仰を本質とせぬなどと云ふ者の存することはまるでとんちんかんと思ふ。それからしてそれと同時に、実修の方は参拝とか祈願であるとか種々なものがありますけれども、是は銘々が進んで心からしてやらうと思つて来る所に意味があるのであります。実には是は自由でなければならぬことであります。唯だ教へと密接の関係がありますから、教へに依つて其自由の心を発揚して行く訳であります」
(昭和七年十月十一日・神社制度調査会第二十四回特別委員会議事録)

神社制度調査会は約二年八ヶ月をかけてこの問題についての議論を重ねた。私の考えでは、も

う暫く同じ社会状況が続いていたならば、政府が「神社非宗教」の立場を拠棄して、神社を宗教と認め、当時のヨーロッパに存在した公認宗教制度（国民に信教の自由を認めつつ、特定の宗派に保護と統制を加える制度）への移行を宣言していた可能性は十分にあつた。ところが、昭和七年十月二十五日以降の調査会の議論は、この問題に決着をつけることなく、具体的な神社制度の補強策へと論点を移してしまつた。

その原因は、時勢の急変、つまり満州事変の勃発、溝口駒造の言葉を借りれば「軍隊の吹き立てた進軍喇叭の力」による時代の空気の一変であつた。特に、上智大学事件によって、この問題は、事实上、もはや議論する必要のない解決済みの事柄となつてしまつた。それでは、上智大学事件とは何であり、その後にどんな影響を残したのか、それを次節では記してみよう。

その前に、少し寄り道をして、先に引用した幹事会の秘文書の「一」にあつた神社に対する「不敬」の問題について解説しておきたい。それは、この問題が、「国家神道とは皇室神道と神社神道を直結したものである」とする村上「國家神道」論に対する有力な反証となつてゐるからである。

戦前の刑法にあつた「不敬罪」の対象は、元来は天皇皇族及び皇陵（天皇皇族のお墓）に限られていたが、明治四十年の刑法改正によつて、これに伊勢の「神宮」が加えられた。ところが、伊勢神宮以外の神社については、いわゆる「不敬罪」の対象とはされず、刑法第八十八條（神祠、

仏堂、墓所其他礼拝所に対し公然不敬の行為ありたる者は、六月以下の懲役若くは禁固又は五十円以下の罰金に処す】において、寺院や墓所と同様の保護を受けていたにすぎなかつた。この状況を改めて、まさに神社と皇室祭祀とを刑法上直結しようとしたのがこの⁶秘案であつたわけだが、結局、実現されることはなかつたのである（葦津珍彦「帝国憲法時代の神社と宗教」参照）。

「神社問題」を一変させた上智大学事件

第一部で述べたように、宇垣軍縮の結果、大正十四年以降、中学校以上の学校に現役将校を配置して、生徒に軍事教練を施す体制が整えられていた。この制度は、大学と私立学校については、自主的な申請制であつて決して強制ではなかつた。しかし、平時おいて、学校教練を受けない一般の者の兵役期間が二ヵ年であつたのに対して、高等教育機関において学校教練の課程合格者には、その二分の一以下の十ヵ月で除隊できるという特典が与えられていた。したがつて、特に私学の高等教育機関にとっては、兵役期間短縮の特典確保は学生募集、学校の存立にかかわる重大問題となつた。こうして、この制度については、「教育に対する軍国的侵略」などの批判が多くつたにもかかわらず、施行と同時に多くの高等教育機関が現役将校の配属を申請した。そして、昭和六年九月の満州事変以降、この制度が教育界を揺るがす大問題を引き起こすことになつたのである。

昭和七年五月、上智大学に軍事教練のために配属されていた将校が学生を率いて靖国神社に参拝したところ、数名の学生が信仰を理由に参拝を拒否した。これが事件の発端である。この報告を受けた陸軍省は、自己の管轄下にある靖国神社への参拝拒否を重大視し、文部省に対して、上智大学への将校配属の停止を申し入れた。細かな経緯は省略するが、事態を重視した駐日ローマ教皇使節と東京大司教は、九月二十二日、文部大臣に対して、「学生・児童の神社への敬礼は愛国心と忠誠心を現はすものなりや否やを正式に回答せられたき旨」を申し入れた。これに対し、文部省は、九月三十日に「学生生徒児童の団体が要求せらるる敬礼は愛国心と忠誠心とを現はすものに外ならず」と回答した。この正式回答を受け取った東京大司教アレキシス・シャボンは、十月十七日付で、全国の各関係学校に文部省の回答を通知するとともに、「今後学生生徒児童にしてカトリック信者は団体参拝に参加すべきものなる事を通告」した（久保義三「昭和教育史・上」一四二頁以下参照）。

上智大学事件解決直後の昭和七年十一月、文部省は「児童生徒に対する校外生活指導に関する件」（文部省訓令第二十二号）を発し、小中学校における校外教育の一貫として、伊勢神宮並皇居遙拝、神社参拝、神社境内清掃、忠魂碑・戦病死者・孝子・節婦等の墓碑の清掃・礼拝を正式に位置づけた。こうして、満州事変以前には小学校のみに限定されていた神社参拝が、上級学校まで波及することになったのである。

ちなみに、このような軋轢があつたにもかかわらず、戦後、日本を占領したマッカーサー元帥から靖国神社の存廃について意見を求めるべく、カトリック（メリノール会のバーン神父とイエズス会のビッター神父）は、その廃止に反対した。理由は、次のようなものであつたという。

「靖国神社の存廃はその本質にかかることで、こんどの戦争の正不正とは関係がありません。いかなる国民も、祖国のために身命をとした人びとに對して、尊敬を表わし、感謝を獻げることは、大切な義務であり、また権利でもあります。ですから、戦没者の墓碑に対しては、敵国民といえどもこれに敬意を表わしているではありませんか。いま靖国神社は神道の単なる靈廟ではなく、国民的尊敬のモニュメントであることを申し上げねばなりません。なぜなら、そこには、神、仏、基いづれの宗教を問わず、戦没者の英靈が平等に祀られているからです。したがつて、このようなものを廃止するのは、国民の大切な義務と権利を否定することになりはしないでしょうか？」（志村辰弥「教会秘話——太平洋戦争をめぐって」聖母文庫、一〇四—一〇五頁）

この戦後の言動を見ると、上智大学事件における大司教の判断は、「軍の圧力に屈して、信仰に反して妥協した」とまでは言えないようだ。

拒否できない空気の醸成

神社・教育行政への軍部の参入、カトリックの「神社非宗教」の容認という事態の急展開によ

つて、政府は誰はかかるところなく「神社非宗教」を主張し、それに基づいた政策を打ち出せるようになつた。このために一般国民に対する官憲の違憲行為に対してもやは批判できない空気が醸成されていつた。以後の主な動きを列挙してみよう。

昭和四年十月の世界恐慌の発生以来、農村の荒廃には著しいものがあつた。そのため内務省は昭和七年八月に「国民更生運動計画要綱」を立案し、農林省は同年十月に「農山村経済更生計画樹立実行方針」を地方長官に示した。さらに文部省は精神教育などの内容を盛つた「教育要項」を提示した。これらはいずれも農村の自立更生を促すものであつたが、運動開始にあたつて自力更生祭が行なわれたり、中心者たちが神社に参拝して農村再建を誓つたりということが各地で行なわれた。

昭和十年五月、岡田啓介内閣は「選挙肅正委員会令」を発し、長年の懸案であつた選挙浄化の運動にとりかかつた。この選挙肅正運動においても、全国の神社で一斉に肅正祈願祭を行ない、県によつては、肅正委員の辞令を神前で交付したり、投票所の正面に天照大神を奉祀して投票者が一々礼拝柏手して投票するというようなところもあつたといふ。

昭和十二年七月に支那事変が勃発すると、近衛内閣は事変の急速な発展に対応して国民生活を戦時体制化するために、翌八月に「国民精神総動員実施要綱」を決定し、九月には近衛首相の名で「国民精神総動員に関する件」を内閣告諭として発し、国民精神総動員運動を開始した。この運動の中で、県庁の職員が神社に集団参拝したり、工場従業員が集団参拝する等のことが励行さ

れた。また、靖国神社の春秋の大祭に天皇が参拝される時間に合わせて、サイレンなどを合図に全国国民が一分間の黙禱祈念することが定められた。

清水幾太郎は『論文の書き方』（岩波新書）という本の中で、自らが昭和十四年十月八日付の『東京朝日新聞』に書いた「敬神の思想」という短いコラムを紹介して、「この運動〔国民精神総動員運動〕の一部として、神社の前を通る時は、歩行者も、車内にいるものも、必ず敬礼をせねばならぬということになっていた。私は、この全く馬鹿らしい、しかし、國家権力によつて強制された習慣（？）に対しして小さな皮肉を言つたつもりなのであつた」（一三一四頁）と書いている。

さて、昭和十三年二月には、同志社大学理事である西尾幸太郎の日本組合基督教会演説会における発言が問題となり、憲兵隊から喚問されるという事件が起こつた。これをきっかけとして各地方の国民から憲兵隊へキリスト教に対する質問が寄せられた。そこで、三月、大阪憲兵隊特高課長はこの質問を十三カ条（八百万神に対する見解や、天皇とキリスト教の神との関係など）にまとめて、大阪市内のキリスト教教師並びに教育家に質問状を送りつけた。さらに、四月には、国民精神総動員運動への協力と称して、所属信者に対して神宮大麻の奉安を説得することを要請する文書を、キリスト教教師・教育家に送りつけた（田川大吉郎「國家と宗教」昭和十三年八月、参照）。

第三次宗教団体法案（昭和十四年四月公布、十五年四月施行）を審議した昭和十四年の第七十四回議会の様子はすでに述べた。この審議の中で、荒木貞夫文部大臣は、神社参拝を拒否する宗教団

体や宗教教師はこの宗教団体法によって取り締められることを明言した。つまり、宗教教師については業務停止、宗教団体については認可の取消し、それに従わない場合には、六ヶ月以下の懲役もしくは禁固または五百円以下の罰金という処罰を受けることになったのである。国民個人については、神社参拝は道徳的な義務であって、法律的な義務ではなく、それを罰する法律は存在しないとされたものの、事ここに至つて、信教の自由は事实上否定されたと言つてよいだろう。

以上、これまで続けてきた事実についての検証をここでまとめて箇条書きにしてみよう。

①近代の全期間を通じて、俗説がいうように神社参拝が「法的に」国民個人に強制された事実はない。

②明治期には国家的な神社がほとんどなく、参拝強制など起こりようもなかつた。

③大正初年から小学校における参拝などをめぐつて「神社問題」が発生したが、政府は「神社非宗教」の立場にたちつつも、国民に崇敬は奨励するが、参拝は強制しない、小学校においては神社崇敬の訓練として行なうが、上級学校では実施しないとの立場だつた。この見解は大正期を通じて維持されたが、地方行政のレベルでは、強制に等しい行為が散見されたのも事実である。

④キリスト教や浄土真宗が推進した神社倫理化運動が大正末から昭和の初めに大きな盛り上がりを見せ、このままでは神社が形骸化されてしまうとの危機感から、神社制度調査会内部で

密かに「神社非宗教」論の抛棄が計画された。

⑤満州事変後に起きた上智大学事件の結果、カトリックが神社参拝を非宗教行為だと認めたことによつて問題が急展開し、神社参拝は上級学校にも波及した。

⑥政府が推進した国民教化政策や軍部の神社・教育行政への介入などによつて、昭和十年代には参拝拒否は事实上困難になつていき、ついに、宗教団体法の制定に際して、参拝を拒否する宗教団体は認可しないとの方針が打ち出された。ここに至つて、憲法第二十八条は事实上、空文と化した。



第四章 「神社非宗教」論とは何だったのか

「宗教」は不变なのか？

神社参拝が国民個人に法的に強制された事実ではなく、事実上の強制も国家レベルでは満州事変以後だった。とすれば、「神社非宗教」論についての従来の俗説、つまり「一般国民に対する神社参拝の強制と、帝国憲法が認めた信教の自由との矛盾を「まかすための理論だつた」という説明がまったくの誤りであることは明白だ。それでは、「神社非宗教」論とは何のための理論だつたのか？その意味の変遷をあらためて説明してみようというのが本章の目的であるが、議論を始める前提として、どうしてもしておかなければならぬ作業がある。それは、「宗教」についての固定観念を取り払うということである。

宮沢俊義は、「神社非宗教」論を批判して、「神社が本来宗教であることは明らかである」（憲法II 三四九頁）と書いている。この議論には、人間は目の前で起きている現象そのものを見てい

るのではなく、観念を通して現象を捉えているのであり、しかもその観念は不变のものではなく、生成し、変化し、消滅するものであるから、時代が異なれば人間の認識はまったく違つたものになる可能性があるという洞察がまったく欠落している。いわば、人間は観念という色眼鏡をかけて物事を見ているのであり、そのレンズの色が変われば、同じ物を見ても違つた色に見えるのが当たり前なのだ。

さて、それでは、「宗教」という観念は、明治初期と今日とで同じなのだろうか。同じどころではない。明治初期には「宗教」などという観念は存在しなかつた。むしろ、この観念は、西欧との再接触という近代の体験を通じて生まれ、変遷してきたものなのだ。「宗教」という観念を「物差し」にたとえれば、何が宗教なのかを判定する「物差し」そのものが存在しなかつたり、変化したりしているわけだから、物差しで計られるほうの「神社」だけを取り上げて「本来宗教である」などと、超歴史的に断定できるわけがない。

私は、明治初期には「宗教」という観念はなかつたと言つた。なぜ、そんなことが言えるかと言えば、今日私たちが用いている宗教という観念を表現する言葉がなかつたからだ。表象する言葉がないのに観念だけが存在するなどということはあり得ない。

それでは明治初期に「宗教」という言葉が存在しなかつたのかというと、そうではない。「宗教」という言葉は確かに存在していた。しかし、その意味内容は「仏教の最高の境地（宗）とそこへ到達させるための言説（教）」ということで、ごく単純化すれば、「宗教＝仏教」だった。

だから、この意味で言えば、神道はもちろん、キリスト教も「宗教」ではなかつた。

この「宗教」が、今日用いられているような諸宗教を包括する言葉へと変化しはじめるきっかけは、キリスト教を中心とするものであつたとはいへ、一応包括的な観念を含んでいた「religion」という外来語の翻訳語として用いられたことにあつた。しかし、いまなり「religion」 = 「宗教」と訳語が固定化されたわけではなく、明治初期の段階では、宗旨、神教、信教、神道など、さまざまの訳語が当てられていた。それが、一応「宗教」に固定されるようになつたのは、明治十四、五年のことだつたと言われてゐる。

日本人は開国によつて、包括概念としての「religion」に出会い、その訳語を模索した。それは、同時に、「宗教」の中身を模索する作業でもあつた。しかも、静かな環境で、時間をかけて模索しているわけにはいかなかつた。近代国家となるためには、宗教の自由を認め、それと政府とを分離しなければならないという原則が同時に輸入され、国内の宗教状況と相俟つて、その政策的実現が喫緊の課題となつたからである。

このような流れの中で、「宗教」の中身が、仏教とキリスト教を中心として、その共通部分、つまり、「個人の内心の救いを求め、布教と葬儀を行なうもの」として理解されるようになつたのは、いくつも自然なことだつた。そして、そこからすれば、近世においてそのようなものにかかわつてこなかつた神道が「宗教」ではない、と理解されたのもまた当然だつた。

このような自然な思考の流れを底流とし、浄土真宗による「大教院分離運動」や神道界の「祭神論争」という事件を経て、官国幣社神主に対する布教と葬儀を禁止するという政策が採用され、ここに、行政上の概念としての「神社非宗教」論が、その最初の姿を現すことになった。つまり、何かを「まかして神社が非「宗教」とされたのではなく、「宗教」という観念が創出される過程の中で、それと対をなして「神社非宗教」という観念もまた生成されたのである。そして、以後の政策は、生成された両概念を軸として展開されることになった。

「神社非宗教」論を厳しく批判した加藤玄智も、「神社非宗教」の生成当時については「賢明な政策であつたので、一時此の方策は成功」（『神社問題の再検討』四四頁）したと述べている。それでは、なぜ、彼はそれを批判するようになったのか。加藤は言う。

「時勢は變々と進歩する。學問研究も次第にその視野が広げられる。十九世紀以降東西両洋の文明は長足の進歩をした。宗教学は最早かう云ふ風に神道信仰神社神道を以て、宗教に非ずとする立場を是認しない様にさして來た。（中略）そこで今日では神官神職の人でも、腹の奥底を叩けば、神社神道が宗教であると云ふことを是認しない人は先づ無い様になつた」（同頁）

つまり、宗教をできるだけ広く捉えようとする宗教学という學問の輸入・興隆によつて、大衆の「宗教」觀も変化・拡大していくのである。山口輝臣はこの加藤の指摘をヒントにして、十九世紀と二十世紀とでは、日本人の「宗教」觀は大きく異なるものになつたと論じている

（「明治國家と宗教」参照）。すると、皮肉なことに、政府が神社局と宗教局とを分離して、「神社非宗教」の立場を鮮明にした時期には、すでに国民の「宗教」観が変化しはじめており、もはやその理論が素直には受け入れられ難い時代が到来しつつあつたということになる。

“政治的意味”的変転

国民の間における「宗教」観の変化が私たちの目から隠されてきたことが、「神社非宗教」論についての俗説をはびこらせた原因であつたことは間違いない。しかし、それだけではない。もう一つ大きなことがある。「神社非宗教」論が、神社と仏教（特に浄土真宗）の現実的な利害に対して持つ意味も、時代によつて曰まぐるしく反転しつづけたのだが、このこともまた顧みられなかつた。国民の常識のみでなく、政治的意味もまた変化しつづけたということだ。

「神道非宗教」が具体的な政策決定にかかわる観念として最初に語られたのは、「大教院分離運動」においてであつた。この運動の中で、真宗側は「神道は宗教ではない。宗教だとすれば、祭祀を国民に実行させることはできないぞ！」と主張して、祭政一致をかかげる政府の肝を冷やさせた。一方、この時点での神社側は、「祭政一致は政教一致でなければならぬ」と、むしろ神道宗教論の立場にたつていた。

明治初期の宗教問題の帰趨を理解するためには、藩閥と宗教との歴史的関係をも頭に入れておかなければならない。端的に言つて、長州閥は戦国時代以来、真宗とは同盟関係にあり、特に幕末における協働から、西本願寺とは切つても切れない関係になつていた。島地黙雷などの長州出身の末寺僧侶が維新後に西本願寺の主導的地位につけたのも、長州閥との関係を抜きにしては考えられない。他方、もう一方の藩閥の雄である薩摩は、平田篤胤の復古神道を奉じ、大の真宗嫌いで、西南戦争の後になつてようやく薩摩で真宗の布教ができるようになつたという具合だった。したがつて、薩長の力の消長がそのまま宗教政策に反映されたのも当然の成りゆきだった。

神仏合同布教を目指して明治五年に設置された教部省は、もともとは島地黙雷たちの建言を受け入れて作られることになつたものだつたが、実際にできあがつたときには、長州閥のリーダーたる木戸孝允も、島地も、遣欧使節としてヨーロッパにいた。そして、最高責任者として留守政府を預かっていたのが薩摩の西郷隆盛だつた。こうしてみれば、神仏合同の研修所兼説教所として設けられた大教院に、なぜ造化三神が祀られ、神主仏徒の姿となつたのか、容易に理解できるだろう。

歐州から帰国して、この現状に衝撃を受けた島地は、真宗を動かして「大教院分離運動」を開することになるが、その理論的裏づけが「神道非宗教」論だつた。そして、彼らの運動が功を奏したのは、いわゆる「征韓論」に西郷が敗れ、大量の薩人が政府を離れて、教部省の実権が長州閥に帰したためだつた。

この時点では、真宗は「天照大神は天皇の祖先として敬崇するが、造化三神などは宗教信仰と対立するので尊奉できない」との論理を政府に認めさせることに成功した。そして、以後の真宗は皇室祭祀に対しては常に敬虔な態度を取りつづけた。これは基本的にはキリスト教でも同じだった。だから、皇室祭祀について「神社問題」のような紛議が起きることはなかつたのである。

「祭神論争」が起きると、布教と葬儀を仏教の独占市場として確保するために、真宗は「非宗教たる神社の神主が宗教行為たる布教や葬儀を行なうことを禁止しろ！」と政府に迫つた。神主が布教を続ければ、またもや内部争いが生じ、それによって天照大神の權威さえ傷つきかねないことを危惧した政府内務省は真宗の主張を受け入れた。しかし、それは紛議の收拾のために、この問題については真宗の主張を採用したというにすぎず、「神社非宗教」を神社政策全体に貫徹させようとまでは考えなかつた。だから、財政的な考慮から神社を切り捨てなければならないとなれば、平気で「神社は国民の信仰によつて維持されるべきだ」との立場をとつた。これが「官国幣社保存金制度」だった。

明治初年には「國家の宗祀」ということで、社領を没収され、世襲も禁止されたにもかかわらず、実際には末端の神社から次第に寺院並の扱いに切り換えられ、挙げ句の果ては、布教や葬儀まで非合法化されていく。府県社以下はもう完全に日陰者扱いだつた。もうここまで追い込まれ

たのなら、押しつけられた「神社非宗教」を受け入れ、それを逆手にとつて、明治初年の「国家の宗祀」という宣言を政府に実行してもらおうではないか。これが「神祇官興復運動」を開いた神主たちの論理だつた（ここまで議論の史料的裏づけを知りたい方は、拙著『近代政教関係の基礎的研究』参照）。

十年以上にわたる運動の結果、明治三十三年に神社局が設置され、「神社非宗教」が政府の公式見解となつた。さらに三十九年の「官国幣社国庫供進金制度」と「府県社以下神社神饌幣帛料供進制度」とによつて、一応、「全神社が国家の宗祀であること」が確認された。同時に、内務省の有力部局たる地方局が神社を地方自治の中心施設として積極的に利用しようとした。

こうして、神社を封じ込めるために真宗が高唱した、行政概念としての「神社非宗教」が、一転して、小学校における神社参拝を強制し、地域によつては、神棚の設置や神宮大麻の挙受をも強要する論理に転化した。しかし、元来が真宗側が高唱した論理であり、しかも、政府を動かす梃子として「国民全部が祭祀に参加できるように」という主張を盛り済みであつたから、いまさら神社参拝を全否定することはできなかつた。そこで真宗が要求したのが、神社非宗教の徹底、すなわち倫理化、記念碑化、形骸化ということだつた。

国民の「宗教」観が変化する中で、この主張は次第になつていき、ついに、このままで神社が実質的に滅ぼされかねないとの危機感を抱く人々さえ現れるようになつた。昭和四、五

年のことである。こうして、神社制度調査会の幹事たちは、内々に、「神社非宗教」を抛棄して、神社を「宗教」と認めた上で、ヨーロッパ並の政教関係を制度的に実現する方向に調査会の議論を導こうとした。

ところが、満州事変後の上智大学事件の結果、カトリックが神社参拝を「非宗教」行為だと認めるという事態が起り、ここにまたまた勢力関係が逆転して、真宗やキリスト教側が「神社非宗教」論によつて追い込まれることになつたのである。

つまり、「神社非宗教」論というのは、何らかの特定の目的のために政府が人工的に作り上げたというようなものではなく、その当時の国民の常識と、宗教団体や藩閥の利害関係・勢力関係から生まれ、それらの変化とともに、その政治的意味をえていった観念なのである。

「国家神道」による宗教弾圧？

ここまででは、国家神道「幻想」の基本を構成する「神社参拝の強制」と「神社非宗教」論について、その誤謬を明らかにしてきた。もはやこれで十分だとも思うのだが、あと二つほど副次的な要素が残つてゐるので、これについても簡単にふれておこう。その一つが「国家神道による宗教弾圧」と呼ばれるものである。この例としては、明治初期の天理教などに対するものと、大正

期の大本教に対するものを挾んで、昭和十年代の神道系諸教団に対するもの、さらに、その後の反戦反軍的言論を展開していた仏教、キリスト教系教団に対するものなどが挙げられるのが常である。

このいわゆる「弾圧」の主体が、神主や学校の教師であつたならば、「国家神道」の定義の中に収まるわけだが、そんなことがあるわけもなく、もちろん実行主体は警察だった。したがつて、これを「國家神道」によるものだと主張するためには、その際の警察の思想、組織、行動、根拠法などを分析し、解明する必要があるわけだが、実は、そのような実証研究はほとんどない。私が知る限りでは、この点に関心を払つて論文を書いているのはたつた二人、多く見ても四人くらいである。そして、そのいずれの論者も、「国家神道」を「弾圧」の原因だとは見ていい。

その一人、葦津珍彦は「新宗教への干渉の法理」について、次のように論じている。

「帝国憲法時代に新宗教を弾圧するのに、もつとも普通に適用されたのは、警察犯処罰令であつた。同令の第二条には『左の各号の一に該当する者は三十日未満の拘留又は二十円未満の料金に処す』とあつて、三十七項目の該当行為を列挙してゐるが、その第十六ないし十九には、次のやうな事項がある。

十六 人を誑惑^{きょうわく}せしむべき流言浮説又は虚報を為したる者

十七 妄に吉凶禍福を説き又は祈禱符呪等を為し、若は守札類を授与して人を惑はしたる者

十八 病者に対して禁厭・祈禱・符呪等を為し又は神符・神水等を与へ医療を妨げたる者

十九 濫に催眠術を施したる者

これらの者は、裁判官の正式裁判を待たないで、警察署で簡単に拘留することができた。天災地変について論じ、現世利益について説教するやうな新宗教の教義は、ほとんど右の十六号および十七号に該当するものとして、拘留された。科学的になんらの根拠のない「流言浮説」をもつて「人を誑惑」し、「妄に吉凶禍福」を説く者として断罪されたのである。新宗教は、病人に対して祈禱をしたり神札・神水・神薬等を与へることが、今日でも多く見られるが、それらの者が、科学的医療を妨げるものとして処罰された。このやうな行為が、警察限りで簡単敏速に処罰されたので、ほとんどの新宗教は、大きな宗団を形成しえない前に、潰されてしまった。

この新宗教への弾圧を、戦後になつて、国家神道の宗教圧迫のやうに論ずる者があるが、それは誤りであらう。警察犯処罰令の思想は、國家神道といふべきものではなく、むしろ啓蒙的科学合理主義である。それは啓蒙的科学合理主義の宗教圧迫とでも称すべきものである」（傍線引用者、「帝国憲法時代の神社と宗教」二四五一一四六頁）

「宗教弾圧」に関する警察の思想について述べているもう一人の論者は伊藤隆である。伊藤は、本来共産党を壊滅させるために制定された治安維持法が昭和十年代になつて、大本教、新興仏教

青年同盟、天理本道、日本灯台社などの検挙に使われたことについて次のように書いている。

「これは当初の治安維持法の趣旨からは想像もつかぬことであった。たしかにある面で圧迫された新興宗教団体が、宮下氏も述べているように（特高の回想）一四〇頁以下）、いわゆる右翼団体と関連して行動化し、また陸軍や宮中への工作などを行っていたことはたしかである。しかしそれにしても治安維持法の適用は自然とはいえない。その背後に当初の対象たる日本共産党が壊滅してしまっているにもかかわらず膨大化した【特高】網、思想検事等々のそれに関連する官僚組織の自己保存という組織の論理を想定しないわけにはいかないだろう」（傍線引用者、『昭和期の政治』山川出版社、三五二頁）

つまり、仕事が無くては特高組織を維持できないので、無理矢理仕事をするために、治安維持法を拡大解釈して、宗教団体を「弾圧」したというのである。

かつて福沢諭吉は名著「帝室論」の中で「苟も日本國に居て政治を断じ政治に関する者は、其主義に於て帝室の尊厳と其神聖とを濫用す可らず」と論じたが、伊藤の指摘の通りであつたとすれば、特高は、まさしく自己保身のために「天皇の権威」「國体の尊嚴」を濫用し、そのために、天皇や神道に対して後々までも謂れのない非難が浴びせられるというとてつもない重罪を犯したといえよう。

このように説明したとしても、世の中には、根拠があろうと無からうと、証拠の有無に關係な

く、何がなんでも天皇や神道を否定したいという人がいる。だから、「直接の原因ではないにしろ、弾圧に利用されたのが怪しからぬ。悪用されるようなものは棄ててしまえばいいのである」といった非理性的な暴論を展開する御仁^{ごじん}がいないとも限らない。そういう御仁^{ごじん}に対しては、ならば私たちがまず棄てなければならないのは、最強・無敗で、今日でも盛んに利用されている戦争イデオロギーである「民主主義」ではなかろうかと申し上げておこう（長谷川三千子「神の国」発言に耳を傾けよ）参考（加地伸行編著「日本は「神の国」ではないのですか」小学館文庫）。

もう一つ付け加えると、私たちはこの問題に取り組む際に、無意識のうちに「政府が宗教を押さえ込むことはよくないことだ」という前提にたつてしまっている。しかし、歴史事実を明確にし、的確な解釈を得るためにには、一旦そのような先入観を棚上げにする必要もあるよう思う。たとえば、三谷博は、明治維新がフランス革命やロシア革命と比べて著しく犠牲者の少ない改革であつた理由を探求し、その原因の一つとして、幕末の民衆の「世直り」運動が権力の獲得とは結びつかない限定された宗教運動にとどまつたことを挙げている（明治維新とナショナリズム』山川出版社、三四六頁）。この現象は、従来の民衆宗教史上においては、「堕落」とか「限界」とかいう言葉で評価されてきたものである。三谷の指摘は、それとは正反対で、とらわれない自由な発想の大切さを教えてくれているように思う。

海外神社も「国家神道」?

朝鮮や台湾における神社政策や宗教政策まで含めて「国家神道」と呼ぶ人がいる。しかし、私は、法体系も管轄官庁も異なる新領土での政策を、何の検証もせずに内地と同一視するのは、学説としてはあまりにも杜撰すぎると思つてきた。そこで、まず、日本本土の実態を究明し、その後で余裕があれば、朝鮮や台湾についても研究してみようという考えだつた。

ただ、ここまで書いてきて、朝鮮や台湾の問題にまつたくふれないというのも何か物足りない。そこで、手元にあつた研究書を読み返してみると、ほぼ日本本土と歩調を合わせて政策が推移している様子が見えてきた。日本本土におけるのと同じように、海外領土においても最大の問題とされているのは「神社の強制参拝問題」である。そこで、その問題を中心に、朝鮮と台湾の様子を見てみよう。

まず、朝鮮についてだが、私の知る限り、強制参拝問題を正面から取り上げた学術的な業績としては、韓哲曦著『日本の朝鮮支配と宗教政策』(未来社、昭和六十三年)がもつとも詳しくて、かつ新しいものである。

韓は、まず、日本の“統治初期においては、神社参拝強制などはほとんどなかつた”(一五八

頁) と書いている。朝鮮にあつた全神社数は、大正八年の時点で、神社三十六、神祠四十一、大正十四年の時点でも神社四十二、神祠百八というのだから、もちろん、朝鮮人全体に参拝を強いるには数が絶対的に不足していた(一六三頁)。

大正十四年十月十五日に朝鮮神宮の鎮座祭が行なわれたが、それを目前に控えた同年七月、京城基督教連合会が総督府に要望書を提出して、「神社に対する取扱が、宗教的色彩を有する間は、学校職員及生徒に対し之が参拝を強制せず、父兄又は各自の自由に任せられたき事」等を申し入れた。これに応えて、総督府は学務局長の名で「生徒児童の神社参拝に関する件」と題する通牒を各道知事に発し、「理解なき者に之を強ふるとも教育上効果を収め難き義に付、(中略) 不理解に基く紛糾等生ぜざる様慎重御考慮の上、貴管下各学校職員を懇篤御指導相成度」と命じた。この対応について、韓は、総督府は「總鎮守として朝鮮神宮を建てたものの、それを皇民化政策を推進する程には、制度的にもイデオロギー的にも至つていなかつた」(一六四—一六九頁)と述べている。

この政策が変化するのは、昭和七年からのことであり、しかも、参拝の強要は学校から始まり、締め付けが厳しくなつたのは昭和十年代になつてからだつたという(一八〇—一九六頁)。こうしてみると、朝鮮の場合も本土とほぼ同じ歩みをしていたことがわかる。

それでは、台湾のほうはどうだつたのか。もつとも詳しく、かつ新しい研究である蔡錦堂著

『日本帝国主義下台灣の宗教政策』（同成社、平成六年）を読んでみよう。

蔡によれば、日本の台湾に対する宗教政策は放任期、調査期、弾圧期の三つに区分できるらしい。放任期は明治二十八年の台湾領有から大正三年頃までで、後藤新平民政長官が有効な統治のために打ち出した「旧慣保存」という方針の下に、台湾の風俗、習慣、宗教はほとんどそのままの状態で保存された。

第二の調査期は大正四年から昭和五年までで、大正四年に西来庵事件という漢氏族系台湾人の大規模な反乱が起き、その原因の一つとして宗教や迷信の存在が考えられたために、大規模な宗教調査が行なわれるようになったのに始まる。しかし、このときも総督府は「在来宗教が日本の利益あるいは社会の治安の支障にならない限り、その迷信を容認する一方、台湾人に『正シキ信仰』を教育すべし」（六四頁）という方針だつたため、台湾人に神社参拝などが強制されるということはなかつた。

第三期の弾圧期は昭和六年頃から終戦までで、内地と同じく満州事変をきつかけとしているが、「敬神崇祖精神が強く要請されてきたのは、およそ昭和八、九年頃からのこと」（八四頁）であったという。もう少し詳しく言えば、「神宮大麻奉斎の要求は昭和七年（一九三二）からであり、もう一つの神社中心の『一街庄一社』建設の強要は昭和九年（一九三四）から始まつたものである。それに台湾在来宗教に対する『改革・改善』などの統制措置が最初に提出されたのは昭和十一年（一九三六）の時である」（一一頁）

「神社中心」のスローガンがはつきり打ち出されたのは、昭和九年のことであつたと言われるが、当時、台湾に存在していた神社の数は、二十五社にすぎず、これではとても地方の敬神崇祖の中心とすることは無理だつた。そこで、総督府は同年九月に「神社建設に関する件」を出して、行政の最末端単位である「街庄」一つに一神社を建設するという「一街庄一社」の方針を打ち出した。この方針をそのまま実現するとすれば、「台湾全島に約三百の神社を新たに創建」（二三三頁）しなければならなかつた。しかし、財政その他の問題があり、結局、終戦の時点できえ、台湾全島に存在した神社は、「官幣社一・國幣社三・縣社一一・鄉社二〇・無格社二〇及び台灣護國神社・建功神社計六八社」（一四〇頁）にすぎなかつた。

台湾においても、神社参拝は学校において実施されるようになり（大正八年から）、一般の人民に対しても、支那事変以降に強く奨励されるようになつたらしい。ただ、台湾の場合、多神教的な風土のためか、「拒否」する例はあまり見られなかつた（一五七頁）といふ。

むしろ、台湾において問題となつたのは、神宮大麻奉斎と神棚設置の強要の「副産物」として行なわれた「台湾人家庭正序改善運動」や、「迷信打破・陋習改善」をスローガンに強行された「寺廟整理運動」だつた。

「正序」とは台湾における家庭祭祀施設であり、「正序改善運動」とはそれを日本風に改めさせようというものだつた。「寺廟」とは、道教、儒教、仏教の三教が混合されてできあがつた台湾の在来宗教施設の総称だが、その「寺廟」を整理なし撤廃しようとしたのが「寺廟整理運動」

で、昭和十三年から十五年にかけて猛威を振った。この運動は、「皇民化政策」の悪しき側面の象徴として、また、台湾人の伝統的信仰を破壊しようとしたものとして、台湾の「廢仏毀釈」と言われるほどに評判が悪い。たしかに、これは朝鮮でも行なわれなかつた暴挙といつていいだろう。

ただし、この「寺廟整理運動」は、大東亜戦争勃発直前の昭和十六年十月に中止されている。寺廟整理中止の根本原因の一つとして、蔡が「日本の南方進出と絡んで寺廟整理はすでに台湾一島の問題だけでは済まず、南方地域の宗教政策、統治と大きく係わってきたこと」（二八六頁）を挙げているのは興味深い。この意味は、蔡が引用している宮本延人著『日本統治時代台湾における寺廟整理』の記事を見るとよくわかる。

「寺廟整理が大東亜戦争の直前に米英によつて宣伝の具に供された事を注意しなければならぬ。昭南島〔シンガポール〕よりの帰朝者によれば英國はマライ人及び華僑に対し、若し日本が侵攻する事があれば必ず宗教圧迫を試みるであらう。日本は回教や華僑の在来信仰を弾圧して、代ふる事にしてするであらう。この実例は台灣の寺廟整理であると宣伝したと云ふ。又比律賓〔フリーピン〕宗教工作隊の帰朝談によれば、米国の宣伝は日本は侵攻すれば直ちに基督教の圧迫を試みるであらう。その後には神社を建立する。即ち台灣の例の如しと云ふ同様の宣伝を試みた」

昭和十年代に日本が台湾で実施した「寺廟整理」が、日本の海外統治の伝統的方法そのものであると米英によつて宣伝されたため、あわてて日本がそれを中止したという指摘は実際に富んでいる。

たしかに、ホルトムも “Modern Japan and Shinto Nationalism” の中で次のように書いていた。

「日本が極東における霸権を握つた結果として起つた國際現象としてそのこと自身よりもつと注目されることは、祭政一致という概念により、政治行政の機關として本国の神々のために神社を建立することが必要だつた事実である。日本国民の性格とこれに緊密に結びついてゐる神道の信仰および儀式の性質から見て、日本が政治支配をするところでは必ず、日本国家の中心的、宗教的利益に対して被征服国民を心から服属させようとする強烈な決意が随伴せずにはおくまいとか考えられないものである。そして日本軍隊の行くところがならず日本の神々があるということになるのである」（訳書二一四頁）

そして、たしかにこのよくな断定の根拠として、台湾における昭和十年代の「同化政策」を挙げてゐるのである（訳書二二六頁）。

その後、このホルトムの主張は見事に村上重良によつて受け継がれた。村上は「植民地の神社」について、次のように書いてゐる。

「創建神社の一系統として開拓地、植民地、占領地の神社があつた。これらの多くは、海外神社

とよばれたが、その大半は国家神道の侵略的性格を露骨に現わした宗教施設であった。（中略）これら地域には、在住の日本人を崇敬者とする神社が創建されたが、その本質は、日本の支配する土地には、日本の神々が降臨するという、国体の教義に立つ宗教侵略であつた」（『国家神道』一九二一―九三三頁）

この流れを見れば、海外においても、本土と同じように、昭和十年代の政策がそれ以前の時代に投影されて、「國家神道」像が創作されたことが明瞭だ。

ちなみに、フィリピンを占領した日本軍は、米英の反日宣伝を意識したのだろうか、ここがカトリック地域であることを考慮して、日本カトリックの神父たちを送つて宣撫活動に当たらせている（志村辰弥「教会秘話——太平洋戦争をめぐって」参照）。

第五章 「幻想」を必要としているのは誰か

体験を客観視できない戦中派

「よくもまあ、こんな『まやかし』が戦後五十年以上も続いてきたものだ」「どうして『幻想』が消えなかつたのか、そちらのほうがむしろ不思議だ」

これが、ここまで書いてきての私の率直な感慨である。

そうなると、「どうして消えなかつたのか」、その理由を追及してみたくなつた。そもそも実証研究によつて実態に迫るなどということにはあまり興味がなく、ただただ「天皇」や「神道」を非難できればそれでいいという研究者がいるのは事実である。また、こまか�研究はできても、それを用いて全体像を描けるだけの見識や勇気を持ち合わせず、どんなに新しい史料や事実を発見しても、結局は「古い革袋」の中に押し込むことしかできない学者が多いのもまた、確かである。

しかし、「現人神」「國家神道」については、もう少し別な特有の事情が潜んでいるような気がする。その一つは、自らの体験を客観化できない「戦中派」と呼ばれる人々の存在である。特に、実際に戦場に出ることなく、教育を受けただけで敗戦を迎えた世代に、この種の精神構造をもつた人物が多いようだ。私には、その最近の代表格が梅原猛であるように見える。

本書の第一部の冒頭でも紹介したが、梅原は教育基本法の改正に対する反対を表明した文章の中で、「教育勅語の精神は結局、天皇を唯一の神として、その神のために死ぬことを根本道徳とし、一切の道徳をこの根本道徳に従属させる精神であった。これはまさに日本人の精神を長い間培養してきた仏教、儒教、神道及びそれらに養われた伝統、文化の否定以外の何ものでもない」（『朝日新聞』平成十四年十一月十七日）と書いている。

もう何度も言い、これ以上繰り返したくないが、これは完全な事実誤認である。というよりも悪質なデマと言つたほうが正確だ。梅原には、古代以前に関する業績は山のようにあるが、近代に関する実証的な業績は一つもない。梅原ほどの学者が、「未知の分野について発言する場合には、少なくとも先行研究を調べなければならない」というくらいの常識を持ち合わせていないと考えられない。とすれば、このデマに現れているのは、「単なる無知」ではなく、自分が生きた時代に対しては決して実証的な検証の目を向けていないという「強烈な無知への意志」ではないだろうか。

この硬直した「知」の有様は何に由来しているのか。それを考えはじめたとき、ふと、梅原猛著『天皇家の『ふるさと』日向をゆく』（新潮社、平成十二年）を読み終えたときの異様な感じを思い出した。日本の神話では、天孫降臨から神武東征までの間、皇室の御祖先が九州の日向にいらしたとされている。この本は、記紀神話の記事には事が反映されているのではないかと仮定して、日向におられたとされるニニギノミコト、その子供のヒコホホデミノミコト、その子供のウガヤフキアエズノミコト、その子供のヤムヤマトイワレビコノミコト（神武天皇）たちの足跡を辿ろうとしたものである。

その探求の旅も終わりに近づいたころ、宮崎市内にある「八紘一宇」の文字を刻んだ巨大な塔と、知覧特攻基地のことについてが及んだ。すると突然、それまでの冷静な分析や軽快な推理の文脈が乱れ、梅原の文章が変調を来した。ここまで梅原が展開してみせる推理の妙を楽しんでいた私は、唐突な変調に驚き、呆れ、そして、ゾッとした。

梅原は、養母に『軍人は人殺しが商売だから、絶対になつてはいけない』と教えられたと語りはじめ、反戦思想の持ち主であつたにもかかわらず将来への希望を失つて特別操縦見習士官の試験を受けたこと、日本の戦闘機の名前が言えなくて、試験官に「非国民」と罵られて不合格になつたことなどを書き連ねている。そして、もし試験に合格していたら、自分も知覧の記念館に写真がかざされていたかもしれないと言い、なぜ、日本の軍部は勝ち目のない戦争を早くやめなかつたのか、そうすれば、特攻隊の出撃も、沖縄の戦闘も、広島・長崎への原爆投下も起きなかつた。

たではないかと批判している。ここでは、アメリカ側が「無条件降伏」に固執している中で、日本だけが一方的に戦闘を止めることなどできたのかというごく初步的な問題さえ顧みられていない。

さらに、梅原は続ける。特攻作戦を考え出されたのは、軍人にとって学徒兵や予科練など「とるに足らぬ人間」だったからであり、「特に学徒兵に対しては、心から戦争に協力しているとは思われない知識人へのひそかな懲罰の精神が込められていたような気がする」と推測する。そして、「私はこれ〔特攻作戦〕を考え出したという大西瀧次郎中将や、これを国策として採用した東条英機大将は罪万死に値すると思っている」と述べ、この章を次のような言葉で結んでいる。

「このようなことを考えた鬼あるいは悪魔を、二度と日本の國から生み出してはならないと思う。このことがもしも神話の解釈によつて行われたとしたならば、そのような解釈の過ちを二度と繰り返してはならないのである」（以上、一九四一—一九八頁）

この文章を読めば明らかのように、梅原の個人的な体験と怨みは、閉ざされた閻の中での客観的な検討を加えられることなく放置されたままになつていて、まさに、竹山道雄が「あのころのくるしかつた印象に圧倒されて、それへの怨嗟から歴史に対するセンスを失つている判断が多い」（『昭和の精神史』一九頁）と嘆いたとおりである。

山本七平は「現人神の創作者たち」の冒頭において、自己の思想形成への無知がもたらす呪縛

の力を強調し、そこに客観的な検討を加え、一つの思想として捉え直すことの必要性を説いている。彼が「現人神」の検討対象として江戸時代を選んだことは、彼自身がやはり昭和に呪縛されていたことを示すものでしかなかつたが、結果はともかく、呪縛に対する認識そのものは正しかつたと思う。たしかに、「無知は呪縛を決定的にするだけで、そこから脱却する道ではない」(一頁)。

小林秀雄は「歴史とは、人類の巨大な恨みに似てゐる」(「歴史と文学」と言つた。その恨みとは「愛憎の念」のことだつたが、梅原の場合は、文字どおり、「怨み」であるらしい。

「一見理性的に組み立てられている梅原理論そのものが、実は、巨大な個人的怨みによつて生まれたものだつたとしたら……」

「その怨みが彼の思想の水底に響いている歌だつたとしたら……」

梅原の国家形成以前の縄文への憧れ、アイヌや沖縄への共感、そして律令神道、近代神道への否定的な眼差し、それらはあらためて「理性の光」の下で問い合わせなければならないのではあるまいか。

自らの体験を客観視できない戦中派が多いのとならんと、国家神道「幻想」が消えないもう一つの理由がある。どうやら、この蜃気楼を無くしたくない、無くなつてもらつては困ると思つてゐる人々がいて、一生懸命、それを創りつづけているようなのだ。

「国家神道」あるところに浄土真宗あり！

近代日本の政教関係や神道史を研究しはじめてもう一十年以上になるが、研究を進めていくうちに、疑問が深まっていったことがある。それは、「国家神道」の研究を進めていくと、なぜか、至る所で浄土真宗に出会うということだ。

まず、「国家神道」論の重要な柱である「神社非宗教」論を調べてみると、それが島地黙雷をはじめとする真宗僧侶が熱心に採用を主張したものだったことがわかった。「国家神道」論そのものを調べてみると、加藤玄智に始まると同時に、彼が「現人神」の創作者であることが判明した。さらに、驚いたことは、彼は真宗寺院の出身であり、神道を宗教であると主張していたにもかかわらず、自らの葬式は真宗方式で行なうようにと遺言していた（梅田義彦「加藤玄智」「神道宗教」昭和四十年十一月）。また、これは単なる偶然かもしれないが、「国家神道」の批判的研究者である安丸良夫も富山県の浄土真宗地帯の出身らしい（安丸「近代天皇像の形成」の「あとがき」）。さらには、現代の政教関係訴訟の原告には、必ずと言っていいほど真宗僧侶が名を連ねている。

これらの事実をどう解釈したらいいのだろうか。二葉憲香や福嶋寛隆といった真宗左派の研究者たちが主張してきた、「神道という国家に好意的な民族宗教」と「真宗という国家に批判的な

世界宗教（普遍宗教）の対決、「抑圧者としての神道」と「被抑圧者・抵抗者としての真宗」の対立、という図式では、どうにも納得できない。

なぜなら、「国家神道」を正当化するための論理だと言われてきた「神社非宗教」論は、多くの神主たちの憂慮・反対を政治的に押しつぶす形で、真宗側が政府に採用を迫つたものだつた。論より証拠、次の二つの文章を見ていただこう。

「神道は（中略）天祖太神立極垂統の大典にして、其道たる祭祀施政の外に出ざるは論を俟たざるなり、（中略）天祖立極の大典は、全国人民誰之を崇奉敬戴せざる者あらんや、其崇奉敬戴すべきは、國民の義務なれば也」

「彼等〔キリスト教徒〕は我邦の神社祭典を以て真神に背くの罪惡とし、實理に戻るの謬妄とせり。現に彼等は所在神社の祭典に与らず、獻灯祭資を拒絶せり。甚しきは他の祭典の式場に臨み、傲然罵詈して其非を公説せるが如きへ去年九月、神戸楠公社にて修せし某々の追忌祭席上に於て、米国宣教師アツキンソン氏が該祭典の非を講演せしの類く、すべて大胆にも本邦古來の礼典を廢絶せんとす。若し彼等が随意に其教を布宣せしめば、上は伊勢の大廟を始めとし、全国の官国県社より郷村社に至るまで、之を勦絶して跡なきに至らしめんば、彼等は満足を表せざるべし。而して祖先に薦事するの礼典の如き、絶へて再び其痕を見る事なきに至らん。是れ豈慎終追遠の道に於て毫も慊然なき者とせん歟、其世道人心を傷害し、綱常彝倫を滅裂する、豈國体皇室に關係なしとせんや」

この二つの文を書いた人物の名前を伏せて、どんな人物が何の目的で書いたかと思ひますかと聞かれたら多くの人々は何と答えるだろうか。おそらく、前者については、熱烈な、悪く言えば狂信的な神道家が、國民に皇室祭祀を強制するために書き、後者も同じような人物がキリスト教を排撃するために書いたのだろうと答えるに違いない。ところが、前者は明治十四年三月に真宗大谷派（東本願寺）の渥美契縁と鈴木慧淳が内務卿松方正義に提出した建白の中の一節であり（藤井貞文「出雲大社教成立の研究」四七七—四七八頁）、後者は明治二十二年七月の『令知会雑誌』に島地黙雷が書いた「此國家人民を奈何せん」と題する論文の一節なのである（島地黙雷全集）第四卷、六一頁）。

「現人神」にしても、神話に依拠する多神教的な天皇「神孫」論では不十分であるとして、加藤玄智が唱えはじめたものだった。そして、おそらくそれは、一神教に近い一向専念（阿弥陀一仏崇拜）を信条とし、法主が「生仏」とされ、戦国時代には門徒に対する生殺与奪の権まで握ったことのある真宗の信仰を通して見た天皇像ではなかつたろうか。つまり、神話ではなく、真宗信仰を投影された天皇像が「現人神」だつたのではないか。このような推論から、私は真宗大谷派の菱木政晴の次の考えに同意する。

「現人神信仰は、この法主生仏信仰の焼き直しではないだろうか。二つの信仰はきわめて似かよつており、成立は法主生仏信仰のほうが早いのであるから」（岩波ブックレット「浄土真宗の戦争賛

要するに、「国家神道」の主要な論理である「神社非宗教」と「現人神」、さらに全体像としての「国家神道」、すべて真宗関係者によつて創られたものなのである。したがつて、浄土真宗こそ「国家神道の創作者」であるという主張が成り立つ。つい最近まで、私はこのような理解で満足していた。しかし、あるきつかけで、この理解ではまだ不十分なのではないか、甘いのではないか、と思うようになつた。そのきつかけとは、平成十三年十一月に提訴された「靖国参拝違憲確認等請求事件」の原告である浄土真宗本願寺派僧侶・菅原龍憲の意見陳述書を読んだことだつた。

「国家神道」とは「浄土真宗」と見つけたり！

菅原は、小泉首相の靖国神社参拝を非難して、「國家の犠牲者となり、そして侵略戦争の加害者として死ぬことを余儀なくされた戦死者を『英靈』として称え、感謝することは国家の戦争犯罪を正当化し、その責任を回避するために戦死者を利用することであつて、それは戦死者をふたたび抹殺することになる」と書いている。「植民地支配において、アジアの人々の精神を徹底的に収奪し、破壊した国家神道、なお現在その国家神道の精神が生きつづけている靖国神社」と言い、「権力はつねに国民を法で支配するだけでなく、神々を背景にして、自らの安定を得ると

もに人々の内面収奪を謀つていく、これは今日まで連綿と伝統するわが国の権力構造です」と断定し、「国家の後ろ盾において、その非人間的行為を正当化しようとするものが靖国の本質であり、その正当化の教義こそ国家神道であります」と結論づけている。

菅原にとって「国家神道」とは、要するに、宗教的戦争イデオロギーであり、それを浸透させるための施設であるようだ。事実による裏づけを必要としない先入観というものが信仰の本質なのだとすれば、このようにいう宗教者がいるのも致し方ない。しかし、私がここで言いたいのは、そういうことではない。この陳述書に「国家神道」「靖国」とあるところを「浄土真宗」と入れ替え、「神々」とあるところを「阿弥陀仏」と入れ替え、さらに、「国家」とか「権力」とかを「真宗教団」と入れ替えるも何ら差し支えないということだ。むしろ、入れ替えたほうが、こととの本質がよく理解できる。それはどうしてか。戦争と浄土真宗の関係を辿つてみればわかる。

『島地黙雷全集』に面白い話が載っている。明治二十八年の話だが、黙雷のところに一人の軍人が尋ねて来て、軍人が立派に戦うためには生死についての確固たる信念が必要であると思うが、自分は軍事訓練に忙しくて宗教の研究をしたことがないので話を聞きたいと言ったというのである。どうやら、この軍人は、村上重良のいう「国体の教義」「国家神道の教義」では生死の覚悟が決まらなかつたようだ。そこで、黙雷は、浄土真宗こそ軍隊にふさわしい教えである、なぜなら、生きているときは忠良な臣民となり、死しては極楽往生できる道を説いているからであると

答えたというのである（第四巻、「軍人法話（仏教大意）」）。なるほど、真宗こそ戦争にもつともふさわしいとは、歴史に照らせば、すぐに納得がいく。なにしろ、「退けば無間地獄だ」といつて農民たちを駆り立て、多くの戦国武将を悩まし、一国を支配したことさえあつたのだから、歴史的実績から言えば神道など足下にも及ばない。

軍隊あるいは戦争と真宗との関係は、黙雷にとつては重要なテーマであつたようで、全集第四巻には「軍人法話（仏教大意）」の他にも、「真宗と軍人」（明治十二年）、「従軍布教の要点」（明治二十八年）、「軍人法話（一切衆生悉有仏性、如來常住無有變易の解）」（明治三十五年）、「戦争と仏教」（明治三十七年二月）、「戦争と仏教（傷戦軍人慰問講話）」（明治三十七年十二月）、「真宗安心と軍人の覚悟」（明治三十八年）などの文章が収録されている。

「戦争と仏教」と「真宗安心と軍人の覚悟」は日露戦争中に黙雷が各地で行なつた公演の一部だが、「真宗安心と軍人の覚悟」の中に黙雷の考えが端的に表明されているので、その部分を引用しておこう。

「看よ／＼我等が仏に心身を任せ奉るは、全く孝子が父母に従ひ、忠臣が君主に仕ふる心事と同様にて、父母の慈心を慰め、皇上〔天皇陛下〕の歡慮〔お心〕を安んじ奉るの外他事なき者なり。これ彼の「海行かば水つくかばね、山行かば草むすかばね、大君のへにこそ死なめ、のべには死なじ」と詠ぜし歌の意と符合する者なり。されば、真宗他力の信者たる者は、已に身を挙げて仏の大悲に任せ奉り、仏の光明中に照し護らるゝ身となれば、仮初にも我が得手勝手に使用せず、

専ら仏の恩徳に報ゆる事を勤めとし、称名念佛諸共に言行を慎み職務に励み、國家の用を勤めて皇上の聖恩に報酬せざるべからず。然れば、陸海軍人たる諸氏に於ても安心決定して生死に惑ひなく、往生の大事を仏の誓願に任せ奉れば、我が往く先は安堵安心にて、世にある間は仏の光明中にて、称名念佛諸共に勇間敷義勇奉公の勤めに奮發す可きが肝要である」（六五一頁）

後の世は弥陀の教へにまかせつゝ

いのちをやすく君にさゝげよ

日清戦争に際して真宗教団トップが門徒兵卒に与えたといわれる和歌である。このような教学の下に、真宗東西両派は積極的に海外伝導、従軍布教に手を染めていく。その本格化のきづかけは、日露戦争勃発直前の明治三十七年二月七日に、陸軍省が各師団長に対して、戦時・事変に際して僧侶や教師を戦地に同行してもよいとの達たらしを出したことにあつた。そして、残念ながらと言ふべきか、ここには神社神道の神職は含まれなかつた。なぜなら、明治十五年の内務省達たらしにより、神職には布教と葬儀が禁じられていたからである。この禁止が解除されて、神職にも従軍が許されたのは昭和十四年八月十四日だつたが、結局、敗戦までに従軍したのはたつたの二人だけだつた。つまり、戦地で将兵を鼓舞したのは仏教と教派神道、特に両本願寺の僧侶たちだつたのである。

菱木政晴によれば「真宗の寺院は、植民地の民衆にとって、仏教ではなく皇民化教育機関だつ

た」（『浄土真宗の戦争責任』五五頁） そうだが、大正七年の時点で、朝鮮における別院・布教所の数が、「大谷派で五八、本願寺派で三四」（同五四頁）に及んでいたという。前にもふれたが、当時、朝鮮の神社は三十六、神祠は四十一だった。

「ことに真宗大谷派寺院では、本堂の本尊阿弥陀如来のわきなどに『天牌』を安置し、門前に『天牌奉安所』と刻んだ石柱を建てていた。『天牌』とは、天皇尊牌の略で、『今上天皇聖躬万歳』『明治天皇尊儀』などと書かれた位牌のようなものである。（中略）植民地や海外の別院と布教所にはほとんどすべて天牌が設置される。（中略）これは、仏教の衣をまとつて天皇崇拜をさせる装置であった」（同五五頁）

戦争と真宗の関係史の最後に、昭和十年代における真宗関係者の発言を引用しておこう。

「尊き生命を国家に捧げて、名譽の戦死を遂げられた護国の英靈に対し、私共国民は衷心感謝と敬意とを致さねばなりませぬ」（横藤哲蔵『靖国神社の崇敬』昭和十四年六月 『戦時教学』研究会編『戦時教学と真宗』第三巻、永田文昌堂、二頁）

「いふまでもなく、日本の戦争は、それが、天皇陛下の御名によつて進めらるゝのであるから正しい。すなわち聖なる戦である。これはわれら国民の信念であり、実に日本の基本的性格である。ここに日本の戦争観の根底がある。そしてそれは大乗仏教の精神と一致するものである」（梅原真隆『興亞精神と仏教』昭和十四年七月 『戦時教学と真宗』第二巻、三〇三頁）

「今や我国は肇國の本義を發現し興亞の聖業に邁進しつつあります。そして聖戰既に第四年、畏くも御稜威の下、近く新支那中央政權の樹立を見ると聞き愈よ八紘一字の大理想の實現に近づきつつあります」（本多惠隆 昭和十五年一月二十五日、西本願寺第八八回宗会での執務方針「戦時教学と真宗」第一巻、三九五頁）

「わが国の天皇は現人神として、天つ神の御意のまに／＼治め給ふ国であるといふ信念は、必然的に天皇に対する絶対隨順の心を湧き出さしめ、國体に対する絶対信頼の情を起させしめる」（普賢大円「神ながらの道と淨土真宗」昭和十六年十月、池田行信「真宗教団の思想と行動」法藏館、一三五頁）
私は専門にして、昭和十年代の真宗が政府の弾圧によつて大量の殉教者を出したという事実を知らない。むしろ、「日中戦争が始まられ、総動員態勢が敷かれると、教団指導層は国家の協力を要請を待ちかねてでもいたように、門徒民衆の積極的戦争支持を実現すべく総力をあげて活動を展開した」（福嶋寛隆「戦時教学と真宗」第一巻「はしがき」二頁）という。とすれば、彼らは一向専念との矛盾を感じることなく、以上のような言説を駆使していただけだ。僧侶ばかりではない。「ほとんどの門徒民衆がそれに対しいささかの違和感もいだなかつたようにみえる」（福嶋、同頁）のだそうだ。

近代の戦争と真宗との関係を辿つてみて、私はこう結論づけざるを得ない。戦争との関係に焦点を絞れば、「國家神道」とはさましく「淨土真宗」のことである。「國家神道」の実態を見れ

ば、それを「国家真宗」と言い換えていささかも問題はない（なお、真宗教団の昭和十年代の言動について詳しく述べたい方は、「戦時教学」研究会編『戦時教学と真宗』第一巻～第三巻（永田文昌堂）を御覧いただきたい）。

マスク・イデオロギーとしての「国家神道」

菅原龍憲は意見陳述書の中で、次のようにも書いていている。

「私の父は、ニューギニア諸島、ニューブリテン島で『戦病死』したと靖国神社の名簿に記録されています。私は数年にわたり、靖国神社に赴いて靈璽簿より父の名前を削除してもらうようにお詫びをしました。父は僧侶であり、戦闘員でもあつたという、その無念さは私の心に深く刻まれています。記録には『龍音命（みこと）』と記されています。靖国神社の祭神として祀られることに深い屈辱をおぼえます」

菅原の父親は、真宗僧侶であり、戦闘員でもあつたといふ。当時、僧籍にあつたとすれば「戦時教学」を高唱する教団の方針に反対ではなかつたのだろう。反対でなかつたというよりも、戦地で他の兵士たちを「戦時教学」で鼓舞していた可能性が高い。とすれば、靖国神社に祀られていることに御本人は満足されているはずだ。ならば、菅原の行為は大変な親不孝ということになる。

私は菅原とは一面識もないが、まさか嘘を承知で父親の死をイデオロギー的利益のために悪用しているとは思えない。となれば、彼は本心から、こうしたピエロのような言動に及んでいることになる。どうして、そんなことが起きるのか。これは、戦後の真宗教団（特に左派）の歩みに起因しているようだ。

戦前の真宗の言動、特に昭和十年代の言動は、戦後の反戦平和の価値観とは相容れない。だから、過去の事実を正面から受け止めるることはとても「しんどい」ことだった。特に、戦後の価値観にどっぷりつかつた真宗左派（親鸞原理主義者とも呼ばれるらしい）の人々には特にそうだったろう。なにしろ、この事実を突き詰めれば、罪を犯した教団やその教団に所属しつづけている自分自身を否定しなければならなくなるからだ。

そこで彼らは、過去の事実をごまかすために、ある“からくり”を考案した。それが、「真宗の本質は世界宗教であつて、本来、原理的に民族宗教たる神道とは相容れない。真宗におかしな点があつたとすれば、それは民族宗教たる神道によつてもたらされた“歪み”にすぎない」という超歴史的・超現実的なテーマだった。つまり、罪を逃れたいとの欲求から架空の観念を創作し、それを真宗の本質だと主張することによって、いくら現実を突きつけられても、それは本質が歪められただけにすぎないとの言い逃れができるようにしたのである（この超歴史的な観念である「本質」を持ち出して、現実を否定ないし、「ごまかす」という真宗左派の論法は、加藤玄智の「国家的神道」論

と——奇妙にと言うおうか、当然にと言おうか——一致している)。

それだけではない。さらに覆いを完璧にするために、三つの行動に出た。一つ目は、「抑圧者としての国家と神道」対「被抑圧者・抵抗者としての真宗」という歴史を強引に描いてみせることだった。要するに、「歴史的に照らしてもこのテーゼは正しい」と見せかけようとしたわけである。たとえば、二葉憲香「島地黙雷——日本仏教思想史における地位」(『島地黙雷全集』第一巻「解説」)や福嶋寛隆「近代天皇制国家の成立と信教自由論の展開」(『島地黙雷全集』第二巻「解説」)などの論文がそれに当たる。

二つ目は、真宗内部の民俗信仰(特に先祖崇拜)を撲滅すること、そして、三つ目が神道(特に靖国神社)を敵視して、その罪悪を喧伝し、その矯正者としての真宗を世間にアピールすることである。この二つによつて、実践的に、民俗宗教ないし神道への敵対者としての真宗を現前させ、それによつて、戦前の体制と真宗が相容れるはずがないと、自分自身にも、世間にも思い込ませようとしたのである。

こうした戦後の「努力」の核をなしたものこそ、戦前の真宗の正体を覆い隠すマスク・イデオロギーとしての「国家神道」だった。このマスクを神道にかけておきさえすれば、真宗教団の旧悪も安心して暴き、糾弾することができる。したがつて、それは、言論や裁判の場などを通じて繰り返し、繰り返し披露され、上映される必要があつたのである。ここに「幻想」が消えなかつた理由がある。

ただ、真宗左派がその贖罪意識を満足させるためのスケープ・ゴートとして、「国家神道」を必要としたのが「幻想」存続の唯一の原因かといえば、それは違う。真宗ほどではないにしろ、戦争に協力した宗教団体は多かった。彼らにも真宗と同様に「国家神道」を必要とする心理が働いていたことは間違いない。

さらに、これらの団体とは一見正反対の立場に立つてゐるよう見える神社界にとつても「國家神道」は必要なマスク・イデオロギーだった。真宗の必要性が「やりすぎた」という意識に根ざしているとすれば、神社界のそれは、原田敏明の辛辣な表現を借りれば「何もしなかつた」、柔らかく言えば、真宗や日蓮宗関係者ほどには表立つて国家に貢献できなかつたという劣等感を癒してくれる虚像として必要だつた。いささか先人に対して酷な物言いではあるが、「神社非宗教」に雁字搦めにされて戦前の神主にとつては、祭祀の厳修以外にできることといつたら、國學院と皇學館の間での宮司のポスト争いに現を抜かすか、神社の地位向上運動に挺身するかくらしかなかつた（阪本是丸「近代の皇室祭儀と國家神道」三〇四—三〇五頁「國家と宗教の間——政教分離の思想と現実」日本教文社）。

神主がこの拘束から自由になつて、伸び伸びと政治運動ができるようになつたのは、むしろ戦後で、「紀元節復活運動」「剣璽御動座」復活運動」「靖国神社國家護持運動」「元号法制化運動」「政教関係訴訟への対応」などがその例である。ひょつとすると、この戦後の神社界の活躍が戦

前に投影されているのも「国家神道」幻想の一因かもしれない。

このような現実的・心理的な必要性とは無縁だったのが研究者だが、彼らも「国家神道」という言葉に絡め取られてしまつて、自由な発想に基づいて、とらわれない立場から政教関係を詳細に実証的に研究することはできなかつた。「国家神道」という言葉を前提とする限り、その研究は必然的に国家と神社神道との関係に限定され、政府とその他の宗教との関係は無視されるか、抑圧者と被抑圧者・抵抗者との関係としてしか研究されなかつた。私が以前から、政教関係研究においては、「国家神道」という言葉を「用いるべきではない」より正確に言えば、「前提とすべきではない」と主張してきたのはこのためだつた。しかし、暗黙の前提を崩す、疑つてかかるということは、土台を揺すぶられる不安を伴う。自由はあるが大きな不安をもたらす見方を探るよりは、安定した先入観の中にいたいと、心密かに願つている研究者は決して少なくない。

マスク・イデオロギーとしての「国家神道」が存続してきたのは、戦中派、真宗（その他の宗教団体）、神社界、研究者のそれぞれが、それぞれの立場からそれを望んでいたからだ。つまり、「国家神道」というのは、みんなが望んだ「共同幻想」だつた、というのが私の今のところの結論である。



第六章 屢氣樓が消えた後には？

再び「魔術」に欺かれないために——「演繹」の誘惑に打ち勝とう

日本最古の歴史書である『古事記』『日本書紀』が編纂された時代には、識緯説と呼ばれる学説があつた。曆数、すなわち十干十一支の組み合わせに従つて甲子の年には大きな政治上の変革が起こり（甲子革命）、辛酉の年には帝王が変わる（辛酉革命）という説で、これに従つて、実年代を大幅に過去に延長・改竄して日本の歴史が編まれた。今日の学者は、この行為を非科学的であるとして、その不明をあざ笑うが、当時の識緯説は文明国からもたらされた最新の学説だった。学者ほど「文明」「科学」「最新」に弱く、その名を冠した「魔術」に引っかかりやすい人種はないない。

現代においても、つい最近まで、歴史学者たちは「発展段階説」という名の識緯説を信じていた。世界の歴史は、支配者と被支配者との対立・革命によつて動き、原始共産制、奴隸制、封建

制（その末期が絶対王政、資本制（その末期が帝国主義段階）、共産制という順番で規則的に展開する）という説で、「科学的」を自称する学者たちが日本の歴史をこの図式に強引に当てはめるべく大真面目で議論していた。しかし、発展段階説そのものが怪しいのではないかという理性的な指摘は、科学を理解できない保守的迷妄にすぎないとして顧みられず、ソ連が目の前で崩壊するまで大勢が変わることはなかつた。

日本ファシズム論と呼ばれる学説があるが、これも発展段階説に依拠しており、そのまた亞種が「現人神」論や「國家神道」論だつたと言つていい。私は本書においてそれが「共同幻想」にすぎないことを指摘したわけだが、人々の間から、特に知識人の間から「魔術」を欲する心がなくならない限り、一つの「幻想」が消えても、また別の「幻想」が生み出されつづけることになるだろう。

魔術を求める心理は、「便利さ」「お手軽さ」「わかりやすさ」「手早い成果」を求める心からくると私は見て いる。

この心理を満足させてくれるのが「上からの演繹」^{えんえき}と呼ばれる方法論だ。まずある大前提となる原理をたてて、そこから下へ下へと具体的な現象に説き及ぶという研究方法である。あらかじめ基本的な構図を決めてかかるのであるから、それに都合の良い資料だけを集め、都合の悪いものは無視すればいい。自分の解釈と事実との矛盾に悩む必要もないし、時間も割合からない。だ

が、これではいつまでたっても、巨大な「魔術」からは逃れられない。

私は、どんなに時間がかかり、答えが見えない苦しみに悩まされようとも、安易な単純化の誘惑に屈することなく、複雑なものを複雑なままに理解することのできる工夫を求めていくべきだと思う。それには、やはり、竹山道雄が日本ファシズム論批判において示した「下からの帰納」と呼ばれる方法を実践しつづける以外にはないと思つていてる。

「歴史を解明するためには、先取りされた立場にしたがつて予定の体制を組み立ててゆくのではなく、まず一々の具体的な事実をとりあげてその様相を吟味するのではなくてはなるまい。前提された発生原因から事実へと下るのではなく、むしろあべこべに個々の事実から発生因へと遡るのではなくてはなるまい。固定した公理によつて現象が規定されるのではなく、現象によつて公理の当否が検証されなくてはなるまい。外から形をわりつけるのではなくて、その事自体についてその事がもつ形を見きわめるのではなくてはなるまい。考究の出発点は、うたがうことのできない現象が直接に語る意味を解読することからはじまらなくてはなるまい」（昭和の精神史）三八頁）

竹山の導きに従つて、学界や世間の「公理」を疑い、それを事実に照らして「検証」しつづけてきたのが、これまでの私の学究生活だった。それによつて、「共同幻想」からは自由になれたし、「共同幻想」生成の歴史についての「見通し」、つまり私なりの「仮説」も持つことができるようになつた。

それでは、蜃氣楼が消えた後、今の私には何が見えているのか。近代日本の思想と宗教制度についての課題と仮説、ほんの見通し程度のものにすぎないが、それを最後に記してみたい。

明治維新は「一揆」だった！

近代日本の思想と宗教制度についての見通しをどうつけるかということは、近代日本の出発点における課題と構想を何だと考えるのかという問題と密接に関連している。というよりも、その見方を土台として必要としている。しかし、それについては、私が自ら検証するというよりも、自分の分野で検証したことにもつともぴたりとくる他者の学説を当てにする以外にはない。そして、今のところ私にもつともしつくりくる学説は、坂本多加雄が『明治国家の建設』（中央公論社、平成十一年）の中で展開しているものである。

坂本は、歴史は「私たちの社会や国家についての物語的な問題解決や課題達成の願望を引きうけ、それを一つの『筋』のなかに表現する物語となつて示される」（九頁）という歴史哲学を前提として、「歴史家自身が願望する特定の問題解決や課題達成の願望によつて大きく規定されている」（同頁）従来の主観的な歴史記述（たとえば、唯物史観など）を排して、「ある特定の物語を絶対化して、それをもとに、特定の未来像に拘束されるといった隘路^{あいろ}に陥ることなく、日本近代史について、さまざまな立場からの全体像を提示する試みを展開」（二五頁）することの必要性を説いてい

ている。

その上で、「ひとつの物語の仮説的提示」として、あらかじめ用意された歴史発展の図式に現実の日本の近代史をはめ込むのではなく、また、研究者自身の問題関心や課題を当事者に投影するのではなく、逆に、日本近代史の当事者たちが、自らが置かれた状況や行動を、実際にどのような物語で理解していたかということから出発して、そこから、ひとつの統一的な歴史像を描くという方法を提唱している。「日本近代史の『筋』」を組み立てていく手がかりを、当事者たちの念頭にあつた物語のなかに探つてみよう」（一六頁）というわけである。

このような意図から、坂本は、岩倉具視、福沢諭吉、自由民権派らの言説を検討して、「有志の人」「志士」「公議興論」「君徳培養」などをキーワードとして抽出し、近代日本の出発点における課題と構想を次のようにまとめている。

「幕末期の観念状況において、さきの岩倉具視のいう『有志の人』は、『人材登庸』と『言路洞開』〔言論の自由〕の観念を背景に現実政治の場に進出し、さらに彼らは、「国体」観念を軸に全國」「皇國」「の民」という自覚に立ち、『元気』」「正氣」を奮い起こす主体として、そうした国民意識が要求する外交的課題の達成と、そのための新たな政治体制の確立を、『公議興論』の尊重をかかげることで実現しようとしたのである」（四二頁）

これは、昭和五十五年に明治神宮編で刊行された『大日本帝国憲法制定史』（サンケイ新聞社）

において、葦津珍彦が、大政奉還という事態にくわえた次のような解釈をいつそう精密にしたものが、だと言つていい（よく読むと、坂本説の骨格部分は、葦津珍彦「明治維新と東洋の解放」（皇學館大学出版部）の記述と酷似している）。

「かくして鎌倉幕府いらい七百年の伝統的な武門政治の制度は、急流のやうに変革されて行つたが、この間の思想の潮流としていちじるしいことは、『この国際的緊急時に際しては、日本国は天皇統治の統一国家としての本質を明らかにして、公議公論によつて国政を決定し、栄光ある国の独立を守らねばならない』との政治思想の原則が、あらゆる政派藩閥の別と対立との上にあって、何人も抗しがたい政治原則として確立されてゐた、といふことである」（三七頁）

要するに、天皇を中心とした公議政体の下で、人材を登用し、身分を廃止して「国民」を創出し、全国民が国家を支える体制を打ち立てることによつて、国難を乗り切ろうとしたというのである。

ところで、坂本は公議政治の採用は日本の伝統的なものの継承でもあるとして、平安時代の公卿の会議方式、徳川幕府の老中間の合議、村の寄り合いなどと一緒に「中世の『^{じゅうせい}一揆』と呼ばれる水平的な結合における神前の合議による伝統」（三〇頁）を挙げている。この日本流の合議制の伝統の延長線上に公議政治を位置づけるという発想は三谷博の提唱によるものようだ（明治維新とナショナリズム』二五〇—二五一頁）。

この「一揆」の伝統への注目はすぐれた見識だと思うが、位置づけが小さすぎる、低すぎる。なぜなら、私は、維新の理念や制度の一部に「一揆」の伝統が生きていたというようなものではなく、明治維新こそは欧米列強に対抗するために結ばれた巨大な国民的「一揆」そのものだったと思うからだ。

勝俣鎮夫が『一揆』（岩波新書）で説いているところを私なりに要約すれば、「一揆とは、今日では農民反乱のように思われているが、本来はそのような限定された現象ではない。中世に盛んだつた一揆とは、身分に関係なく、通常の手段では解決不可能な課題に対処するため、各人が従来のしがらみを超越して新たな共同体を創出することが必要になった場合に、結ばれたものだった。

たとえば、頼朝死後の鎌倉幕府において、評定会議が設置されたが、その際に、この会議を個々の構成員の私的利害（縁）を超越した公権力の執行機関とするために、ただ「道理」に従い、「一同一味」（一味同心）する（共同責任を負う）という「神仏への誓約書である起請文」が結ばれた。勝俣はここに「一揆」の伝統の起点を見ている。

この一揆の特徴を列举すれば、合議による意志決定と共同責任、さらには、「一昧神水」と言われる神仏への誓約と構成員間の平等性などである。この一揆は「日本の歴史の基層に生き続けた集団心性」（i.直）だったと勝俣は言っている。

一揆の要点をもつと普遍化して、「非常時に對処するために、神聖なもの下で、あるいは神聖なものを中心として、合議制や平等性を重要な要素として共同体を創出すること」と言い換え

るならば、それは何も中世に限らない。律令国家の起点となつた大化革新にあたつては、群臣を大槻の木の下に集めて盟約を結び、天神地祇に誓わせているし、さらに、神話にまで遡れば、岩戸隠れした天照大神に再び御出現いたく方法を神々が天の安の河原で話し合い、共同で祭祀を執行している。

とすれば、明治維新とは、時間的には神話の時代から近世までの、階層的には朝廷から庶民にいたるまでの、まさに日本人全体の集団心性の基層に存在する一揆の伝統を、近代の要請に応じて蘇らせて国民国家を創出した壮大な復活劇だったと言えるのではあるまいか。「祭政一致」の宣言、それを象徴する儀式として改革の断行を諸大名を率いて天皇が神々に誓った「五箇条の御誓文」の誓祭式、四民平等と国民皆兵の政策、中央・地方での議会の設置など、すべて「一味神水」「一味同心」の文脈で整合的に理解することができる。また、一見不可解に見える諸事実にも納得がいく。

たとえば、維新が一揆の伝統に連なるものであることを直感的に感じとつたからこそ、真宗の末寺に生まれた西光万吉は、維新の理想の徹底による部落解放の実現を模索し、天皇を中心とした国家社会主義の実現を夢見たのだろう（拙著「一刀両断 先生、もっと勉強しなさい！」国書刊行会）。一瞥したところでは単なる近代合理主義による神社の合理化・正当化にしか見えない水野鍊太郎の神社中心説にしても、「一味神水」の集団心性が当時の時代状況に応じて呼び出されたと見

る」ともできる。

「このような明治維新「一揆」史観とでも言うべき仮説の下で、思想や宗教制度の展開を語るとすればどうなるか。

「國体」という名の習合思想

明治維新が「聖なるものの下」での「合議」「平等」「共同責任（一体性）」を重要な要素とする改革だったとしたら、それを正当化する思想も、その具体的政策の一つである宗教政策も、当然に、その範囲内での、その要請を満たすためのものでなければならなかつたはずである。言い換えれば、「神聖なもの」の存在を前提とし、それを否定することはもちろんできないが、かといって「一味同心（国民統合）」を破るような思想を強要したり、政策を強行したりすることもまた、一時的にはともかく、長く続けることはできなかつたと考えられる。さらに、「国難の克服」というのが一揆の目的だったから、時代の状況や課題に即した表現が常に求められた。こうした視点から「思想」と「宗教政策」を眺めるとその変遷がよりよく理解できるよう思う。

ここで私が「一揆」の中心思想として想定しているのは「國体」という概念である。この言葉は、後期水戸学（特に会沢正志斎の「新論」）に源を発しているが、その後の近代日本の発展過程の

中で、しばしば議論の対象となり、その度に姿と内容を変えていった。内務省神社局編で「国体論史」（大正十年）という書物が発行されるほど、この観念は多様であり、議論も多かつた。

法学の分野に限つてみても、主な論争が五つも思い浮かぶ。まず、帝国憲法制定以前の明治十一年代に起つた議論がある。このとき、「国体」は、本格的に「主権」という西洋的な政治概念・法概念との関係で論じられるようになり、以後、国体論と主権論とは密接不離の関係になつていつた。次に、大正初年の上杉慎吉と美濃部達吉との天皇機関説論争。さらに、大正末年の治安維持法案をめぐる帝国議会での議論。昭和十年代の天皇機関説事件と国体明徴運動。敗戦後の国体の変・不变をめぐる論争。

なぜ、「国体」はこれほどまでに論争の的になる概念だつたのだろうか。単に内容が多彩だつたからというのでは理由にならない。おそらく、この観念に期待されたものが、重要かつ多様で、容易に单一の観念として組み上げることが難しかつたから、というのがその理由ではあるまいか。私見によれば、維新という「一揆」の中心観念である以上、当然に神聖なもの明示を必要とし、しかも國民國家の各構成員の多様な思想と本質的に対立してはならず、むしろ基本的な満足を与え、さらに時代の要請にも応えるものでなければならなかつた。したがつて、それは必然的に「習合的なもの」たらざるを得ず、しかし、習合されるべき各要素の統合はそれほど簡単ではなかつた。

「国体」を習合思想と捉えて、それに関する議論の変遷の中に、近代日本の課題と苦悩を読みと

る。これが、新たな展望を開く鍵のように私には思える。

平凡な政教関係——公認教制度

私は、明治国家建設の際の各分野に共通する課題は、国民的「一揆」の理念を制度としていかに表現するかにあつた、言い換えれば、「一味神水」の状態、聖なるものを中心とした平等的統合状態を、各部分においてどのように実現し、表現するのかにあつたと考えている。そして、この課題は、宗教政策の分野に典型的に現れていると思っている。

維新当初は、革命的復古の熱狂の中で、神道的なものが幅を利かせたが、それでは国民全体をまとめていくことができないことがわかると、あつという間に方針が転換された。その時々の状況に応じて、いかにすれば、国民統合を促進できるか、あるいは逆に、国民統合の妨げにならないか、そのような思考が宗教政策を貫く基本的な問題意識だつた。

この思考からすれば、国民大半の意思に反するようなむちやな政策が採れるはずもなく、試行錯誤の落ちつく先は誰もが納得するような平凡な制度でしかありえなかつた。それは何か。各国がそれぞれの歴史的由来に従つて、特定の宗派に特権を与え、統制を加えると同時に、他方で国民に対しても信教の自由を認めるという、同時代のヨーロッパで普通に見られた公認教制度がそれである。

私はここで近代日本の政教関係は、呼び名も自覚もなかつたが（ただし、一部の学者を除いて）、事実としては公認教制度だつたと言いたい。国民の信教の自由を前提として、神道（神社を含む）、仏教、キリスト教、新宗教が、それぞれの来歴に従つて、皇室や政府とそれぞれの距離と関わりを持ち、相互に影響を与え合いつつバランスを保つていたのが近代日本の基本的な政教関係の姿だつた。

この見方に立つと、「神社非宗教」論というのは、日本固有の事情と新來の思想との折り合いをつけ、神社に特權を与えると同時に統制を加えるための理論だつたと言うことができるだろう。

これは、當時としてはヨーロッパでも「普通」にみられた「平凡」な制度だつた。しかし、当時の日本が平凡な制度を採用するに至る過程、それを維持していく過程が平凡で平坦なものであつたわけでは決してない。むしろ、異常な努力が必要としたといつてよい。

なぜなら、日本の宗教事情は欧米に比べてはるかに複雑だつたからだ。キリスト教という單一の伝統を基礎として、その宗派間の相違だけを考えればいい欧米とは異なり、日本には、神道と仏教という二つの伝統宗教が存在していた。そこに近代の幕開けと同時にキリスト教という別の伝統宗教が入ってきた。さらに、さまざまな新宗教の発生という事情が重なつた。欧米がイスラム教という別の伝統宗教の進出と新宗教の出現という事態に直面したのは一九六〇年代以降のこ

とである。

その上、政策の基礎となる「宗教」という既成概念は存在せず、むしろ政策実施の試行錯誤を通じて確定していかなければならなかつた。つまり、当時の日本は、宗教政策についての基礎理論を学びはじめると同時に、欧米が九十年後に直面することになる高度な応用問題をもあわせて解くことを要求されたわけである。しかも、時代の流れは早く、国民の常識も急激に変化していく。試行錯誤の末に、ある政策を確定したときには、すでに国民の常識が変化している。しかし、一貫性を要求される行政にはなかなか臨機応変の対応が採れない。まさに、近代日本の宗教行政は、宗教という統合力と分裂要因とを合わせ持つた存在とどのような関係を結ぶべきかについての不斷の試行錯誤の連続だつたと言えよう。

最後はいささか抽象的な物言いに終始してしまつた。「国体」と「公認教制度」については、もう少し具体的な記述ができるではないが、今は決して十分なものではないし、もはや紙数も尽きた。したがつて、それについては、また、別の機会に譲りたいと思う。

本書の課題である「現人神」と「国家神道」は、すでに私の視界から去つた。その後に、「国體」と「公認教制度」という新たな課題が立ち現れ、解明を求めて居座つてゐる。なんだか、これからが本番だ、という気がしないでもない。

あとがき

「こんな学術的な論文を載せるなんて、『正論』編集部は度量が広いね」。本書第一部の基本をなす諸論文が雑誌『正論』（『現人神』を一人歩きさせたのは誰か）平成十三年十二月号から十四年三月号に掲載されたときの、ある研究者の言葉である。これは、拙論への評価というよりも、企画を進めてくださった上島嘉郎氏への賞賛の言葉として嬉しく聞いた（他の研究者から、「正論」編集部に評価のファックスが来たこともあつたらしい）。

その連載を読んで、「この論文は本にまとめるべきだ」と、P.H.P研究所を紹介して下さったのが、大阪大学名誉教授の加地伸行先生だった。加地先生との付き合いは、私が『諸君！』誌上で山折哲雄氏批判を展開したのに先生が興味を持つて下さって、拙宅へ電話をくださったことがキッカケだった。一回目の電話の時に私はあいにく家を空けており、後で、留守電に聞き覚えのない声で「大阪の加地ですが、また電話します」と入っているのを聞いて、「大阪の火事つて、なんだろう」といぶかしく思つたことが印象に残つている。

加地先生のお引き合せで知り合つたP.H.P研究所の方々は出版の適否を慎重に検討して下さ

つた。かなり硬い内容なので、部数の多い新書よりも、読者を絞った単行本のほうがいいだろうということで、学芸出版部の白石泰穂氏が本書を担当して下さることになった。

「一般読者を対象にした本で、高度かつ最新の学説を扱えるなどということは、一生に一度の機会かもしれない。だから、専門書と一般書とのギリギリの接点を狙つて書いてみたい。自分のこれまでの研究生活の文字どおり『中締め』になると思うので、大部のものになるをお許し願いたい」という傲慢・無謀とも言える私の申し出に、白石氏は快く（実は内心ヒヤヒヤ、もしかしたらワクワクしながら）応えてくださいました。

こうして書き上げてみると、研究を始めて以来の思い出が次々と頭の中をよぎっていく。私が近代日本の政教関係の研究を始めた頃は、この分野では不明のことが多い一方で、明らかに間違いだと断定できる議論が横行し、それが裁判にさえ影響を与えていた。とにかく、事実を明らかにすることでその誤りを正そうと考えて、原史料を読むことに没頭した。だが、膨大な嘘偽りのほんの一部を訂正するだけでも大変な労力と時間を要し、あせりを覚えることも多かつた。

昭和六十三年に皇學館大学に就職して東京を離れると、資料館に通つて事実を探求するという方法は使えなくなつた。東京にいれば、いつでも、五百円の交通費で通えたものが、伊勢からでは、たまに、二万五千円の交通費を払つて通わなければならなくなつたからだ。地方では近代史の研究は無理なのかと悩みつつ、試行錯誤を繰り返しているうちに、既成の資料集や当時の刊行

物を丁寧に読むという方法に行き着き、よくやくスランプを脱することができた。

そんな折り、恩師の一人である國學院大學の阪本是丸先生から、業績を本にまとめるることを勧められた。まだまだ一冊にするには不十分だとは思つたが、これからの方針性を確認するために思い切つてやつてみることにした。個別の論文を一冊にまとめてみると、十分だと思つていた分野が不十分だつたり、まだまだと思っていた分野が意外にもう十分だつたりした。研究者として一段上に行くためには、ただ論文を書きつづけるだけではダメで、一冊にまとめて、体系立ててみることの必要性を痛感した。

その本（『近代政教関係の基礎的研究』大明堂）を学位論文として國學院大學に提出したとき、審査委員長を引き受けて下さったのが阿部美哉先生で、口頭試問で阿部先生がおつしやつた言葉が、その後の私の研究の指針となつた。

「あなたの研究の細部はとてもすばらしい。しかし、全体像がはつきりと提示されてはいませんね。そこが不十分ですよ」

いい加減な全体像ばかりのこの分野にこまかに実証で挑んできた私としては、「お手軽な全体像に飛びつくから社撰な研究ばかりが横行するのではないか」と、内心で反発を感じないでもなかつたが、しかし、他方で「細かな部分否定をいくら繰り返しても、結局、世間のイメージを変えることはできない。全体像を変えようと思えば、思い切つて、自分が別の全体像を示すしかな

いのかもしれない」と深く納得した。

以後、自分なりの全体像を求めて、近代神社神道史の概要をまとめたり、日本大学の百地章先生や京都大学の大石眞先生等の御協力をいただいて、近代欧米諸国の政教関係との比較研究にも乗り出した。また、縁あって、一般読者に向かつて専門分野の知識を披露する機会にも恵まれ、わかりやすい文章を書く、一般人にでも興味を持つて読んでもらえるように見出しや表現を工夫する、といった訓練を受けることができた。

このように、本書は多くの方々の恩と縁と御指導の「結果」ではあるが、「賜物」と言えるほどに充実したものになつたかどうかは心許ない。喜んで下さる方もいれば、眉をひそめる方もいるだろう。膝を打つて同意してくださる方もあるれば、首を傾げる方、さらには、首を横に振る方がいるかもしれない。

以前、立花隆氏を批判した論文の最後で、実証史学における客觀性とは、客觀的に確定できる事実と、当時の人々の「主觀」と、歴史家自らの「主觀」と、この三者の危ういバランスの上に、おぼろげながら浮かび上がつてくる「像」を恐るゝ語ることなのである、と書いたことがある。他人による評価もさることながら、自分がどこまで自分自身の要求に応えることができただろうか。それも気にかかる。

とはいへ、評価も批判も、満足も不満も、その總てを自分の結果として受け入れて、さらに、もう一步前に行きたい。汲めども尽きせぬ魅力が、たしかにこの分野にはある。

平成十四年十二月八日 大東亜戦争開戦の日に

新田 均

著者専門論文一覧

- 平成九年四月 「近代政教関係の基礎的研究」 大明堂
- 平成十年二月 「近代政教関係研究についての一試論—「国家神道」論を超えて—」 「皇學館論叢」 第三十一卷第一号
- 平成十一年二月 「[國家神道]論の系譜(上)」「[國家神道]論の系譜(下)」「皇學館論叢」 第三十二卷第一号
- 平成十一年四月 「[國家神道]論の系譜(下)」「皇學館論叢」 第三十二卷第二号
- 平成十一年六月 「山口輝臣著『明治國家と宗教』を批判する—特に学説の整理と問題設定における学問的倫理性について—」 「皇學館論叢」 第三十二卷第三号
- 平成十一年七月 「近代日本政教関係の時代区分について」、憲法政治学研究会編「近代憲法への問い合わせ—憲法学の周縁世界」 成蹊堂
- 平成十一年十二月 「織田萬の著作における政教関係類型論の変化について」「明治聖徳記念学会紀要」 復刊 第二十八号
- 平成十二年十一月 「論文批評 高見勝利『架空のRegicide—國民主権下の「天孫降臨」神話—』を読む」
- 平成十三年六月 「書評 山口輝臣著『明治國家と宗教』」「宗教研究」第三二八号
- 「皇學館大學文学部紀要」 第三十八輯
- 平成十四年十二月 「島園進「國家神道」論の吟味(一)」「明治聖徳記念学会紀要」 復刊第三十六号



〈著者略歴〉

新田 均 (にった ひとし)

昭和33年、長野県生まれ。早稲田大学大学院政治学研究科博士課程に学ぶ。博士（神道学）。近代日本の政教関係を中心に、学際的な立場から実証研究を行なっている。平成10年、「比較憲法学会・田上耕治賞」受賞。現在、皇學館大学文学部助教授。「新しい歴史教科書をつくる会」理事。著書に、『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂）、『一刀両断 先生、もっと勉強しなさい！』（国書刊行会）、『靖国神社をどう考えるか？（共著）』（小学館文庫）、『教育黒書（共著）』（PHP研究所）など。

「現人神」「国家神道」という幻想

近代日本を歪めた俗説を糺す

2003年2月28日 第1版第1刷発行

著 者 新 田 均
発 行 者 江 口 克 彦
発 行 所 P H P 研 究 所
東京本部 〒102-8331 千代田区三番町3番地10
学芸出版部 ☎03-3239-6221
普及一部 ☎03-3239-6233
京都本部 〒601-8411 京都市南区西九条北ノ内町11
PHP INTERFACE <http://www.php.co.jp/>
印 刷 所 大日本印刷株式会社
製 本 所

©Hitoshi Nitta 2003 Printed in Japan

落丁・乱丁本の場合は送料弊所負担にてお取り替えいたします。

ISBN4-569-62654-8

教育黒書

学校はわが子に何を教えているか

八木秀次 編著

「女男平等」「夫婦別姓」「性的自立」——。
総合学習、ジエンダーフリー教育の名の下
に行われている異常な学校教育を白日の下
に晒す。

本体一七〇〇円

本広告の価格は消費税抜きです。
また、定価は将来、改定されることがあります。